

民主党国会対策委員
会通常国会対策研修
於：熱海大月ホテル

日本民主主義の特質と 民主党の展望

2005. 1. 16
橋爪大三郎
(東京工業大)

□0□ 講師自己紹介

はじめ だいさぶろう……1948年神奈川県生まれ。東大大学院社会学研究科博士課程修了。執筆活動を経て、現在、東京工業大学大学院社会理工学研究科・価値システム専攻教授。社会学者。

著書……『言語ゲームと社会理論』『仏教の言説戦略』『現代思想はいま何を考えればいいのか』『その先の日本国へ』(以上、勁草書房)、『言語派社会学の原理』(洋泉社)、『選択・責任・連帯の教育改革』(共著・勁草書房)、『橋爪大三郎の社会学講義』『同2』(夏目書房)、『民主主義は最高の政治制度である』(現代書館)、『はじめての構造主義』(講談社現代新書)、『小室直樹の学問と思想』(共著、弓立社)、『こんなに困った北朝鮮』(メタログ)、『正義・戦争・国家論』『自分を活かす思想/社会を生きる思想』『天皇の戦争責任』(以上、共著、径書房)、『幸福のつくりかた』(ポット出版)、『ヴォーゲル、日本とアジアを語る』(共著、平凡社新書)、『世界がわかる宗教社会学入門』(筑摩書房)、『政治の教室』(PHP新書)、『日本人は宗教と戦争をどう考えるか』(共著・朝日新聞社)、『「心」はあるのか』(ちくま新書)、『人間にとって法とは何か』(PHP新書)、『永遠の吉本隆明』(洋泉社新書y)、『アメリカ論』(近刊・PHP新書)ほか。 <http://www2.valdes.titech.ac.jp/~hashizm/>

□1□ 政治の本質

←2001『政治の教室』

1) 政治とは何か

- Df 政治：大勢の人びとを拘束することがらを決めること 人びとは決定に従う
- Df 政府：人びとから税を集めて事業を行なう組織 政府は公共的な組織
- Df 税：対価(合意にもとづく)ではない一方的な財の提供 納税者は顧客ではない

2) 民主主義とは何か

- Df 民主主義：納税者が主権者である政治
政府 agentを一般の人びと(主権者)が監督する
憲法…主権者から政府に宛てた命令(契約)
- Df 選挙：主権者の投票によって政府を構成する手続き



□2□ 日本政治の特質

1) 武家政治

- 武士団……①血縁、②領地、③契約関係(ご恩=本領安堵/奉公=軍務)にもとづく
中国的官僚制・公地公民制が根付かないで、非合法な土地の私的所有が慣習化した
鎌倉幕府は、裁判権を握り、御家人の領地争いを解決 式目
- 武士道……家族と領地のため、「死に狂い」した ←菅野覚明 2004『武士道の逆襲』
- 武家政権の特徴は、農民の政治参加を禁止すること →農民の反抗→一揆 →抑圧

2) 江戸の政治

←山本七平 197『現人神の創作者たち』

- 朱子学：「正統論」を焦点にする新儒学 霸道(武力による政権) < 王道(徳治)
江戸幕府は、武力で獲得した政権を、再び武力で奪われないために、朱子学を官学化
幕府は、天皇を絶対化し、天皇を絶対化する自らを絶対化した
- 天皇が政権を奪われたのは、徳を失ったため ⇒徳を回復すれば、政権も回復する
山崎闇斎学派(湯武放伐を否定) →水戸学は、このような論理で尊皇倒幕を主張
- 西欧では、封建領主は没落し、傭兵の常備軍(+市民)に。日本では武家政権が持続。

3) 明治天皇制

- 大政奉還……幕府に攘夷ができないなら、天皇から委任された統治権を返還すべき
- 明治維新～Meiji Restoration～王政復古：律令制に復帰すること(専制君主制)
- 自由民権→立憲君主制 すべて国民が天皇の臣下なら、薩長藩閥政治は矛盾
藩閥政治への対抗勢力…1) 議会/地方名望家、2) 官僚/東大・高等文官試験
- 軍人勅諭・教育勅語～憲法の枠外で天皇への忠誠を要求 →皇道派(天皇親政を熱望)

□3□ 戦後政治の特質

1) GHQの占領政治

- 間接統治……旧憲法を含む法秩序は連続したまま、戦後の新体制に移行
連合国最高司令官が主権者 天皇は「その下におかれる」subject to(臣従する)
- 占領統治下の新憲法の制定は、憲法の正統性を疑う余地を残した →自主憲法制定論

2) 自民党長期政権

- 冷戦→保守合同・55年体制 内閣機能や国会機能を、自民党の党内組織が代替
- 現実的な政策選択肢が提示されない→選挙による政権交替なし→官僚パターンリズム

3) 自民党連立政権

- ポスト冷戦→自民党の過半数割れ→細川連立政権→自民党連立政権(→民主党政権?)
- 小選挙区・比例代表併用制→小政党が生き残ってキャスティングボート→自公連立

□4□ 民主党政権への展望

1) 選挙制度と政権チャンス

- 単純小選挙区制なら、民主党が政権政党としての挑戦を続けられ、いずれ政権交替
- 小選挙区・比例代表併用制なら、公明党対策が重要になる 共産党対策も
公明党：仏教エバンゲリスト 学会ボランティア→集票力はある 国民の反感も強い
共産党：原理主義的 学会ほどではないが集票力あり 国民の反感も強い

2) 民主党は、公明党、共産党と結ばないで、単独政権を実現すべき

- 民主党が第一党になるケース(1/2 > 民主 > 自民、民主+共産 > 自民+公明 > 民主)
⇒自公政権をやらせるべし 共産党、公明党が連立をもちかけてきても断る
もしも共産党(または公明党)と連立すれば、比例区をなくせず、単独政権が遠のく
- 民主党が過半数をとるケース ⇒民主党政権 このとき自民党に、1) この際、公明党と協力を解消、2) 政権奪回のため協力を維持、の両方の力が働くのでかき回せる
- 公明が自民と組んでいるのは天佑 ∴連立政権は政策論争が苦手、反公明票が民主に

□5□ 自民党に真似のできない民主党戦略

- 1) 支持基盤を、都市的なサラリーマン家庭に ×労組 ×企業・業界団体・宗教団体
- 公明党の集票マシンを上回るには 有権者の半数に届く雪だるまシステムを拵える
党員チケット(有権者ID)…予備選(有料) 売り手を記名すればシステムに
サポーター(数名のグループ) アンケート(政策投票)、候補者推薦などの任務と特権
- メールネットワーク 対面関係の相手にメールを送り返事をもらう→得票が読める
候補者個人のシステム(後援会)と異なる、持続的な党のシステムを築く
- 2) 政策論争に勝つ
- マニフェスト 基本政策文書/要約版/パンフレット/ビラ 根拠データに遡及で
政策シンクタンクで、基本政策を立案 立候補予定者を訓練 きる構造の情報
- 3) 哲学をきたえる
- 言論戦略 価値観(哲学)+基本政策+たくましい日本語+説得力・信頼性
- スピーチライター 党首の言論戦を支える、フルタイムの一流ライター10名が必要
- イメージ戦略 他党の前で民主党がどうみえるか、どうみえるべきかを常に検証する

朝日カルチャーセンター
提携講座@東工大 西9号館W935
ホップズ
『リヴァイアサン』を読む
2005.1.28
橋爪大三郎 (東工大)

Hobbes, Thomas 1651 *Leviathan, or the matter, forme & power of a common-wealth ecclesiasticall and civil*, London. →1968 Penguin Books.
=1982/1985 水田洋訳『リヴァイアサン(三)』『リヴァイアサン(四)』岩波文庫
=1974 水田洋・田中浩訳『リヴァイアサン』(世界の大思想9)河出書房新社

○……橋爪によるまとめ (xx/yyy) ……岩波xx頁/河出 yyy頁

□ 序説 □

○自然の動物を真似して、自動器械(オートマトン)を造れるように、人間を真似して、リヴァイアサン(モンスター、国家)を造れる。これは、意志と権力をそなえている。

□ 第一部 人間について □

○すべての人間の身体構造と精神機能は、基本的に同一である。それはある程度、正確に記述し、認識することができる。

- 第1章 感覚について
- 第2章 想像力について
- 第3章 イメージの連続あるいは系列について
- 第4章 言語について
- 第5章 理性と科学について
- 第6章 ふつうに情念とよばれる、意志による運動の、内的端緒と、それらが表現される言語について

《精神によって仮想され、あるいは公共的にみとめられた物語から構想された、みえない力への恐怖は、宗教とよばれる。…そして、構想された力が、ほんとうに、われわれが造影するとおりのものであるばあいには、真の宗教とよばれる。》(106/41)

- 第7章 言説の終末すなわち解決について
- 第8章 ふつうに知性とよばれる諸徳性と、それらと反対の諸欠陥について
- 第9章 知識のさまざまな主題について
- 第10章 力、値うち、位階、名誉、ふさわしさについて
- 第11章 さまざまな態度について
- 第12章 宗教について

《人びとは、そのような現出が創造の被造物にほかならないことを知らないで、それらを現実の外部の実体と考え、したがってそれらを幽霊ゴーストとよぶ》(184/74)

《神自身が、超越的な啓示によって、宗教を植えたところでは、かれはまた、かれ自

身に対して特別の王国をつくり、……法を与えたのであり、そのことによって、神の王国では、政策と市民法とは、宗教の一部なのである。…現世的支配と霊的支配との区別は、そこには存在の余地がない。》(194/80)

第13章 人間の至福と悲慘に関する彼らの自然状態について

《肉体の強さについて言えば、もっとも弱い者でも、ひそかなたくらみにより、あるいは彼自身とおなじ危険にさらされている他の人びととの共謀によって、もっとも強い者を殺すだけの、強さをもつ》(207/83)

《人びとが、彼らすべてを威圧しておく共通の権力なしに、生活しているときには、彼らは戦争とよばれる状態にあり、そういう戦争は、各人の各人に対する戦争である。》(210/85)《それで人間の生活は、孤独で貧しく、つらく残忍で短い。》(211/85)

第14章 第一と第二の自然法について、および契約について

第15章 その他の自然法について

第16章 人格、本人、および人格化されたものについて

□ 第二部 コモンウェルスについて □

第17章 コモンウェルスの諸原因、発生、定義について

《共通の権力を樹立するための、ただひとつの道は、彼らすべての権力と強さを、一人の人間に与え、または、多数意見によってすべての意志をひとつの意志とできるような、人びとの一つの合議体アセンブリに与えることであって…。こうして一人格に統合された群衆は、コモンウェルス…とよばれる。これが、あの偉大なリヴァイアサン、むしろあの可死の神の、生成であり…。》(33/115)

第18章 設立による主権者の権利について

第19章 設立によるコモンウェルスのいくつかの種類、および主権者権力の継承について

第20章 父権的および専制的支配について

第21章 臣下の自由について

第22章 政治的および私的な、臣下の諸組織について

第23章 主権的権力の公共的代行者について

第24章 コモンウェルスの栄誉および生殖について

第25章 忠告について

第26章 市民法について

第27章 犯罪、免罪、および軽減について

第28章 処罰と報酬について

第29章 コモンウェルスを弱め、またはその解体に役立つものごとについて

第30章 主権の代表の職務について

第31章 自然による王国について

□ 第三部 キリスト教のコモンウェルスについて □

第32章 キリスト教の政治学の諸原理について

○聖書と理性が、政治学の主要原理になる。

神の言葉 → 預言者（奇蹟・教義） ⇒ 聖書 → 理性による推論 ⇒ 政治学の原理

第33章 聖書の諸篇の数、ふるさ、意図、権威、および解釈者たちについて

○聖書は、神の言葉であり、神の法である。

《各国民において、主権的権威によって、正典的なものとして確立されている諸篇だけが正典であり、すなわち法》である（35/248）○政府が正典と認めたものが聖書。

《モーシェの五篇とよばれるからといって、…それらがモーシェによってかかれたという十分な論拠ではない。》（37/249）

《旧約の全聖書が…公表されたのは、ユダヤ人がバビロンにおける…捕囚からかえったのち、そして、プトレマイオス・フィラデルフスの時代よりまえであった》（44/253）《それらが、自然理性を使用しうするすべての人びとがよむことのできる、神の法であり、権威をそなえたものであることは、うたがいない。》（49/256）→トマス・アキナスの説と一致

⇒○政治的主権者は、神のもとで絶対なのか、それとも、普遍的教会に従属するのか？

第34章 聖書の諸篇における、霊、天使、および靈感の意義について

○天使や霊は実在しない。

聖書にいう「霊」とは、《風あるいは息》《理解力》《愛着》《予言の才能》《生命》《権威への従属》《空気のような物体》のこと。（59-64/259-263）

《天使たちの創造については、聖書のなかになにものべられていない。》（65/263）《天使は、神の特別で異常な作用によって発生させられた、幻影による超自然的な現出にほかならない》（72/266）

第35章 聖書における、神の王国、神聖な、神にささげられた、および聖礼の意味について

○神の王国は、現実の王国である。

《神の王国は、…神がなんらかの主体（臣下）たちのうえに、かれら自身の同意によって獲得した、神の君主政治すなわち主権のこと》（78/268）

《神の王国》は《聖書のたいていの場所で、イスラエルの人民の特定のやり方による投票で設立された、王国と名づけられるのが正当なものを、意味する》（78/268）

《神の王国は、現実的な王国であって、比喩的な王国ではない。》（85/272）

アダムを統治 → アブラハムと契約を結び統治 → モーシェによる契約の更新（《神が王であって祭司長が…副王あるいは代理人たるべき王国》）（83/271）→ サウルを王に選び、神の王国を投げ捨てた → キリストが神の王国を復興する

第36章 神のことばについて、および予言者たちについて

○予言者は神のことばを伝える。だが、主権者がいれば、予言者よりも上である。

《いつわりの予言者のほうがほんとうの予言者よりもずっと数が多い》（114/287f）《主権者が根拠があると思うに応じて彼ら（予言をする者）を支持するか禁止するかを、主権者にゆだねるべきである。》（117/289）

予言者の真偽を人びとが判断する規準：①モーシェの教義と一致、②奇蹟

第37章 諸奇蹟とそれらの効用について

○奇蹟については、教会の首長に聞け

《神の人民の主権的統治者、つまり教会の首長が、…われわれが自称奇蹟あるいは自称予言者を信用するまえに…助言を求めるべき相手なのである。》（132/295）

《自己の私的な理性または良心を判定者とすべきではなくて、公共の理性、つまり神の至高の代理人の理性を、判定者とするべき》（133/296）

第38章 聖書における、永遠の生命、地獄、救済、来世、および贖罪の意味について

○地獄は永遠の責め苦である（第二の死、ではない）。

《主権者以外の誰かが、生命より大きな報酬を与え、死より大きな処罰を課す権力をもつところでは、コモンウェルスが存在することは不可能である。》（135/297）

《イエス・キリストは…すべての信者に対して、アダムの罪によって失われた永遠の生命を回復した》→《すべての人は地上において生活させられるであろう。》（136f/297f）

→《それは、モーシェのもとに設立された神の王国の、復活》（138/298）《天使たちのあいだにおいて結婚や生殖がないのとおなじく、そこには生殖がないであろうし、…結婚がない》（139/299）

《神の国は、政治的コモンウェルス Civil Commonwealth であって、そこでは神自身が…主権者なのであり、…彼の代表人または代理人によって支配する》（143/301）

《復活ののちの神の王国が地上にあるならば、敵と彼の王国もまた、地上にあるに違いない。…サタンによって意味されるのは、教会の地上におけるあらゆる敵なのである。》

（150/304）cf 第35章 ○地獄や悪魔は、実体として存在するわけではない。

《聖書のなかには、三つの世界があげられている。「ふるい世界」「現在の世界」「来るべき世界」である。》（159/309）

第一の世界（古い世界）……アダムからノアの洪水まで

現在の世界（この世界）cf 「王国はこの世界のものではない」ヨハネ18.36（159/309）

来るべき世界……イエス・キリストが天から再臨して支配する地上の世界

第39章 聖書における教会という語の意味について

○政治的主権者の許可のない教会は、不法である。

《私は教会をつぎのように定義する。キリスト教の信仰を告白する人びとの集まりで、ひとりの主権者の人格において結合しており、その命令によって集会をもつべきで、その権威なしに集会をもつことができないもの。》（166/312）

《地上には、すべてのキリスト教徒が服従しなければならぬような、普遍的教会は存在しない。》（166/312）

《教会は、キリスト教徒たる人びとからなる政治的コモンウェルスと同一物であって、その主体が人間であるために政治国家 Civil State とよばれ、その主体がキリスト教徒で

あるために教会とよばれる。》(167/312)

第40章 アブラハム、モーシェ、祭司長たち、およびユダヤ人の王たちにおける、神の王国の諸権利について

○ユダヤ人の共同体の歴史。誰が主権者であったか。

《神が直接に語らなかった人びとは、神の実体的な諸命令を、かれらの主権者からうけとるべき》である(170/314)

《神の代行者がモーシェ自身の時代にはモーシェだったのであり、その職務の継承は、アロンと、かれののちにはその世つぎたちに、さだめられて、神にとって永久に祭司の王国たるべきものとされた。この設立 constitution により、ひとつの王国が神の手に入った。…彼(モーシェ)の権威は、他のすべての王侯の権威のように、人民の同意 consent と、かれに服従するというかれらの約束 promise とにもとづかなければならない。》(172 f/314f)

《サウルのときまで祭司長が、最高権威をもっていた…。…政治的および教会的権力は、ともに、一にして二ならぬ人格、すなわち祭司長において、結合されていた》(178/318)

祭司長＝主権者 →サウル王の即位：祭司長は王権のもとにおかれる →捕囚

第41章 われわれの祝福された救世主の職務について

○キリストの三つの職務。キリストが王であるのは、審判のその日の後である。

三つの職務：贖罪者(救済者)/牧者(教師、予言者)/王(永遠の王)

《われわれの救世主は、…かれが地上で肉体化していた期間には、…人びとの王ではなかったことは明らかである。…キリストの王国は、普遍的復活までは、はじまらないはずである。》(190f/323f)

第42章 教会権力について

○教会に統治権はなく、人びとの服従を要求できない。

《教会権力は、使徒たちにあった…。…これらの人びとののちには、その権力はふたたび…他の人びとに、伝達された。》(202/329)

ベラルミーノ枢機卿：ローマ法王の教会権力は、主権的であり強制的である。

《キリストの王国はこの世のものでない…。したがって彼らの代行者たちも(かれらが王でない限り)、彼の名において服従を要求することはできない。》(207/332) 《キリストは、この世における彼の代行者たちには、彼らが政治的権威をも付与されたのではない限り、他の人びとを支配するいかなる権威をもゆだねなかった。》(211/334)

《地上的主権者の権威は、審判の日までは倒されない》(219/338)

《破門は、…ユダヤ人の慣習からひきだされた語で…。破門の効用と効果は…破門されなかった人びとは、破門された人びとと交際するのを避けるべきだ、ということ以上ではなかった。》(223f/341) 《すべての場所はどうせんに、コモンウェルスの領土内にあるの

だから、破門されたものも、かつて洗礼されたことのないものも、同様に、市民的為政者 Civil Magistrates からの委任によって、それらの場所(合議の場)に入ってよかったのである。》(225/341) 《意見のちがいのために、破門することについては、聖書のなかになんの権威もみあたらず、使徒のなかになんの実例もみあたらない。》(227/342) 《ひとつの教会が他の教会によって破門されるということはありません。》(229/343) 《主権者たる王侯または合議体が破門されるとすると、その判決文は何の効果もない。》(229/344)

《(旧約聖書の)諸篇は、主権者の政治権力によってでなければ、けっして法とはされなかったことは、明白である。》(242/351)

《新約は、キリスト教徒である主権者たちのもとで、はじめて規範的になった。》(242/351)

《内面の信仰は、それ自身の本性において、みえないものであり、したがって、あらゆる人間的な裁判権から除外されている》(244/352)

《コモンウェルスがキリスト教の信仰を奉じたときまでは、どの教会のなかにも、強制する権威はありません。》(255/357)

《どんな諸教義が平和にふさわしく、臣下に教えられるにふさわしいかを、審判する権利は、すべてのコモンウェルスにおいて、主権者の政治権力に…不可分に結びついている》(268/364f)

《キリスト教徒たる王たちはいぜんとして、かれらの人民の最高牧者なのであり、教会に教えるため…かれらの好むままに牧者たちを叙任する権力をもつ》(269/365)

《最高の牧者をのぞくすべての牧者は、政治的主権者の権利において、すなわち彼の権威によって、すなわち政治的権利によって、…責務を執行する。だが、王および他のすべての主権者は、最高の牧者という彼の責務を、神からの直接の権威によって…執行する。》(272/367)

《かれら(政治的主権者)は、宗教のことがらに関する彼らの臣下の統治を、法王にゆだねてもいいのだが、その場合には、法王は、その点ではかれらに従属し、他人の領土でその付託を、政治的権利によって、すなわち政治的主権者の権利において、実行するのであり、神聖の権利によって、すなわち神の権利においてではないのである。それだから、主権者が、かれの臣下たちの利益のために必要だとおもうならば、法王はその職務を解除される》(280/371)

・以下、枢機卿ベラルミーノの最高の司教についての諸篇の考察

《ある国王が政治権力を持ち、法王が霊的権力をもつとして、だからその王は、…法王に従うように拘束される、ということはない。》(319/391f)

《法王はキリストの唯一の代理であったにしても、かれはかれの統治を、われわれの救世主の再来まで、行使することができない》(320/392)

《霊的コモンウェルスは、この世にひとつも存在しない。それはキリストの王国と同じものだから》(323/394)

第43条 人が天の王国に受容されるために必要なものごとについて

○神の法とコモンウェルスの法は矛盾しない。

《キリスト教の諸コモンウェルスの…内乱の…口実は、…神と人間の命令が対立する場合に、双方に同時に服従することが困難だということだった。…ひとがふたつの相反する命令を受け、そのひとつが神の命令だとわかっていれば、それに服従すべきで、他方が合法的な主権者の命令であっても、…それに服従すべきでないのは十分に明白である。》(337/398)

○煉獄があるという証拠はない。(353/406f)

《神の法とコモンウェルスの法とのあいだには、矛盾はありえない》(360/410)

□ 第四部 暗黒の王国 □

第44章 聖書のまちがった解釈からくる霊的暗黒について

○人間の魂や靈魂といったものは存在しない。

霊的暗黒の四つの原因……1) 聖書を知らない、2) 異教徒の魔物学、3) アリストテレスのまちがった哲学、4) 虚偽の伝説・虚構の歴史
(19/413)

《聖書の最大かつ主要な悪用は、…神の王国が、現在の教会のことであるとか、…ということを実証するために、聖書をねじまげることである。》(20/413)

⇒《キリスト教徒たる王は、その冠を司教によってうけることが必要だ…、…法王に対する絶対的服従の誓をたてるのだ、という》(22/414) 《レヴィ人に支払われた十分の一税…が、…教会人によって…要求され、キリスト教徒からとられてきた》(23/415)

⇒《現在の教会が神の王国であるという、この同じ誤解から、市民法と教会法との区別が生じた。》《同じことから、どのキリスト教国家においても、…政治国家の諸貢納と諸法廷を免除される、一定の人びとがいることになる。》(25/415f)

《もうひとつの一般的な誤謬は、永遠の生、永劫の死、および第二の死という語のあやまった解釈からくる》(29f/418)

⇒《すべての人は、彼の魂が不死なのであるから、本性上、生命の永遠性をもつというのである。》(30/419)

《聖書のなかの魂は、つねに生命か生命ある被造物をあらわし、肉体と魂はいっしょになって、生きている肉体をあらわす。》(31/419)

⇒《贖宥の教義とは、…一時的にあるいは永久に煉獄の火からまぬかれるという教義であり、その火のなかで、これらの無形の実体が、やかれることによって、きよめられて天国にふさわしいものとされるのだと、称せられる》(32f/420)

第45章 魔物学およびその他の異邦人の宗教の遺物について

○ローマの儀礼の混入が多い。

《現在ローマの教会のなかで行なわれている、諸聖人、諸映像、諸遺跡の崇拜…は、…神の語によって許されていないし、…異邦人たちの最初の改宗に際して、そのなかに残され

たのであり、…ローマの司教たちによって、奨励され…たのだ》(90/447)

《聖者たちの叙列は、異邦人の流儀の…遺物、…ローマのコモンウェルスそのものとともに古い、慣習なのである。》(95/449)

《法王たちが最高祭司長の名称と権力を受け取ったのも、ローマの異教徒からである。》(95/449f)

《行列をつくって諸映像を運びまわすることは、ギリシャ人およびローマ人の、もうひとつの遺物である。》(96f/450)

第46章 空虚な哲学および架空のいいつたえから生じた暗黒について

○ギリシャ哲学が有害なのは、靈魂が実在するという考えを導くからである。

《私の信じるところでは、自然哲学において、今日アリストテレス形而上学とよばれているもの以上に背理的なことを、…政治学において言ったことの多くよりも、統治に反することを、…かれの倫理学の大部分よりも無知なことを、…言うことはできない。》(111/455)

《聖書とまぜあわされてスコラ神学をつくることになった、かれらの形而上学から、われわれは、この世には諸物体から分離されたある諸本質が存在する、ということ聞かされる》(114/456)

《アリストテレスの政治学から、かれらは、民衆的以外のすべてのやりかたのコモンウェルスを、圧政とよぶことを学んだ。》(128/464)

第47章 そのような暗黒からでる利得について、およびそれが誰に帰属するか

○キリスト教会は、根拠のない教義によって、権力と経済的利益を手に入れている。

ローマ皇帝 ⇒ 最高祭司長（政治国家に臣従する役人）の称号 ⇒ 聖ペテロの権利
「教会が神の王国」と主張

暗黒とはたとえば……法王の無謬／司教は法王に臣従／聖職者の免税／聖なる称号／結婚は聖礼である／祭司の独身／告白／列聖／贖罪／煉獄／魔よけ／スコラ神学

《法王制が死滅したローマ帝国の幽霊で、その墓のうえに冠をいだいてすわっているものにほかならない》(150/473f)

□ 総括と結論 □

《結論すれば、この全論究のなかに…、私が考えうるかぎり、神の語にも善良な風俗にも反するものはなく、公共の平穩をみだすものもない。したがって、私は、それが印刷されるのが有益であるだろうと思うし、……諸大学で教えられるのがもっと有益であろうと思う》(171/483)

コメント

- ホッブズの論証は、聖書の引用と聖書研究の成果にもとづいており、論理的かつ合理的なものである。
- 合理的とは、魂、煉獄、天使、聖人崇拜、法王無謬性といった、ローマ教会が持ち込んだ非合理的な要素をすべて払拭していることをいう。
- ホッブズは、彼の政治学が、現にキリスト教の信仰をもつすべての西欧社会の人びとに受け容れられることを望んだ。
- ホッブズのキリスト教理解は、プロテスタント神学を下敷きにしている。
- ホッブズがアリストテレス哲学を嫌うのは、それがスコラ哲学を基礎づけ、靈魂の存在を支持するからである。

- 『リヴァイアサン』の後半は、ある信仰や信念、イデオロギーをもつ人びとの集団（教会や党）と、政治的国家との関係について論じている。
- たとえば、超越的な信念やイデオロギーが支配的である社会でも、政治的国家（主権）がその信念をもつ集団に優越すべきであることの論証が、主張の眼目である。
- ホッブズの政治学は、近代西欧的な政教分離の規準となった。

- 20世紀は、ファシズム、マルクス主義国家によって、近代政治の原則が否定されたことを軸に展開した。
- イスラム世界の政治問題は、ホッブズの問題関心のなかで解かれるべき問題である。
- 現代の中国は、資本主義の自由経済と、イデオロギー党派の一党支配の組み合わせであり、歴史的な概念としては、ファシズムに該当する。
- 中国は、党と国家の優劣関係をめぐって複雑な様相を示しており、ホッブズの考察が密接に関連する。

- ホッブズの権力の一般理論（『リヴァイアサン』前半）は、後半の教会論と照応してはじめて、具体的現実的な内容をもつ。
- ホッブズは国教会の洗礼を受けているが、キリスト教を文字通り信仰してのことかは疑問。むしろ自らの政治学者としての信念に従ってとった態度ではないか。
- ホッブズの教会論は、キリスト教の信仰を「人びとの信念一般」に置き換えた場合に、その今日的意味が明らかになる。

THE INTRODUCTION

NATURE (the Art whereby God hath made and governes the World) is by the Art of man, as in many other things, so in this also imitated, that it can make an Artificial Animal. For seeing life is but a motion of Limbs, the beginning whereof is in some principall part within; why may we not say, that all *Automata* (Engines that move themselves by springs and wheelles as doth a watch) have an artificial life? For what is the *Heart*, but a *Spring*; and the *Nerves*, but so many *Strings*; and the *Joynts*, but so many *Wheels*, giving motion to the whole Body, such as was intended by the Artificer? Art goes yet further, imitating that Rationall and most excellent worke of Nature, *Man*. For by Art is created that great LEVIATHAN called a COMMON-WEALTH, or STATE, (in latine *CIVITAS*) which is but an Artificiall Man; though of greater stature and strength than the Naturall, for whose protection and defence it was intended; and in which, the *Soveraignty* is an Artificiall *Soul*, as giving life and motion to the whole body; The *Magistrates*, and other *Officers* of Judicature and Execution, artificiall *Joynts*; *Reward* and *Punishment* (by which fastned the seate of the *Soveraignty*, every joynt and member is moved to performe his duty) are the *Nerves*, that do the same in the Body Naturall; The *Wealth* and *Riches* of all the particular members, are the *Strength*; *Salus Populi* (the *peoples safety*) its *Business*; *Counsellors*, by whom all things needfull for it to know, are suggested unto it, are the *Memory*; *Equity* and *Lawes*, an artificiall *Reason* and *Will*; *Concord*, *Health*; *Sedition*, *Sickness*; and *Civill war*, *Death*. Lastly, the *Pacts* and *Covenants*,

The Introduction

by which the parts of this Body Politique were at first made, set together, and united, resemble that *Fiat*, or the *Let us make man*, pronounced by God in the Creation.

[2] To describe the Nature of this Artificiall man, I will consider

First, the *Matter* thereof, and the *Artificer*; both which is *Man*.

Secondly, *How*, and by what *Covenants* it is made; what are the *Rights* and just *Power* or *Authority* of a *Soveraigne*; and what it is that *preserveth* and *dissolveth* it.

Thirdly, what is a *Christian Common-wealth*. Lastly, what is the *Kingdome of Darkness*.

Concerning the first, there is a saying much usurped of late, That *Wisdom* is acquired, not by reading of *Books*, but of *Men*. Consequently wherunto, those persons, that for the most part can give no other proof of being wise, take great delight to shew what they think they have read in men, by uncharitable censures of one another behind their backs. But there is another saying not of late understood, by which they might learn truly to read one another, if they would take the pains; and that is, *Nosce teipsum, Read thy self*: which was not meant, as it is now used, to countenance, either the barbarous state of men in power, towards their inferiours; or to encourage men of low degree, to a sawcie behaviour towards their betters; But to teach us, that for the similitude of the thoughts, and Passions of one man, to the thoughts, and Passions of another, whosoever looketh into himself, and considereth what he doth, when he does *think*, *opine*, *reason*, *hope*, *fear*, &c, and upon what grounds; he shall thereby read and know, what are the thoughts, and Passions of all other men, upon the like occasions. I say the similitude of *Passions*, which are the same in

The Introduction

all men, *desire*, *fear*, *hope*, &c; not the similitude of the objects of the Passions, which are the things *desired*, *feared*, *hoped*, &c: for these the constitution individual, and particular education do so vary, and they are so easie to be kept from our knowledge, that the characters of mans heart, blotted and confounded as they are, with dissembling, lying, counterfeiting, and erroneous doctrines, are legible onely to him that searcheth hearts. And though by mens actions wee do discover their designe sometimes; yet to do it without comparing them with our own, and distinguishing all circumstances, by which the case may come to be altered, is to decipher without a key, and be for the most part deceived, by too much trust, or by too much diffidence; as he that reads, is himself a good or evil man.

But let one man read another by his actions never so perfectly, it serves him onely with his acquaintance, which are but few. He that is to govern a whole Nation, must read in himself, not this, or that particular man; but Man-kind: which though it be hard to do, harder than to learn any Language, or Science; yet, when I shall have set down my own reading orderly, and perspicuously, the pains left another, will be onely to consider, if he also find not the same in himself. For this kind of Doctrine, admitteth no other Demonstration. 131

青年海外協力隊
平成16年3次隊
派遣前訓練講義

異文化理解と適応

世界の宗教と日本(人)

2005.2.15
橋爪大三郎
(東京工業大)
14:30~17:00

□0□ 講師自己紹介

はしづめ だいさぶろう……1948年神奈川県生まれ。東大大学院社会学研究科博士課程修了。執筆活動を経て、現在、東京工業大学大学院社会理工学研究科・価値システム専攻教授。社会学者。
著書……『言語ゲームと社会理論』『仏教の言説戦略』『現代思想はいま何を考えればよいのか』『その先の日本国へ』(以上、勁草書房)、『言語派社会学の原理』(洋泉社)、『冒険としての社会科学』(毎日新聞社)、『橋爪大三郎の社会学講義』『同2』(夏目書房)、『民主主義は最高の政治制度である』(現代書館)、『小室直樹の学問と思想』(共著、弓立社)、『はじめての構造主義』(講談社現代新書)、『こんなに困った北朝鮮』(メタログ)、『正義・戦争・国家論』『自分を活かす思想/社会を生きる思想』『天皇の戦争責任』(以上、共著、径書房)、『ヴォーゲル、日本とアジアを語る』(共著、平凡社新書)、『幸福のつくりかた』(ポット出版)、『世界がわかる宗教社会学入門』(筑摩書房)、『強いサラリーマン、へたばる企業』(共著・廣済堂出版)、『寛容のレシピ』(グラスビー著、解説・NTT出版)、『政治の教室』(PHP新書)、『日本人は宗教と戦争をどう考えるか』(共著・朝日新聞社)、『「心」はあるのか』(ちくま新書)、『人間にとって法とは何か』(PHP新書)、『永遠の吉本隆明』(洋泉社新書y)ほか。 <http://www2.valdes.titech.ac.jp/~hashizm/>

□1□ 宗教とは何だろう

- 1) 宗教の定義は、むずかしい
・橋爪の定義：宗教「日常生活のなかで自明でない前提のもとづいてふるまうこと」
- 2) 宗教の役割……人びとの集まりである社会に、道徳・規範・社会構造を与える
・宗教は、OS (MAC, WINDOWS) のようなもの 優れているから普及すると限らない
- 3) 宗教は生活に密着している
・キリスト教徒10億+ムスリム10億+ヒンドゥー教徒10億+儒教徒10億+…
・日本人の宗教嫌いは、江戸時代、明治時代の「行政指導」のせい

□2□ ユダヤ教

- 1) 一神教 monotheism は、ただの多神教 polytheism の反対なのか
・宗教=神との契約=法律 なぜユダヤ民族は一神教を発明したか?
・ヤハウェ：戦争神/創造神 神は主/人間は奴隷 ユダヤ民族にとって救済とは?
- 2) なぜユダヤ教には、ややこしい宗教上の規則があるのか
・食物規制(血は飲まない、鱗のない魚はだめ、……) ⇒異教徒と結婚できる?
・安息日(ユダヤ教は土曜、キリスト教は日曜、イスラム教は金曜)
- 3) 「予言者」「法学者」とはどういう活動をするのか
・予言者~神の声を聞き王と人民に警告(知識人の原型) モーゼ、エリヤ、イザヤ…
・パリサイ人~モーゼの律法に忠実な平信徒 シナゴーグは教会なのか?
・ラビ~世俗の職業をもつかわらユダヤ法学者として活動

□3□ キリスト教

- 1) イエス=キリストを信じると、なぜ救われるのか
・イサクの犠牲 アブラハムがあわや一人息子を犠牲に ⇒イエスの礎
・パウロの学説 イエスはキリスト、神のひとり子 「原罪」
- 2) 『聖書』はなぜ、旧約+新約なのか
・最後の審判(神の裁き)とは 救済とは ハルマゲドンとは?
・人間は死んだらどうなるのか 誰が「神の国」に入る?
・なぜキリスト教は政教分離か? 教会(法律を守る) 皇帝(信仰を守る)
- 3) なぜ、いくつも教会があるのか
・東方教会(正教)~ビザンチン総主教/西方教会(ローマカトリック)~ローマ教皇
・プロテスタント教会 ルターが免罪符の販売に抗議
カルヴァン派(→清教徒)、ルター派、クウェーカー、バプティスト…
・英国国教会(アングリカン・チャーチ)
・イエズス会(強固な軍隊的組織と献身)~反宗教改革

□4□ イスラム教をどう理解すればいいか

- 1) ムハンマドは、教祖なのか?
・ムハンマド=最大で最後の預言者(神の使徒) 『クルアーン』の啓示を受ける
・カリフ(神の使徒の代理人)：ムスリム共同体(ウンマ)の統治者
- 2) イスラム法は、合理的なシステム
・法源：クルアーン/スンナ/イジュマ/キャース 上位の法源が優先
・スンナ：ムハンマドの言動についての伝承(ハディース)
・イジュマ：法学者の一致した見解 法学者に手紙を出し判断を仰ぐ
・キャース：三段論法による法学者の推論 ほかの法判断を拘束しない ×人の立法
- 3) イスラム教は「原理主義」なのか
・イスラム法の遵守 イスラム法は民族を超越している 礼拝/巡礼/食物規制
・救済：地上の幸福/来世の幸福(二重の幸福) 聖戦(ジハード)→天国
・西欧化(資本主義、民主主義)はなぜ困難なのか

□5□ 日本人の宗教をどう理解すればいいか

- 1) 神と仏を、同時に拝むことができるか?
・仏教…哲学的合理主義…世界の実在を否定 ×自己 ×靈魂 ×先祖崇拝 ×葬儀
・本地垂迹説：仏陀⇔神々 法華経の本仏思想がヒント
・切支丹弾圧 →宗門人別帳 →仏壇・位牌・葬式仏教
- 2) 日本は儒教社会なのか
・儒教…官僚の行動マニュアル 父系社会(年長者絶対)+官僚制(君主絶対)
・日本的儒学 忠孝一如(父に仕えるごとく主君に仕えよ) ⇒天皇制、日本株式会社
- 3) 「英霊」は神道の考えなのか
・垂加神道(山崎闇斎が唱えた) 儒教の君主=天皇=神の子孫
・平田神道(平田篤胤が唱えた) 死の穢れを否定 →霊は現世に実在
- 4) 「あなたは何を信じているの」と聞かれたら…?
・「無神論です」は、なぜまずいか?

2005-4-(4)

Middle East Fellowship Core Program Lecture at the Hotel Asia Center of Japan

Post-war Japan Society

by

Daisaburo Hashizume

(Professor of Sociology, Tokyo Institute of Technology)

hashizm@valdes.titech.ac.jp

March 15, 2005

A few of the topics below will be chosen according to the audience's interest.

1) Religious life

key words : Shintoism, Buddhism, Sokagakkai, Aum the Supreme Truth

2) Family

key words : "ie" system, baby boomers, low reproductivity, feminism

3) Bureaucracy

key words : career/non-career, seniority system, GONGO, Japan corporation

4) Education

key words : entrance exam hell, deviation value, unattendance, shutting in

5) Literature

key words : Mishima Yukio, Oe Kenzaburo, Murakami Haruki, Yoshimoto Banana

6) History and modernity

key words : Shogunate government, Meiji restoration, Tenno, work ethics

7) Post-war thoughts

key words : Marxism, liberalism, socialism, conservatism, post-modernism

8) Minorities

key words : Ainu, Buraku (discriminated villages), Korean Japanese, Okinawans

おまけ

平成 17 年度 国際交流基金 知的交流フェロシップ (招へい・中東) コア・プログラム
「伝統と近代：政治・経済・文化の視角から」 2005.11.11-30 P14

橋爪 大三元/HASHIZUME, Daisaburo (Prof.)

東京工業大学大学院社会理工学研究科 教授

Professor, Tokyo Institute of Technology

1948 年神奈川県生まれ、社会学者。東京大学大学院社会学研究科博士課程単位取得退学。執筆活動ののち、1989 年東京工業大学工学部助教授。1996 年より現職。著書に、『言語ゲームと社会理論』『仏教の言説戦略』『はじめての構造主義』『天皇の戦争責任』『世界がわかる宗教社会学入門』『アメリカの行動原理』など多数。

Born in 1948 in Kanagawa Prefecture, Sociologist. After being doctoral candidate in Graduate School of Sociology, the University of Tokyo, worked as free-lancer for years in sociology. Appointed as Associate Professor, Tokyo Institute of Technology in 1989. Author of *Language Game and Social Theory*, *The Discourse Strategy of Buddhism*, *Structualism for Beginners*, *Hirohito's War Responsibility*, *Introduction to the Sociology of Religion*, *On America*, and others.



男子がいなくて女子はいる。女
帝で結構だが、国のかたちについ
て国民的論議をすべき機会だ。
「例えば共和制というあり方な
ども模索してよいのではなからう
か」と橋爪大三元東工大教授。

素粒子

おまけ

朝日新聞 (7/7)
朝日新聞より引用

2005.10.26

松下政経塾第26期生
哲学・宗教(1)

一神教とは何か

2005. 4. 15
橋爪大三郎
(東京工業大)

□0□ 講師自己紹介

はしづめ だいさぶろう……1948年神奈川県生まれ。東大大学院社会学研究科博士課程修了。執筆活動を経て、現在、東京工業大学大学院社会理工学研究科・価値システム専攻教授。社会学者。
著書……『言語ゲームと社会理論』『仏教の言説戦略』『現代思想はいま何を考えればよいのか』『その先の日本国へ』(以上、勁草書房)、『言語派社会学の原理』(洋泉社)、『冒険としての社会科学』(毎日新聞社)、『橋爪大三郎の社会学講義』『同2』(夏目書房)、『民主主義は最高の政治制度である』(現代書館)、『小室直樹の学問と思想』(共著、弓立社)、『はじめての構造主義』(講談社現代新書)、『こんなに困った北朝鮮』(メタログ)、『正義・戦争・国家論』『自分を活かす思想/社会を生きる思想』『天皇の戦争責任』(以上、共著、径書房)、『ヴォーゲル、日本とアジアを語る』(共著、平凡社新書)、『幸福のつくりかた』(ポット出版)、『世界がわかる宗教社会学入門』(筑摩書房)、『強いサラリーマン、へたばる企業』(共著・廣済堂出版)、『寛容のレシピ』(グラスビー著、解説・NTT出版)、『政治の教室』(PHP新書)、『日本人は宗教と戦争をどう考えるか』(共著・朝日新聞社)、『「心」はあるのか』(ちくま新書)、『人間にとって法とは何か』(PHP新書)、『永遠の吉本隆明』(洋泉社新書y)、ほか。 <http://www2.valdes.titech.ac.jp/~hashizm/>

□1□ 宗教とは何か

- 1) 宗教の定義は、むずかしい
 - ・橋爪の定義：宗教「日常生活のなかで自明でない前提にもとづいてふるまうこと」
- 2) 宗教の役割……人びとの集まりである社会に、道德・規範・社会構造を与える
 - ・宗教は、OS (MAC, WINDOWS) のようなもの 優れているから普及すると限らない
- 3) 宗教は生活に密着している
 - ・キリスト教徒15億+ムスリム10億+ヒンドゥー教徒10億+儒教徒10億+…
 - ・日本人の宗教嫌いは、江戸時代、明治時代の「行政指導」のせい

□2□ ユダヤ教

- 1) 一神教 monotheism は、ただの多神教 polytheism の反対なのか
 - ・宗教=神との契約=法律 なぜユダヤ民族は一神教を発明したか？
 - ・ヤハウェ：戦争神/創造神 神は主/人間は奴隷 ユダヤ民族にとって救済とは？
- 2) なぜユダヤ教には、ややこしい宗教上の規則があるのか
 - ・食物規制(血は飲まない、鱗のない魚はだめ、……) ⇒異教徒と結婚できる？
 - ・安息日(ユダヤ教は土曜、キリスト教は日曜、イスラム教は金曜)
- 3) 「予言者」「法学者」はどういう活動をするのか
 - ・予言者～神の声を聞き王と人民に警告(知識人の原型) モーゼ、エリヤ、イザヤ…
 - ・パリサイ人～モーゼの律法に忠実な平信徒 シナゴグは教会なのか？
 - ・ラビ～世俗の職業をもつかわらユダヤ法学者として活動

□3□ キリスト教

- 1) イエス=キリストを信じると、なぜ救われるのか
 - ・イサクの犠牲 アブラハムがあわや一人息子を犠牲に ⇒イエスの礎
 - ・パウロの学説 イエスはキリスト、神のひとり子 「原罪」
- 2) 『聖書』はなぜ、旧約+新約なのか
 - ・最後の審判(神の裁き)とは 救済とは ハルマゲドンとは？
 - ・人間は死んだらどうなるのか 誰が「神の国」に入る？
 - ・なぜキリスト教は政教分離か？ 教会(法律を守る) 皇帝(信仰を守る)
- 3) なぜ、いくつも教会があるのか
 - ・東方教会(正教)～ビザンチン総主教/西方教会(ローマカトリック)～ローマ教皇
 - ・プロテスタント教会 ルターが免罪符の販売に抗議
カルヴァン派(→清教徒)、ルター派、クウェーカー、バプティスト…
 - ・英国国教会(アングリカン・チャーチ)
 - ・イエズス会(強固な軍隊的組織と献身)～反宗教改革

□4□ イスラム教をどう理解すればいいか

- 1) ムハンマドは、教祖なのか？
 - ・ムハンマド=最大で最後の預言者(神の使徒) 『クルアーン』の啓示を受ける
 - ・カリフ(神の使徒の代理人)：ムスリム共同体(ウンマ)の統治者
- 2) イスラム法は、合理的なシステム
 - ・法源：クルアーン/スンナ/イジュマー/キャース 上位の法源が優先
 - ・スンナ：ムハンマドの言動についての伝承(ハディース)
 - ・イジュマー：法学者の一致した見解 法学者に手紙を出し判断を仰ぐ
 - ・キャース：三段論法による法学者の推論 ほかの法判断を拘束しない ×人の立法
- 3) イスラム教は「原理主義」なのか
 - ・イスラム法の遵守 イスラム法は民族を超越している 礼拝/巡礼/食物規制
 - ・救済：地上の幸福/来世の幸福(二重の幸福) 聖戦(ジハード)→天国
 - ・西欧化(資本主義、民主主義)はなぜ困難なのか

□5□ 聖書を読む

- 1) 創世記 Genesis
 - ・人間は、2通りに造られた 1.27 男と女の創造、2.21-23 男から女を創造
 - ・バベルの塔～言葉と民族の起源 11.1 同じ言葉 11.7 言葉をばらばらにする
 - ・神の言動はときに矛盾する 17.16 神の祝福 22.2 神はイサクの犠牲を命じる
- 2) 出エジプト記 Exodus
 - ・神には名前がない 3.6 アブラハムの神、イサクの神、ヤコブの神
 - ・十戒 Ten Commandments 20.1-17 20.16 偽証してはならない(法廷での規範)
 - ・人道的律法 22.20-26 寄留者、寡婦、孤児、貧窮者の保護規定
 - ・偶像崇拜 32.1-6 金の子牛を造る 32.10 神は絶滅を決意し翻意 32.28三千人を殺害
- 3) 新約聖書
 - ・イエスの系図 マ1.1-17 ダビデの子 マ 出生の記事なし ヨ1.18 独り子の神
 - ・悪魔の誘惑 マ4.1-11 →参考「日本人はなぜ論争が下手なのか」

ISL創造型リーダー
養成プログラム@六本
木ヒルズ森タワー49F

宗教と人間

2005.6.4
橋爪大三郎
(東京工業大)

□0□ 講師自己紹介

はしづめ だいさぶろう……1948年神奈川県生まれ。東大大学院社会学研究科博士課程単位取得退学。執筆活動を経て、現在、東京工業大学大学院社会理工学研究科・価値システム専攻教授。社会学者。
著書……『言語ゲームと社会理論』『仏教の言説戦略』『現代思想はいま何を考えればよいのか』『その先の日本国へ』(以上、勁草書房)、『言語派社会学の原理』(洋泉社)、『冒険としての社会科学』(毎日新聞社)、『橋爪大三郎の社会学講義』『同2』(夏目書房)、『民主主義は最高の政治制度である』(現代書館)、『小室直樹の学問と思想』(共著、弓立社)、『はじめての構造主義』(講談社現代新書)、『こんなに困った北朝鮮』(メタログ)、『正義・戦争・国家論』『自分を活かす思想/社会を生きる思想』『天皇の戦争責任』(以上、共著、径書房)、『ヴォーゲル、日本とアジアを語る』(共著、平凡社新書)、『幸福のつくりかた』(ポット出版)、『世界がわかる宗教社会学入門』(筑摩書房)、『強いサラリーマン、へたばる企業』(共著・廣済堂出版)、『寛容のレシピ』(グラスビー著、解説・NTT出版)、『政治の教室』『人間にとって法とは何か』(以上、PHP新書)、『日本人は宗教と戦争をどう考えるか』(共著・朝日新聞社)、『「心」はあるのか』(ちくま新書)、『永遠の吉本隆明』(洋泉社新書y)、『アメリカの行動原理』(PHP新書・近刊)ほか。
<http://www2.valdes.titech.ac.jp/~hashizm/>

■ Part I 一神教 ■

□1□ 宗教とは何か

- 1) 宗教の定義は、むずかしい
・橋爪の定義：宗教「日常生活のなかで自明でない前提のもとづいてふるまうこと」
- 2) 宗教の役割……人びとの集まりである社会に、道徳・規範・社会構造を与える
・宗教は、OS (MAC, WINDOWS) のようなもの 優れているから普及すると限らない
- 3) 宗教は生活に密着している
・キリスト教徒15億+ムスリム10億+ヒンドゥー教徒10億+儒教徒10億+…
・日本人の宗教嫌いは、江戸時代、明治時代の「行政指導」のせい

□2□ ユダヤ教

- 1) 一神教 monotheism は、ただの多神教 polytheism の反対なのか
・宗教=神との契約=法律 なぜユダヤ民族は一神教を発明したか？
・ヤハウェ：戦争神/創造神 神は主/人間は奴隷 ユダヤ民族にとって救済とは？
- 2) なぜユダヤ教には、ややこしい宗教上の規則があるのか
・食物規制(血は飲まない、鱗のない魚はだめ、……) ⇒異教徒と結婚できる？
・安息日(ユダヤ教は土曜、キリスト教は日曜、イスラム教は金曜)
- 3) 「予言者」「法学者」はどういう活動をするのか
・予言者～神の声を聞き王と人民に警告(知識人の原型) モーゼ、エリヤ、イザヤ…
・パリサイ人～モーゼの律法に忠実な平信徒 シナゴークは教会なのか？
・ラビ～世俗の職業をもつかわらユダヤ法学者として活動

□3□ キリスト教

- 1) イエス=キリストを信じると、なぜ救われるのか
・イサクの犠牲 アブラハムがあわや一人息子を犠牲に ⇒イエスの礎
・パウロの学説 イエスはキリスト、神のひとり子 「原罪」
- 2) 『聖書』はなぜ、旧約+新約なのか
・最後の審判(神の裁き)とは 救済とは ハルマゲドンとは？
・人間は死んだらどうなるのか 誰が「神の国」に入る？
・なぜキリスト教は政教分離が？ 教会(法律を守る) 皇帝(信仰を守る)
- 3) なぜ、いくつも教会があるのか
・東方教会(正教)～ビザンチン総主教/西方教会(ローマカトリック)～ローマ教皇
・プロテスタント教会 ルターが免罪符の販売に抗議
カルヴァン派(→清教徒)、ルター派、クウェーカー、バプティスト…
・英国国教会(アングリカン・チャーチ)
・イエズス会(強固な軍隊的組織と献身)～反宗教改革

□4□ イスラム教をどう理解すればいいか

- 1) ムハンマドは、教祖なのか？
・ムハンマド=最大で最後の預言者(神の使徒) 『クルアーン』の啓示を受ける
・カリフ(神の使徒の代理人)：ムスリム共同体(ウンマ)の統治者
- 2) イスラム法は、合理的なシステム
・法源：クルアーン/スンナ/イジュマー/キャース 上位の法源が優先
・スンナ：ムハンマドの言動についての伝承(ハディース)
・イジュマー：法学者の一致した見解 法学者に手紙を出し判断を仰ぐ
・キャース：三段論法による法学者の推論 ほかの法判断を拘束しない ×人の立法
- 3) イスラム教は「原理主義」なのか
・イスラム法の遵守 イスラム法は民族を超越している 礼拝/巡礼/食物規制
・救済：地上の幸福/来世の幸福(二重の幸福) 聖戦(ジハード)→天国
・西欧化(資本主義、民主主義)はなぜ困難なのか

□5□ 聖書を読む

- 1) 創世記 Genesis
・人間は、2通りに造られた 1.27 男と女の創造、2.21-23 男から女を創造
・バベルの塔～言葉と民族の起源 11.1 同じ言葉 11.7 言葉をばらばらにする
・神の言動はときに矛盾する 17.16 神の祝福 22.2 神はイサクの犠牲を命じる
- 2) 出エジプト記 Exodus
・神には名前がない 3.6 アブラハムの神、イサクの神、ヤコブの神
・十戒 Ten Commandments 20.1-17 20.16 偽証してはならない(法廷での規範)
・人道的律法 22.20-26 寄留者、寡婦、孤児、貧窮者の保護規定
・偶像崇拜 32.1-6 金の子牛を造る 32.10 神は絶滅を決意し翻意 32.28三千人を殺害
- 3) 新約聖書
・イエスの系図 マ1.1-17 ダビデの子 マ 出生の記事なし マ1.18 独り子の神
・悪魔の誘惑 マ4.1-11 →参考「日本人はなぜ論争が下手なのか」

■ Part II 仏教・儒教 ■

□6□ 仏教

1) 初期仏教

- ・法前仏後 (cf 神前法後) 法→dharma →覚り →仏陀 (覚者) Bhudda
- ・釈尊 (釈迦牟尼世尊) 修行→中道 三(四)諦・八正道 無常 苦 ×輪廻 ×靈魂
- ・サンガ (僧伽) 羯磨 和合 戒律→波羅提木叉 授戒 阿含經 仏典結集
- ・經・律・論 三歸依 (仏・法・僧=三宝) 阿毘達磨
- ・部派仏教 仏像 仏塔信仰 (卒塔婆) 上座部 (南伝) / 大衆部 ×小乗

2) 大乘仏教

- ・大乘非仏説論 (富永仲基) 般若經→浄土經・法華經→華嚴經 大乘教仏塔信仰起源説
- ・菩薩 歴劫成仏 過去仏 現在多仏 (阿弥陀仏、阿閼仏、…) 極楽往生

3) 密教

- ・大日經→胎藏界曼荼羅 金剛頂經→金剛界曼荼羅 即身成仏 真言陀羅尼

□7□ 中国と日本の仏教

1) 天台宗

- ・漢訳仏典 教相判釈 天台の五時教判 禅宗→達磨大師 大乘戒

2) 禅宗

- ・達磨大師 戒律を否定→清規 只管打坐 不立文字 公案

3) 浄土宗・浄土真宗

- ・法蔵菩薩の四十八願 阿弥陀三尊 専修念仏 親鸞→非僧非俗 悪人正機説

4) 日蓮宗

- ・法華專持 (天台の五時教判の拡大解釈) 日本→仏国土 cf 仏教原理主義
- ・日蓮正宗 日蓮=本仏 (釈迦仏と同格) 仏典+御書 板曼荼羅=本尊 →創価学会

Q オウム真理教は、仏教なのか？

□8□ 儒教

1) 孔子

- ・經・論・疏 十三經 礼=政治制度 徳治主義 士・大夫 王道/覇道
- ・官僚制原理→義 (忠) vs 親族原理→孝 孝は絶対的だが、忠は条件つき

2) 孟子

- ・湯武放伐論 君主が暴君の場合、反逆は許される→易姓革命 文武両道

3) 朱子学

- ・太極→理・氣→五行→万物化生 読書人 (正気を多く受けるひと) →科举→官僚
- ・正統論 南宋 (正統王朝) が元 (夷狄) に圧倒される 朱子は抗戦派

■ Part III 日本教 ■

□9□ 日本儒学と国学

1) 日本儒学

- ・山崎闇斎 仏教→儒学→神道 幕府の正統性を否定 →浅見綱斎『靖献遺言』
- ・伊藤仁斎 朱子の注釈を批判 孔子の原義に戻る →荻生徂徠

2) 国学

- ・賀茂真淵 →本居宣長『古事記伝』: 古代日本語の復元 →平田篤胤
- ・水戸学 『大日本史』 南北朝正閏論争、武家政権論争 ~『神皇正統記』

3) 日本は儒教社会なのか

- ・儒教…官僚の行動マニュアル 父系社会 (年長者絶対) + 官僚制 (君主絶対)
- ・日本的儒学 忠孝一如 (父に仕えるごとく主君に仕えよ) →天皇制、日本株式会社

□10□ 神道

1) 神と仏を、同時に拝むことができるか？

- ・仏教…哲学的合理主義…世界の存在を否定 ×自己 ×靈魂 ×先祖崇拜 ×葬儀
- ・本地垂迹説: 仏陀⇔神々 法華經の本仏思想がヒント
- ・切支丹弾圧 →宗門人別帳 →仏壇・位牌・葬式仏教

2) 「英霊」は神道の考えなのか

- ・垂加神道 (山崎闇斎が唱えた) 儒教の君主=天皇=神の子孫
- ・平田神道 (平田篤胤が唱えた) 死の穢れを否定 →霊は現世に実在 ~キリスト教
- ・「国事殉難者」を祭祀する儀礼: 招魂社 (臨時) →靖国神社 (常設) 英霊共同体
- ・国家神道: 天皇を現人神とする儀礼 「神道は宗教にあらず」: 1945までの公式見解

3) 政教分離とは何か

- ・もともと、宗教は強力なので、政治に干渉してはならない、という意味だった。
⇒政治は強力なので、宗教に干渉してはならない、という意味になった。
- ・文化財としての神社仏閣に対する援助? 宗教教育をする私立学校に対する助成?
公共建築や土木工事の儀礼 (地鎮祭など)? 閣僚が「公式参拝」をすること

青年海外協力隊
平成17年1次隊
派遣前訓練講義

異文化理解と適応

世界の宗教と日本(人)

2005.6.10
橋爪大三郎
(東京工業大)
14:00~17:00

□0□ 講師自己紹介

はじめ だいさぶろう……1948年神奈川県生まれ。東大大学院社会学研究科博士課程修了。執筆活動を経て、現在、東京工業大学大学院社会理工学研究科・価値システム専攻教授。社会学者。
著書……『言語ゲームと社会理論』『仏教の言説戦略』『現代思想はいま何を考えればよいのか』『その先の日本国へ』(以上、勁草書房)、『言語派社会学の原理』(洋泉社)、『冒険としての社会科学』(毎日新聞社)、『橋爪大三郎の社会学講義』『同2』(夏目書房)、『民主主義は最高の政治制度である』(現代書館)、『小室直樹の学問と思想』(共著、弓立社)、『はじめての構造主義』(講談社現代新書)、『こんなに困った北朝鮮』(メタログ)、『正義・戦争・国家論』『自分を活かす思想/社会を生きる思想』『天皇の戦争責任』(以上、共著、径書房)、『ヴォーゲル、日本とアジアを語る』(共著、平凡社新書)、『幸福のつくりかた』(ポット出版)、『世界がわかる宗教社会学入門』(筑摩書房)、『強いサラリーマン、へたばる企業』(共著、廣済堂出版)、『寛容のレシピ』(A・グラスビー著、解説・NTT出版)、『政治の教室』『人間にとって法とは何か』『アメリカの行動原理』(以上、PHP新書)、『日本人は宗教と戦争をどう考えるか』(共著、朝日新聞社)、『「心」はあるのか』(ちくま新書)、『永遠の吉本隆明』(洋泉社新書y)ほか。 <http://www2.valdes.titech.ac.jp/~hashizm/>

□1□ 宗教とは何だろう

- 1) 宗教の定義は、むずかしい
・橋爪の定義：宗教「日常生活のなかで自明でない前提にもとづいてふるまうこと」
- 2) 宗教の役割……人びとの集まりである社会に、道徳・規範・社会構造を与える
・宗教は、OS (MAC, WINDOWS) のようなもの 優れているから普及すると限らない
- 3) 宗教は生活に密着している
・キリスト教徒10億+ムスリム10億+ヒンドゥー教徒10億+儒教徒10億+…
・日本人の宗教嫌いは、江戸時代、明治時代の「行政指導」のせい

□2□ ユダヤ教

- 1) 一神教 monotheism は、ただの多神教 polytheism の反対なのか
・宗教=神との契約=法律 なぜユダヤ民族は一神教を発明したか?
・ヤハウェ：戦争神/創造神 神は主/人間は奴隷 ユダヤ民族にとって救済とは?
- 2) なぜユダヤ教には、ややこしい宗教上の規則があるのか
・食物規制(血は飲まない、鱗のない魚はだめ、……) ⇒異教徒と結婚できる?
・安息日(ユダヤ教は土曜、キリスト教は日曜、イスラム教は金曜)
- 3) 「予言者」「法学者」とはどういう活動をするのか
・予言者~神の声を聞き王と人民に警告(知識人の原型) モーゼ、エリヤ、イザヤ…
・パリサイ人~モーゼの律法に忠実な平信徒 シナゴグは教会なのか?
・ラビ~世俗の職業をもつかわらユダヤ法学者として活動

□3□ キリスト教

- 1) イエス=キリストを信じると、なぜ救われるのか
・イサクの犠牲 アブラハムがあわや一人息子を犠牲に ⇒イエスの礎
・パウロの学説 イエスはキリスト、神のひとり子 「原罪」
- 2) 『聖書』はなぜ、旧約+新約なのか
・最後の審判(神の裁き)とは 救済とは ハルマゲドンとは?
・人間は死んだらどうなるのか 誰が「神の国」に入る?
・なぜキリスト教は政教分離か? 教会(法律を守る) 皇帝(信仰を守る)
- 3) なぜ、いくつも教会があるのか
・東方教会(正教)~ビザンチン総主教/西方教会(ローマカトリック)~ローマ教皇
・プロテスタント教会 ルターが免罪符の販売に抗議
カルヴァン派(→清教徒)、ルター派、クウェーカー、バプティスト…
・英国国教会(アングリカン・チャーチ)
・イエズス会(強固な軍隊的組織と献身)~反宗教改革

□4□ イスラム教をどう理解すればいいか

- 1) ムハンマドは、教祖なのか?
・ムハンマド=最大で最後の預言者(神の使徒) 『クルアーン』の啓示を受ける
・カリフ(神の使徒の代理人):ムスリム共同体(ウンマ)の統治者
- 2) イスラム法は、合理的なシステム
・法源:クルアーン/スンナ/イジュマ/キヤース 上位の法源が優先
・スンナ:ムハンマドの言動についての伝承(ハディース)
・イジュマ:法学者の一致した見解 法学者に手紙を出し判断を仰ぐ
・キヤース:三段論法による法学者の推論 ほかの法判断を拘束しない ×人の立法
- 3) イスラム教は「原理主義」なのか
・イスラム法の遵守 イスラム法は民族を超越している 礼拝/巡礼/食物規制
・救済:地上の幸福/来世の幸福(二重の幸福) 聖戦(ジハード)→天国
・西欧化(資本主義、民主主義)はなぜ困難なのか

□5□ 日本人の宗教をどう理解すればいいか

- 1) 神と仏を、同時に拝むことができるか?
・仏教…哲学的合理主義…世界の実在を否定 ×自己 ×靈魂 ×先祖崇拜 ×葬儀
・本地垂迹説:仏陀の神々 法華経の本仏思想がヒント
・切支丹弾圧 →宗門人別帳 →仏壇・位牌・葬式仏教
- 2) 日本は儒教社会なのか
・儒教…官僚の行動マニュアル 父系社会(年長者絶対)+官僚制(君主絶対)
・日本的儒学 忠孝一如(父に仕えるごとく主君に仕えよ) ⇒天皇制、日本株式会社
- 3) 「英霊」は神道の考えなのか
・垂加神道(山崎闇斎が唱えた) 儒教の君主=天皇=神の子孫
・平田神道(平田篤胤が唱えた) 死の穢れを否定 →霊は現世に実在
- 4) 「あなたは何を信じているの」と聞かれたら…?
・「無神論です」は、なぜまずいか?

松下政経塾26期
宗教・哲学講座

ホッブズ

『リヴァイアサン』を読む

2005. 6. 23

橋爪大三郎

(東工大)

Hobbes, Thomas 1651 *Leviathan, or the matter, forme & power of a common-wealth ecclesiasticall and civill*, London. →1968 Penguin Books.
=1982/1985 水田洋訳『リヴァイアサン(三)』『リヴァイアサン(四)』岩波文庫
=1974 水田洋・田中浩訳『リヴァイアサン』(世界の大思想9)河出書房新社

○……橋爪によるまとめ (xx/yyy) ……岩波xx頁/河出 yyy頁

□ 序説 □

○自然の動物を真似して、自動器械(オートマトン)を造れるように、人間を真似して、リヴァイアサン(モウェルス、国家)を造れる。これは、意志と権力をそなえている。

□ 第一部 人間について □

○すべての人間の身体構造と精神機能は、基本的に同一である。それはある程度、正確に記述し、認識することができる。

第1章 感覚について

第2章 想像力について

第3章 イメージの連続あるいは系列について

第4章 言語について

第5章 理性と科学について

第6章 ふつうに情念とよばれる、意志による運動の、内的端緒と、それらが表現される言語について

《精神によって仮想され、あるいは公共的にみとめられた物語から構想された、みえない力への恐怖は、宗教とよばれる。…そして、構想された力が、ほんとうに、われわれが造影するとおりのものであるばあいには、真の宗教とよばれる。》(106/41)

第7章 言説の終末すなわち解決について

第8章 ふつうに知性とよばれる諸徳性と、それらと反対の諸欠陥について

第9章 知識のさまざまな主題について

第10章 力、値うち、位階、名誉、ふさわしさについて

第11章 さまざまな態度について

第12章 宗教について

《人びとは、そのような現出が創造の被造物にはかならないことを知らないで、それらを現実の外部の実体と考え、したがってそれらを幽霊ゴーストとよぶ》(184/74)

《神自身が、超越的な啓示によって、宗教を植えたところでは、かれはまた、かれ自

身に対して特別の王国をつくり、……法を与えたのであり、そのことによって、神の王国では、政策と市民法とは、宗教の一部なのである。…現世的支配と霊的支配との区別は、そこには存在の余地がない。》(194/80)

第13章 人間の至福と悲惨に関する彼らの自然状態について

《肉体の強さについて言えば、もっとも弱い者でも、ひそかなたくらみにより、あるいは彼自身とおなじ危険にさらされている他の人びととの共謀によって、もっとも強い者を殺すだけの、強さをもつ》(207/83)

《人びとが、彼らすべてを威圧しておく共通の権力なしに、生活しているときには、彼らは戦争とよばれる状態にあり、そういう戦争は、各人の各人に対する戦争である。》(210/85)《それで人間の生活は、孤独で貧しく、つらく残忍で短い。》(211/85)

第14章 第一と第二の自然法について、および契約について

第15章 その他の自然法について

第16章 人格、本人、および人格化されたものについて

□ 第二部 コモンウェルスについて □

第17章 コモンウェルスの諸原因、発生、定義について

《共通の権力を樹立するための、ただひとつの道は、彼らすべての権力と強さとを、一人の人間に与え、または、多数意見によってすべての意志をひとつの意志とできるような、人びとの一つの合議体アセンブリに与えることであって…。こうして一人格に統合された群衆は、コモンウェルス…とよばれる。これが、あの偉大なリヴァイアサン、むしろあの可死の神の、生成であり…。》(33/115)

第18章 設立による主権者の権利について

第19章 設立によるコモンウェルスのいくつかの種類、および主権者権力の継承について

第20章 父権的および専制的支配について

第21章 臣下の自由について

第22章 政治的および私的な、臣下の諸組織について

第23章 主権的権力の公共的代行者について

第24章 コモンウェルスの栄誉および生殖について

第25章 忠告について

第26章 市民法について

第27章 犯罪、免罪、および軽減について

第28章 処罰と報酬について

第29章 コモンウェルスを弱め、またはその解体に役立つものごとについて

第30章 主権的代表的職務について

第31章 自然による王国について

□ 第三部 キリスト教のコモンウェルスについて □

第32章 キリスト教の政治学の諸原理について

○聖書と理性が、政治学の主要原理になる。

神の言葉 → 預言者（奇蹟・教義） ⇒ 聖書 → 理性による推論 ⇒ 政治学の原理

第33章 聖書の諸篇の数、ふるさ、意図、権威、および解釈者たちについて

○聖書は、神の言葉であり、神の法である。

《各国民において、主権の権威によって、正典的なものとして確立されている諸篇だけが正典であり、すなわち法》である（35/248）○政府が正典と認めたものが聖書。

《モーシェの五篇とよばれるからといって、…それらがモーシェによってかかれたという十分な論拠ではない。》（37/249）

《旧約の全聖書が…公表されたのは、ユダヤ人がバビロンにおける…捕囚からかえったのち、そして、プトレマイオス・フィラデルフスの時代よりまえであった》（44/253）《それらが、自然理性を使用しうるすべての人びとがよむことのできる、神の法であり、権威をそなえたものであることは、うたがいない。》（49/256）→トマス・アキナスの説と一致

⇒○政治的主権者は、神のもとで絶対なのか、それとも、普遍的教会に従属するのか？

第34章 聖書の諸篇における、霊、天使、および靈感の意義について

○天使や霊は実在しない。

聖書にいう「霊」とは、《風あるいは息》《理解力》《愛着》《予言の才能》《生命》《権威への従属》《空気のような物体》のこと。（59-64/259-263）

《天使たちの創造については、聖書のなかになにものべられていない。》（65/263）《天使は、神の特別で異常な作用によって発生させられた、幻影による超自然的な現出にほかならない》（72/266）

第35章 聖書における、神の王国、神聖な、神にささげられた、および聖礼の意味について

○神の王国は、現実の王国である。

《神の王国は、…神がなんらかの主体（臣下）たちのうえに、かれら自身の同意によって獲得した、神の君主政治すなわち主権のこと》（78/268）

《神の王国》は《聖書のたいていの場所で、イスラエルの人民の特定のやり方による投票で設立された、王国と名づけられるのが正当なものを、意味する》（78/268）

《神の王国は、現実的な王国であって、比喩的な王国ではない。》（85/272）

アダムを統治 → アブラハムと契約を結び統治 → モーシェによる契約の更新（《神が王であって祭司長が…副王あるいは代理人たるべき王国》）（83/271）→ サウルを王に選び、神の王国を投げ捨てた → キリストが神の王国を復興する

第36章 神のことばについて、および予言者たちについて

○予言者は神のことばを伝える。だが、主権者がいれば、予言者よりも上である。

《いつわりの予言者のほうがほんとうの予言者よりもずっと数が多い》（114/287f）《主権者が根拠があると思うに依りて彼ら（予言をする者）を支持するか禁止するかを、主権者にゆだねるべきである。》（117/289）

予言者の真偽を人びとが判断する規準：①モーシェの教義と一致、②奇蹟

第37章 諸奇蹟とそれらの効用について

○奇蹟については、教会の首長に聞け

《神の人民の主権的統治者、つまり教会の首長が、…われわれが自称奇蹟あるいは自称予言者を信用するまえに…助言を求めるべき相手なのである。》（132/295）

《自己の私的な理性または良心を判定者とすべきではなくて、公共の理性、つまり神の至高の代理人の理性を、判定者とするべき》（133/296）

第38章 聖書における、永遠の生命、地獄、救済、来世、および贖罪の意味について

○地獄は永遠の責め苦である（第二の死、ではない）。

《主権者以外の誰かが、生命より大きな報酬を与え、死より大きな処罰を課す権力をもつところでは、コモンウェルスが存在することは不可能である。》（135/297）

《イエス・キリストは…すべての信者に対して、アダムの罪によって失われた永遠の生命を回復した》→《すべての人は地上において生活させられるであろう。》（136f/297f）→《それは、モーシェのもとに設立された神の王国の、復活》（138/298）《天使たちのあいだにおいて結婚や生殖がないのとおなじく、そこには生殖がないであろうし、…結婚がない》（139/299）

《神の国は、政治的コモンウェルス Civil Commonwealth であって、そこでは神自身が…主権者なのであり、…彼の代表人または代理人によって支配する》（143/301）

《復活ののちの神の王国が地上にあるならば、敵と彼の王国もまた、地上にあるに違いない。…サタンによって意味されるのは、教会の地上におけるあらゆる敵なのである。》（150/304）

cf 第35章 ○地獄や悪魔は、実体として存在するわけではない。

《聖書のなかには、三つの世界があげられている。「ふるい世界」「現在の世界」「来るべき世界」である。》（159/309）

第一の世界（古い世界）……アダムからノアの洪水まで

現在の世界（この世界） cf 「王国はこの世界のものではない」 ヨハ18.36(159/309)

来るべき世界……イエス・キリストが天から再臨して支配する地上の世界

第39章 聖書における教会という語の意味について

○政治的主権者の許可のない教会は、不法である。

《私は教会をつぎのように定義する。キリスト教の信仰を告白する人びとの集まりで、ひとりの主権者の人格において結合しており、その命令によって集会をもつべきで、その権威なしに集会をもつことができないもの。》（166/312）

《地上には、すべてのキリスト教徒が服従しなければならぬような、普遍的教会は存在しない。》（166/312）

《教会は、キリスト教徒たる人びとからなる政治的コモンウェルスと同一物であって、その主体が人間であるために政治国家 Civil State とよばれ、その主体がキリスト教徒で

あるために教会とよばれる。》(167/312)

第40章 アブラハム、モーシェ、祭司長たち、およびユダヤ人の王たちにおける、神の王国の諸権利について

○ユダヤ人の共同体の歴史。誰が主権者であったか。

《神が直接に語らなかった人びとは、神の実体的な諸命令を、かれらの主権者からうけとるべき》である(170/314)

《神の代行者がモーシェ自身の時代にはモーシェだったのであり、その職務の継承は、アロンと、かれののちにはその世つぎたちに、さだめられて、神にとって永久に祭司の王国たるべきものとされた。この設立 constitution により、ひとつの王国が神の手に入った。…彼(モーシェ)の権威は、他のすべての王侯の権威のように、人民の同意 consent と、かれに服従するというかれらの約束 promise とにもとづかなければならない。》(172f/314f)

《サウルのときまで祭司長が、最高権威をもっていた…。…政治的および教会的権力は、ともに、一にして二ならぬ人格、すなわち祭司長において、結合されていた》(178/318)

祭司長＝主権者 →サウル王の即位：祭司長は王権のもとにおかれる →捕囚

第41章 われわれの祝福された救世主の職務について

○キリストの三つの職務。キリストが王であるのは、審判のその日の後である。

三つの職務：贖罪者(救済者)／牧者(教師、予言者)／王(永遠の王)

《われわれの救世主は、…かれが地上で肉体化していた期間には、…人びとの王ではなかったことは明らかである。…キリストの王国は、普遍的復活までは、はじまらないはずである。》(190f/323f)

第42章 教会権力について

○教会に統治権はなく、人びとの服従を要求できない。

《教会権力は、使徒たちにあった…。…これらの人びとののちには、その権力はふたたび…他の人びとに、伝達された。》(202/329)

ベラルミーノ枢機卿：ローマ法王の教会権力は、主権的であり強制的である。

《キリストの王国はこの世のものでない…。したがって彼らの代行者たちも(かれらが王でない限り)、彼の名において服従を要求することはできない。》(207/332) 《キリストは、この世における彼の代行者たちには、彼らが政治的権威をも付与されたのではない限り、他の人びとを支配するいかなる権威をもゆだねなかった。》(211/334)

《地上的主権者の権威は、審判の日までは倒されない》(219/338)

《破門は、…ユダヤ人の慣習からひきだされた語で…。破門の効用と効果は…破門されなかった人びとは、破門された人びとと交際するのを避けるべきだ、ということ以上ではなかった。》(223f/341) 《すべての場所はどうげんに、コモンウェルスの領土内にあるの

だから、破門されたものも、かつて洗礼されたことのないものも、同様に、市民的為政者 Civill Magistrates からの委任によって、それらの場所(合議の場)に入ってよかったのである。》(225/341) 《意見のちがいのために、破門することについては、聖書のなかになんの権威もみあたらず、使徒のなかになんの実例もみあたらない。》(227/342) 《ひとつの教会が他の教会によって破門されるということはありません》(229/343) 《主権者たる王侯または合議体が破門されるとすると、その判決文は何の効果もない。》(229/344)

《(旧約聖書の)諸篇は、主権者の政治権力によってでなければ、けっして法とはされなかったことは、明白である。》(242/351)

《新約は、キリスト教徒である主権者たちのもとで、はじめて規範的になった。》(242/351)

《内面の信仰は、それ自身の本性において、みえないものであり、したがって、あらゆる人間的な裁判権から除外されている》(244/352)

《コモンウェルスがキリスト教の信仰を奉じたときまでは、どの教会のなかにも、強制する権威はありません。》(255/357)

《どんな諸教義が平和にふさわしく、臣下に教えられるにふさわしいかを、審判する権利は、すべてのコモンウェルスにおいて、主権者の政治権力に…不可分に結びついている》(268/364f)

《キリスト教徒たる王たちはいぜんとして、かれらの人民の最高牧者なのであり、教会に教えるため…かれらの好むままに牧者たちを叙任する権力をもつ》(269/365)

《最高の牧者をのぞくすべての牧者は、政治的主権者の権利において、すなわち彼の権威によって、すなわち政治的権利によって、…責務を執行する。だが、王および他のすべての主権者は、最高の牧者という彼の責務を、神からの直接の権威によって…執行する。》(272/367)

《かれら(政治的主権者)は、宗教のことがらに関する彼らの臣下の統治を、法王にゆだねてもいいのだが、その場合には、法王は、その点ではかれらに従属し、他人の領土でその付託を、政治的権利によって、すなわち政治的主権者の権利において、実行するのであり、神的権利によって、すなわち神の権利においてではないのである。それだから、主権者が、かれの臣下たちの利益のために必要だとおもうならば、法王はその職務を解除される》(280/371)

・以下、枢機卿ベラルミーノの最高の司教についての諸篇の考察

《ある国王が政治権力を持ち、法王が霊的権力をもつとして、だからその王は、…法王に従うように拘束される、ということは出てこない。》(319/391f)

《法王はキリストの唯一の代理であつたにしても、かれはかれの統治を、われわれの救世主の再来まで、行使することができない》(320/392)

《霊的コモンウェルスは、この世にひとつも存在しない。それはキリストの王国と同じものだから》(323/394)

第43条 人が天の王国に受容されるために必要なものごとについて

○神の法とコモンウェルスの法は矛盾しない。

《キリスト教の諸コモンウェルスの…内乱の…口実は、…神と人間の命令が対立する場合に、双方に同時に服従することが困難だということだった。…ひとがふたつの相反する命令を受け、そのひとつが神の命令だとわかっていれば、それに服従すべきで、他方が合法的な主権者の命令であっても、…それに服従すべきでないのは十分に明白である。》(337/398)

○煉獄があるという証拠はない。(353/406f)

《神の法とコモンウェルスの法とのあいだには、矛盾はありえない》(360/410)

□ 第四部 暗黒の王国 □

第44章 聖書のまちがった解釈からくる霊的暗黒について

○人間の魂や靈魂といったものは存在しない。

霊的暗黒の四つの原因……1) 聖書を知らない、2) 異教徒の魔物学、3) アリストテレスのまちがった哲学、4) 虚偽の伝説・虚構の歴史
(19/413)

《聖書の最大かつ主要な悪用は、…神の王国が、現在の教会のことであるとか、…ということを実証するために、聖書をねじまげることである。》(20/413)

⇒《キリスト教徒たる王は、その冠を司教によってうけることが必要だ…、…法王に対する絶対的服従の誓をたてるのだ、という》(22/414) 《レヴィ人に支払われた十分の一税…が、…教会人によって…要求され、キリスト教徒からとられてきた》(23/415)

⇒《現在の教会が神の王国であるという、この同じ誤解から、市民法と教会法との区別が生じた。》《同じことから、どのキリスト教国家においても、…政治国家の諸貢納と諸法廷を免除される、一定の人びとがいることになる。》(25/415f)

《もうひとつの一般的な誤謬は、永遠の生、永劫の死、および第二の死という語のあやまった解釈からくる》(29f/418)

⇒《すべての人は、彼の魂が不死なのであるから、本性上、生命の永遠性をもつというのである。》(30/419)

《聖書のなかの魂は、つねに生命か生命ある被造物をあらわし、肉体と魂はいっしょになって、生きている肉体をあらわす。》(31/419)

⇒《贖宥の教義とは、…一時的にあるいは永久に煉獄の火からまぬかれるという教義であり、その火のなかで、これらの無形の実体が、やかれることによって、きよめられて天国にふさわしいものとされるのだと、称せられる》(32f/420)

第45章 魔物学およびその他の異邦人の宗教の遺物について

○ローマの儀礼の混入が多い。

《現在ローマの教会のなかで行なわれている、諸聖人、諸映像、諸遺跡の崇拜…は、…神の話によって許されていないし、…異邦人たちの最初の改宗に際して、そのなかに残され

たのであり、…ローマの司教たちによって、奨励され…たのだ》(90/447)

《聖者たちの叙列は、異邦人の流儀の…遺物、…ローマのコモンウェルスそのものとともに古い、慣習なのである。》(95/449)

《法王たちが最高祭司長の名称と権力を受け取ったのも、ローマの異教徒からである。》(95/449f)

《行列をつくって諸映像を運びまわすことは、ギリシャ人およびローマ人の、もうひとつの遺物である。》(96f/450)

第46章 空虚な哲学および架空のいいつたえから生じた暗黒について

○ギリシャ哲学が有害なのは、靈魂が実在するという考えを導くからである。

《私の信じるところでは、自然哲学において、今日アリストテレス形而上学とよばれているもの以上に背理的なことを、…政治学において言ったことの多くよりも、統治に反することを、…かれの倫理学の大部分よりも無知なことを、…言うことはできない。》(111/455)

《聖書とまぜあわされてスコラ神学をつくることになった、かれらの形而上学から、われわれは、この世には諸物体から分離されたある諸本質が存在する、ということを知られる》(114/456)

《アリストテレスの政治学から、かれらは、民衆的以外のすべてのやりかたのコモンウェルスを、圧政とよぶことを学んだ。》(128/464)

第47章 そのような暗黒からでる利得について、およびそれが誰に帰属するか

○キリスト教会は、根拠のない教義によって、権力と経済的利益を手に入れている。

ローマ皇帝 ⇒最高祭司長(政治国家に臣従する役人)の称号 ⇒聖ペテロの権利
「教会が神の王国」と主張

暗黒とはたとえば……法王の無謬／司教は法王に臣従／聖職者の免税／聖なる称号／結婚は聖礼である／祭司の独身／告白／列聖／贖罪／煉獄／魔よけ／スコラ神学

《法王制が死滅したローマ帝国の幽霊で、その墓のうえに冠をいだいてすわっているものにほかならない》(150/473f)

□ 総括と結論 □

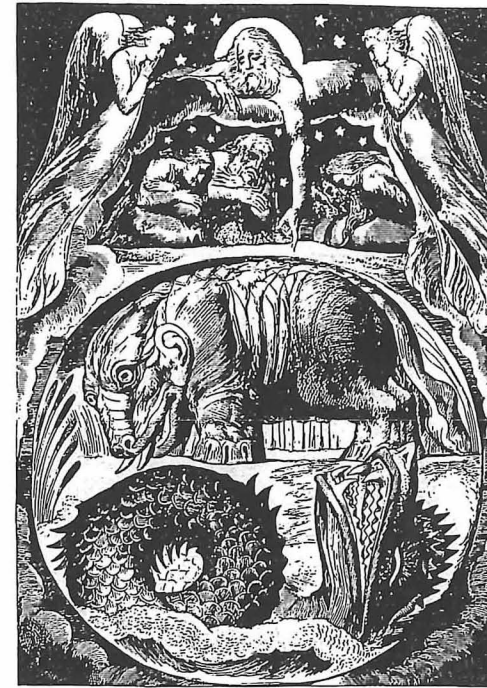
《結論すれば、この全論究のなかに…、私が考えうるかぎり、神の話にも善良な風俗にも反するものはなく、公共の平穩をみだすものもない。したがって、私は、それが印刷されるのが有益であるだろうと思うし、……諸大学で教えられるのがもっと有益であろうと思う》(171/483)

- ホッブズの論証は、聖書の引用と聖書研究の成果にもとづいており、論理的かつ合理的なものである。
- 合理的とは、魂、煉獄、天使、聖人崇拝、法王無謬性といった、ローマ教会が持ち込んだ非合理的な要素をすべて払拭していることをいう。
- ホッブズは、彼の政治学が、現にキリスト教の信仰をもつすべての西欧社会の人びとに受け容れられることを望んだ。
- ホッブズのキリスト教理解は、プロテスタント神学を下敷きにしている。
- ホッブズがアリストテレス哲学を嫌うのは、それがスコラ哲学を基礎づけ、靈魂の存在を支持するからである。

- 『リヴァイアサン』の後半は、ある信仰や信念、イデオロギーをもつ人びとの集団（教会や党）と、政治的国家との関係について論じている。
- たとえ、超越的な信念やイデオロギーが支配的である社会でも、政治的国家（主権）がその信念をもつ集団に優越すべきであることの論証が、主張の眼目である。
- ホッブズの政治学は、近代西欧的な政教分離の規準となった。

- 20世紀は、ファシズム、マルクス主義国家によって、近代政治の原則が否定されたことを軸に展開した。
- イスラム世界の政治問題は、ホッブズ的問題関心のなかで解かれるべき問題である。
- 現代の中国は、資本主義の自由経済と、イデオロギー党派の一党支配の組み合わせであり、歴史的な概念としては、ファシズムに該当する。
- 中国は、党と国家の優劣関係をめぐって複雑な様相を示しており、ホッブズの考察が密接に関連する。

- ホッブズの権力の一般理論（『リヴァイアサン』前半）は、後半の教会論と照応してはじめて、具体的現実的な内容をもつ。
- ホッブズは国教会の洗礼を受けているが、キリスト教を文字通り信仰してのことかは疑問。むしろ自らの政治学者としての信念に従ってとった態度ではないか。
- ホッブズの教会論は、キリスト教の信仰を「人びとの信念一般」に置き換えた場合に、その今日的意味が明らかになる。



ベヘモットとレビヤタン。ブレイク画。

15 とくに見よ、ベヘモットを、わたしがあなたと共に造ったもの、
 25 あなたはレビヤタンを魚鉤で引きずり出せるか、
 網でその舌を押さえることができるか、
 26 紐でその鼻を押さへ、
 その顎に棘の木を突き通せるか。

二 神は野生動物を圧倒する原始の怪物ベヘモットを
 第一回弁論のはじめに登場させる。ベヘモットおよび本章後半で登場するレビヤタンは、オリエンタルからシリア・パレスティナ、エジプトの神話に共通するカオス（混沌）の勢力をヨブ記作者がここでの叙述にふさわしい形に具象化した怪物である。ベヘモットはナイル河の河馬を、レビヤタンはナイル鰐を下敷きにしているが、それらをそのままモデルとしてはいない。後者には竜の要素も加わっている。多神教的世界の神話に特色的な神と竜などのカオスの勢力との闘争神話は旧約聖書においても痕跡を残している（イザヤ1、59、詩13-14、61他）が、一神教的な神観に徹するヨブ記においては最初の闘争はまったく認められず（詩篇104章も同様）、ベヘモットもレビヤタンも神の創造物であると主張され、彼らはカオスをもたらす力を発揮しないように、神によって管理されている。「ベヘモット」は「ベヘマー」（家畜）の複数形で、力の卓越した動物であることを示す。この語はヨブ記以外には見られず、ヨブ記作者の造語であろう。彼の存在は三で予告されていた。

THE INTRODUCTION

NATURE (the Art whereby God hath made and governes the World) is by the Art of man, as in many other things, so in this also imitated, that it can make an Artificial Animal. For seeing life is but a motion of Limbs, the begining whereof is in some principall part within; why may we not say, that all Automata (Engines that move themselves by springs and wheelles as doth a watch) have an artificiall life? For what is the Heart, but a Spring; and the Nerves, but so many Strings; and the Joynts, but so many Wheelles, giving motion to the whole Body, such as was intended by the Artificer? Art goes yet further, imitating that Rationall and most excellent worke of Nature, Man. For by Art is created that great LEVIATHAN called a COMMON-WEALTH, or STATE, (in latine CIVITAS) which is but an Artificiall Man; though of greater stature and strength than the Naturall, for whose protection and defence it was intended; and in which, the Sovereignty is an Artificiall Soul, as giving life and motion to the whole body; The Magistrates, and other Officers of Judicature and Execution, artificiall Joynts; Reward and Punishment (by which fastned to the seate of the Sovereignty, every joynt and member is moved to performe his duty) are the Nerves, that do the same in the Body Naturall; The Wealth and Riches of all the particular members, are the Strength; Salus Populi (the peoples safety) its Businesse; Counsellors, by whom all things needfull for it to know, are suggested unto it, are the Memory; Equity and Lawes, an artificiall Reason and Will; Concord, Health; Sedition, Sicknesse; and Civill war, Death. Lastly, the Pacts and Covenants, by which the parts of this Body Politique were at first made, set together, and united, resemble that Fiat, or the Let us make man, pronounced by God in the Creation.

[2] To describe the Nature of this Artificiall man, I will consider

First, the Matter thereof, and the Artificer; both which is Man.

Secondly, How, and by what Covenants it is made; what are the Rights and just Power or Authority of a Sovereigne; and what it is that preserveth and dissolveth it.

Thirdly, what is a Christian Common-wealth. Lastly, what is the Kingdome of Darkness.

com-mon-wealth [kʌmənweɪlθ] [kɔm-] n. 1 (C-) 連邦, 連合体: the (British) C- (of Nations) 英連邦 / the C- of Australia オーストラリア連邦. 2 (the C-) コモンウェルス: Puerto Rico の公式名. 3 (C-) 州: 米国 Kentucky, Massachusetts, Pennsylvania, Virginia の4州の公式名. 4 (共通の利益関係を持つ) 団体, 社会: the ~ of science 科学界. 5 民主国家, 共和国; 集約的 (その成員としての) 国. 6 (the C-) 『英史』自由共和国 (the Commonwealth of England): 1649-53 [or 60] 年の英共和国.

stature [stætʃər] n. ① (動物, 特に人の) 身長, せい, だけ; (まれ) (物の) 高さ (height): a man of ordinary [tall, middle, small] ~ 普通の背丈の [背の高い, 中背の, 背の低い] 人 / The ostrich attains a ~ of eight feet. ダチョウは身長8フィートに達する. 2 (心・からだ・道徳性などの) 発達 (程度), 成長 (度), 進歩; 才能; 達成 (の水準): a statesman of great ~ 高徳の政治家 / moral ~ 道徳の水準.

sov-er-eign-ty [sʌvərɪnti] [sɔv-] n. (pl. -ties) ① 君主であること [の身分]. 2 主権, 統治権. 3 ① 独立国. ...

mag-is-trate [mædʒɪstrət, -rət] n. 1 (法の執行を職務とする) 行政官, 執政官: the chief [or the first] ~ 行政長官; 大統領; 国王; 元首; 知事; 市長. 2 下級司法官, 下級判事: 軽犯罪などを扱う; 治安判事などの下.

judi-cature [dʒʌdʒəkɪtʃər] [kɔ-] n. ① 司法政; 司法 (権), 裁判権; 裁判官職権. 2 『集約的』裁判. 司法当局: the Supreme Court of J- (英国) 最高法院.

ex-ec-u-tion [ɪksɪkjʊʃən] n. 1 ① 実行, 実施, 遂行; 達成, 成就; (芸術作品などの) 制作, 演奏; そのでかばえ: put [or carry] a plan into ~ 計画を実行する / the ~ of a bust 彫像の制作 / The conductor's ~ was excellent. 指揮者のでは最高だった. 2 ① (判決・命令・遺言などの) 執行, 実施: the ~ of the sentence 判決の執行. 3 ① 強制執行 (令状); (契約書・遺言状などの) 作成; 履行. 4 ① 死刑執行, 処刑: a place of ~ 処刑場. do execution (破壊的な) 威力を発揮する; (ある) 効果 [作用] を及ぼす: A nuclear bomb does greater ~. 核爆弾はものすごい威力を示す.

ホブズ『リヴァイアサン』 (世界の大思想 9) 水田洋・田中浩訳

序説

自然 (神が世界を作り給ひ、統治し給う技) は、人間の技術によって、他の多くのばあいと同じように、人工的動物を作りうるという点においても模倣される。生命とは四肢の運動にほかならず、その運動はある内部の中心部分からはじまる、ということを考えると、すべての自動機械 (時計のようにぜんまいと歯車で自動的に動く機械装置) は、人工的生命をもつといつてならない道理があるろうか。すなわち、心臓はなにかといえ、それはぜんまいにほかならず、神経はそれだけの数の細い線、関節はそれだけの数の歯車にほかならないのであって、それらは、神が意図し給うたような運動を全身に与えるものではないだろうか。技術は、さらに進んで、自然のうちで、理性的でもっともすぐれた作品、すなわち人間をも模倣するに至る。というのは、技術は、コモン・ウェルスあるいは国家 (ラテン語のキウィタス)、と呼ばれるかの偉大なリヴァイアサンを創造するが、それは、人工的人間にほかならないからである。もっともこの人工的人間は、本来の人間を保護し防衛する目的をもっているから、本来の人間よりも大きくて強い。そして人工的人間にあっては、主権は、全身に生命と運動を与えるような人工の魂であり、各部の長官たちやその他の司法・行政の役人たちは、人工の関節である。賞罰 (それによってすべての関節や四肢は、主権の地位に結びつけられて、その義務を遂行するために働かされる) は、神経であって、本来の人間の肉体と同じ働きをする。すべての個々の成員の富と財産は体力である。人民福祉、人民の安全をはかることは、人工的人間のなすべき役目である。顧問官たちは、人工的人間が熟知していなければならないあらゆることについて提案するから記憶である。衡平と法は、人工的理性と意志である。平和は健康、騒擾は病氣、内乱は死である。最後に、この政治体の各部分を最初に作りだし、集め、結合した、約束および信約は、創世のさいに、神が宣し給うた、人間をつくらうという、あの命令にたとえられる。

* 『リヴァイアサン』とは、ヨブ記40, 41章にでてくる怪物の名前。これは人間の力をこえた、きわめて強い動物で、しかも、神の力はこの動物をもたおすほど強いのである。】

この人工的人間の性質を叙述するにあたり、わたくしは次のことを考察する。

第一に、その素材と創造者——それはともに、人間なのだが——について

第二に、いかにして、またどのような信約によって、それは作られるか。主権者の諸権利並びにその正当な権力また権威とはなにか、さらに、それを維持・瓦解させるものはなにか。

第三に、キリストのコモン・ウェルスとはなにか

最後に、暗黒の王国とはなにか

se-di-tion [sɪdɪʃən] n. ① (反政权的な) 扇動; 治安妨害. ② TREASON (叛乱): stir up ~ 反乱をあおる.

pact [pækt] n. 1 (個人間の) 約束: make [or sign] a ~ with ... と契約を結ぶ. 2 (国家間の) 協定: a peace ~ 平和条約. [中フランス語より. もとはラテン語 pactum (pacere ~ 致する + -tum).] PACK

cov-en-ant [kəvənənt] n. 1 ① 契約, 約束, 誓約: keep [break] ~ with ... との約束を守る [破る]. 2 ② 契約条項, 約款; 協約 (証書) 契約: (もと英国の) 協約訴訟: restrictive ~s 制限 [不作為] 約款. 3 ③ 教会の誓約. 4 (C-) 『史』 = National Covenant. 5 (the C-) ④ (神の人間に対する) 約束, 契約. (2) (神がイスラエルに与えた) 契約: Ark of the C- 契約の箱 (ユダヤ教典の巻または石板を取めた箱) / land of the C- 聖約の地 (naan). 6 ⑤ 国際連盟規約. — v.i. [I 動] (...を) 契約: [for ...], (人) と誓約する [with ...]. — vt. [III 動] do; that 誰か ... を (人) と誓約する [with ...]. — nant [i-naɪntəl] adj.

fi-at [fiat] [fiat] n. 1 法令, 制令, 命令; 許可, 認可. 2 (...すべしという) 専断的な命令 [布告] [that ... should 節].

con-cord [kɒŋkɔːrd] [kɔŋ-] n. ① (意見・態度・感情などの) 一致 (agreement); (事物間の) 調和, 和合 (harmony); (→ discord): in ~ with ... と調和 [一致] して. 2 ② 文法上 agreement. 3 ③ 平和; 友好, 親交: live in ~ 仲良く暮らす. 4 ④ (国際間の) 協定, 協約 (treaty). 5 ⑤ ⑥ 協和音. [古フランス語より. もとはラテン語 concordia (con- 共に + cor 心 + -ia -ia = 同じ心を持つこと = 調和)].

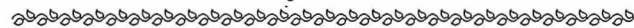
2005-4-(9)

信毎セミナー
松本7月例会
@杉ル 先生バシ

中国がアメリカを追い抜く日

—— 胡錦濤-温家宝政権の発展戦略 ——

2005. 7. 25
橋爪大三郎
(東京工業大)



□0□ 講師自己紹介

はしづめ だいさぶろう……1948年神奈川県生まれ。東大大学院社会学研究科博士課程単位取得退学。執筆活動を経て、現在、東京工業大学大学院社会理工学研究科・価値システム専攻教授。社会学者。

著書……『言語ゲームと社会理論』『仏教の言説戦略』『現代思想はいま何を考えればよいのか』『その先の日本国へ』(以上、勁草書房)、『言語派社会学の原理』(洋泉社)、『冒険としての社会科学』(毎日新聞社)、『橋爪大三郎の社会学講義』『同2』(夏目書房)、『民主主義は最高の政治制度である』(現代書館)、『小室直樹の学問と思想』(共著、弓立社)、『はじめての構造主義』(講談社現代新書)、『こんなに困った北朝鮮』(メタログ)、『正義・戦争・国家論』『自分を活かす思想/社会を生きる思想』『天皇の戦争責任』(以上、共著、径書房)、『ヴォーゲル、日本とアジアを語る』(共著、平凡社新書)、『幸福のつくりかた』(ポット出版)、『世界がわかる宗教社会学入門』(筑摩書房)、『強いサラリーマン、へたばる企業』(共著、廣済堂出版)、『寛容のレシピ』(A・グラスビー著、解説・NTT出版)、『政治の教室』『人間にとって法とは何か』『アメリカの行動原理』(以上、PHP新書)、『日本人は宗教と戦争をどう考えるか』(共著、朝日新聞社)、『「心」はあるのか』(ちくま新書)、『永遠の吉本隆明』(洋泉社新書y)ほか。 <http://www2.valdes.titech.ac.jp/~hashizm/>

□1□ チャイナ原論

1) 文明としての中国/ローカル文化としての日本

- ・中国は、古代に成立した「中華共同体」(CU)である Cf EU
- ・中国の方言は、互に通じない 広東語/北京語/上海語≠英語/ドイツ語/仏語…
- ・表意文字である漢字が、中国を統一 中国語は人工言語(数・変化・時制などなし)

2) 中国社会の基本構造

- ・上部に官僚組織 貴族/地主/読書人/軍人/宦官 →読書人が勝ち残る(皇帝専制)
- ・下部に地方組織 宗族(父系血縁集団・同姓) 承包(丸投げ)の体制
- ・数百年に一度、政治的混乱⇒王朝の交代 所有権の否定 セキュリティとしての親族

3) 儒教の本質

- ・差別道徳:重要な人間関係を選別、集団における権力と正統性の所在を明示
- ・君主に服従(忠/義)~官僚機構 年長者に服従(孝/長幼の序)~宗族
- ・忠と孝では孝が優先 君主が暴君なら討伐してよい(湯武放伐論)~孟子の革命説

4) 中華人民共和国とは何か

- ・毛沢東の革命 農民を主体に、地主を打倒:伝統的革命的 農本主義的ユートピア
- ・共産党の官僚組織は、伝統的なものよりも、社会の下部に達している:「単位」制度
- ・社会主義市場経済……資本主義×一党独裁 歴史的な概念としては「ファシズム」

□2□ 深化する改革開放 —— 胡錦濤-温家宝政権の課題

*この内容は、胡鞍鋼 Hu AnGang『影響政策的国情報告』『新発展観』をもとに、近く夏目書房から出版される、『中国論集』(題未定)にもとづいています。

1) 経済成長

- ・1978年から年率9%の成長が続く 実質で日本を追い抜き、アメリカに追いつく勢い
- ・ボトルネック要因…失業や貧困/腐敗/伝染病/水資源/資源価格/金融/海外投資/台湾問題など政治的緊張 ジニ係数は80年代初の0.28⇒1999年の0.44に急上昇

2) 失業問題

- ・1993~1997年のレイオフ累計は1200万人、失業率は7% 国有企業整理の峠は越えた
- ・東北三省(遼寧省、吉林省、黒竜江省)と中西部では、国有企業の比重が高く失業深刻
- ・全人代:2003年に 800万の職場創出 労働集約産業/中小企業/非公有/非正規就業
- ・給与年金の遅配欠配 全労働者の六分の一 国有企業が退職者の生活を支え負担が大

3) 農村問題

- ・戸口(戸籍)制度:農村から都市への移動制限(1958年から厳格に適用)
- ・農民工:累計1億人 農村非農業人口1億7千万人 改革開放で2.4億人が都市へ
- ・三農問題(農業、農村、農民) 農産物価格の40%下落(1997-2000) 1777投資の遅れ

4) 地域格差問題 「一個中国、四個世界」

- ・北京・上海(2.7%)/天津、浙江省…(21.8%)/山東省…(27.8%)/四川省…(50.6%)
- ・貧困人口は20% 「小康社会」:十六大の重点目標に 富裕/小康/温飽/貧困
- ・先富論⇒共同富裕論 西部大開発 ひとつの大切、五つの優先 富民為本=雇用確保/社会保障改革/社会の安定/分配の公平/都市の低所得層の利益、を優先する

5) 腐敗問題

- ・「官倒爺」(官僚の横流し)→許認可をめぐる不正→「壟断」(官僚主導の寡占独占)
- ・腐敗による経済損失はGDPの13~16% 汚職/関税逃れ/壟断(電気代など)/税の未納/税の無駄/公共投資の損失/国外逃亡資金/違法な徴収/金融の損失
- ・電力改革:政企分離/廠網分解/全国ネット 鉄道改革 電信改革 航空改革

6) 環境問題

- ・土壌流出(国土の38%)/荒地拡大/森林赤字/砂漠化(草原の1/3が消滅)/大気汚染と酸性雨/水質汚染 原因…人口増加+都市化+経済成長+貧困

7) 政治指導者

- ・鄧小平が終身制を廃止 江沢民が定年制・任期制を採用 →幹部の交代が予測可能に
- ・若返り 十二大73.8歳→十三大63.6歳 高学歴化 十二大10.3年→十五大15.9年
- ・閣僚級幹部のうち、85%が、省級幹部経験者 ただし地域に偏りがある

8) 国際関係

- ・2020年、中国は強盛期に 経済的実力+総合的国力+生活水準 党と大衆の結合
- ・中国はアメリカとの友好関係を必要とするが、すでにアメリカと戦略的対抗関係に

9) 政治改革と民主化

- ・「人民内部の矛盾」「人民大衆を敵とみなすのは誤り」(劉少奇)
- ・中国建国以来の誤り 1)階級闘争を優先 2)性急な経済建設 3)人口政策の失敗 ~毛
- ・2002年十六大報告:意思決定の科学化・民主化を進めよう

□3□ 世界のなかの日中関係

1) 21世紀前半は米中関係が基軸

- ・アメリカ~新大陸/中国~旧大陸 対照的で相互補完的 アメリカの中国封じ込め
- ・日米関係、日中関係は、米中関係の従属変数 日本の対米、対中戦略を構想すべき

2) 「歴史問題」は、東アジアの主導権問題だ

- ・中国反日デモの背景…党の黙認/党の統制/対日問題(安保理拡大、MD)
- ・中国、韓国は戦勝国でない~戦後処理に主導権を握れず~国際法の後出しジャンケン
- ・中国は靖国神社がうらやましいのでは 人民英雄記念碑 地方での追悼は禁止

3) 台湾問題

- ・国民党主席の直接選挙(2005.7)…台湾民主化の完成 ⇒共産党になぜできない?
- ・アメリカは台湾を防衛⇒日本も同調⇒中国は対米衝突を避けたいので、むしろ助かる

4) 長期的な対中戦略を

- ・地域的な重心は中国に傾く+韓国・朝鮮 アメリカは牽制してインド、日本にテコ入れ
- ・中国とアメリカが握手しても、喧嘩しても、日本は割り喰う ⇒その中間に活路

2005-4-(10)

第19回現代と
親鸞の研究会
@東京ゲゲゲイ

国家と宗教

——共同体の光と影をめぐって——

~~~~~

2005. 8. 22  
橋爪大三郎  
(東京工業大)

### □0□ 講師自己紹介

はしづめ だいさぶろう……1948年神奈川県生まれ。東大大学院社会学研究科博士課程単位取得退学。執筆活動を経て、現在、東京工業大学大学院社会理工学研究科・価値システム専攻教授。社会学者。  
著書……『言語ゲームと社会理論』『仏教の言説戦略』『現代思想はいま何を考えればいいのか』『その先の日本国へ』(以上、勁草書房)、『言語派社会学の原理』(洋泉社)、『冒険としての社会科学』(毎日新聞社)、『橋爪大三郎の社会学講義』『同2』(夏目書房)、『民主主義は最高の政治制度である』(現代書館)、『小室直樹の学問と思想』(共著、弓立社)、『はじめの構造主義』(講談社現代新書)、『こんなに困った北朝鮮』(メタログ)、『正義・戦争・国家論』『自分を活かす思想/社会を生きる思想』『天皇の戦争責任』(以上、共著、径書房)、『ヴォーゲル、日本とアジアを語る』(共著、平凡社新書)、『幸福のつくりかた』(ポット出版)、『世界がわかる宗教社会学入門』(筑摩書房)、『強いサラリーマン、へたばる企業』(共著・廣済堂出版)、『寛容のレシピ』(A・グラスビー著、解説・NTT出版)、『政治の教室』『人間にとって法とは何か』『アメリカの行動原理』(以上、PHP新書)、『日本人は宗教と戦争をどう考えるか』(共著、朝日新聞社)、『「心」はあるのか』(ちくま新書)、『永遠の吉本隆明』(洋泉社新書Y)、『書評のおしごと』(海鳥社・近刊)、『中国論集』(仮題、夏目書房・近刊)ほか。 <http://www.valdes.titech.ac.jp/~hashizm/>

### □1□ 政治的国家の存立構造

#### 1) 国家とは何か

- ・1) 税金をとる(税: 強制的な財の移転)、2) 公的サービスを行なう、3) 正統性を主張 国家と政治は、なくならない Cf. マルクス主義の国家消滅論は誤り

#### 2) 氏族社会/部族社会/王国/帝国

- ・財/公的サービスの範囲は、拡大していく 血縁→領域支配→普遍的原理  
氏族・部族社会…即自的な宗教信仰文化を基盤にする  
王国…非血縁者をも統治する～王が宗教を選択しうる状況が出現～国家vs宗教  
帝国…固有文化を相対化～普遍宗教と結びつく可能性～キリスト教・イスラム教

#### 3) 国家は何を解決するか

- ・個別利害と共同利害の矛盾 →だが、国家(政府)自身にも個別利害がありうる
- ・現在世代と将来世代の矛盾 →だが、将来世代を現在世代が代表することには無理が

### □2□ 国家と宗教: 一神教の場合

#### 1) ユダヤ教の経験

- ・氏族社会→部族連合(ヤハウェ祭祀)～イスラエルの民の形成→王国(塗油)  
→祭祀長(神殿の聖職者)支配 →王と祭祀長の兼務も →平信徒(ラビ)の指導
- ・メシア(キリスト): カリスマ的指導者…理想の神聖国家を指導 平素は政教分離
- ・偶像崇拜の禁止 …宗教共同体の形成とユダヤ・ナショナリズムの形成とが並行

#### 2) キリスト教会と国家

- ・初期教会は、既成の社会秩序を否定しない祈りの集会だった 国家とは分離

- ・キリスト教がローマ帝国に公認される 国教……国家と教会の相互承認
- ・教会は普遍的(カトリック)/政治的国家の分立(ローマ帝国の不在) →政教分離へ
- ・教会の国家に対する優位 十字軍、破門権(カノッサの屈辱)
- ・教会に対する国家の優位へ ホッブズ、グロチウスの国家主権説 宗教戦争の反省
- ・アメリカ合衆国…信仰の自由を守る世俗的国家 国家は諸教会から中立  
世俗的国家に対する忠誠 市民が武装して独立戦争を戦う

#### 3) イスラム教と国家

- ・ムハンマド=「神の使徒」が、政治的指導者と宗教的指導者(法学者)を兼ねる
- ・カリフ(神の使徒の代理人)…政治的指導者/法学者…宗教的指導者
- ・ウンマ: イスラム共同体～イスラム法を共有 実際は政治的国家が分立 教会なし
- ・イラン・イスラム革命 宗教評議会(超憲法的存在)が国家を指導

#### 4) 政教一致と政教分離

- ・一神教では、政教一致が理想とされる たとえば、イエスの統治する神の王国
- ・現実には、世俗的国家と教会とが分離する体制をとる 宗教戦争を回避するため
- ・国家への忠誠(愛国心)は、信仰と両立し、信仰によって支持されるかたちをとる  
たとえば、マタイ福音書22:21(カエサル/神) ローマ書13:1-7(地上の権威)

### □3□ 日本のナショナリズムと愛国心

#### 1) プレ近代のナショナリズム

- ・山崎闇斎: 朱子学正統論を日本に適用すると、徳川幕府の合法性は否定される
- ・本居宣長: ポスト朱子学 儒教の古典によって朱子学を批判したように、日本の古典によって神道を批判し、江戸幕府の統治思想を批判 日本/中国の分離可能性
- ・平田篤胤: キリスト教をヒントに「英霊」を発明 国事殉難者の霊は常在する
- ・天皇に忠誠を誓う「志士」の集合体が、新政府を形成 「復古」の表象をまとう
- ・四民平等、教育勅語 …「志士」を離れ、全員が政治的国家に参加 国家=教会

#### 2) 明治近代の二重構造

- ・内村鑑三の不敬事件 神道は宗教でない→神道を全国民に強制→違反は反国家行為
- ・近代国家のレベル…憲法: 臣民の権利義務→徴兵令状→応召: 公民の義務→戦死  
神聖国家のレベル…天皇は超法規的・文化的存在→応召: 神聖な任務→戦死  
国家主権が宗教に優位する点では、国家主権説を翻案したもので、近代的
- ・1945年以前の日本人が、公民としての義務を果たして国を支えたことが、戦後日本の基礎となっているのは明らか →その貢献に敬意を表する方法(儀式)が存在しない

#### 3) 戦後の公共性喪失

- ・神聖国家の崩壊とともに、近代国家の公共性までもが懐疑された
- ・公共性懐疑の言説 マルクス主義: 国家は暴力装置 市民的平和主義: 反権力
- ・人民同士の交流(契約・言論・組織)はすべて「公共」 その一種が政治的国家  
官民二元論は、明治近代が生み出した異様な観念 公共性の復権
- ・国を愛する……1) 郷土愛(文化的共同体、民族的出自)、2) 政治的国家への忠誠  
政治的国家が要求できるのは、2)のみ。1)は、郷土が担うべき

○課題

- I] 各テーブルの四人は、自民党・公明党、民主党、国民新党・新党日本、社民党・共産党のリーダーです。くじ引きかジャンケンで、それぞれの党のリーダーか決めて下さい。そして、今回の総選挙の重点政策を、3つ～5つ程度、決めて下さい。（必ずしも現実の政党の政策通りである必要はありません。）  
（三人のテーブルは、自民党・公明党、民主党、その他の野党、と分かれて下さい。）

（これは、例です）

- 1) 地方分権を進め、中央政府の権限を縮小する
- 2) 高齢化社会にそなえ、高福祉高負担に移行する
- 3) 年金破綻を避けるため、保険料をあげ給付を減らす
- 4) 農産物の輸入を自由化し、農家保護をやめる
- 5) 郵政民営化を進め、郵貯資金を民間で運用する
- 6) 財政支出を削減し、小さな政府を実現する
- 7) 公共事業を増やし、地方の雇用を確保する
- 8) 防衛費を大幅カットし、平和外交を進める
- 9) 憲法を改正、自衛隊を軍隊とし安保を強化する
- 10) 中国、韓国などアジア諸国との提携を強める
- 11) 中央省庁の許認可、規制緩和を大胆に進める
- 12) IT、バイオなど先端部門を育成強化する
- 13) 都市再開発を重点に、インフラを整備する
- 14) 弱者を救済し、減税や補助金で保護する
- 15) 原子力発電をやめ、地球環境を重視する
- 16) その他（具体的に……

- II] あなたの党の政策を、国民に説明する簡単な公約（演説原稿）を作成して下さい。

（15分）

- III] 党首討論会を行ないます。まず、各党の政策を順番に発表して下さい。それを聴いている党首は、ほかの党の政策の要点をメモして下さい。

（4分×4）

- IV] つぎに、質疑討論に移ります。一回の発言は、ひとつの党に対する質問とし、党首は質問に答えて下さい。すんだら、次の順番の党首が、質問したい党に質問をします。

（24分）

- V] ここで、選挙結果が明らかになります。議席数を踏まえて、首相を選んで下さい。連立が必要な場合には、政策協定を結んで下さい。

（15分）

- VI] 与党と野党のあいだで、討論をして下さい。与党がまず数分発言し（施政方針）、野党がそれを批判して下さい（代表質問）。以下、自由討論とします。

（15分）

各党の政策リスト

| 自民党・公明党   | 民主党       | 国民新党・新党日本 | 社民党・共産党   |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 党首<br>( ) | 党首<br>( ) | 党首<br>( ) | 党首<br>( ) |
| 政策        | 政策        | 政策        | 政策        |
| .         | .         | .         | .         |
| .         | .         | .         | .         |
| .         | .         | .         | .         |
| .         | .         | .         | .         |
| .         | .         | .         | .         |
| 演説の要点     | 演説の要点     | 演説の要点     | 演説の要点     |

(学)鉄鋼学園  
人材開発センター  
第60回管理者セミナー

## 日本の明日を考える

\*\*\*\*\*

2005. 9. 1  
於: JFEマネジメントセンター  
橋爪大三郎  
(東京工業大)

### □0□ 講師自己紹介

・ はしづめ だいさぶろう……1948年神奈川県生まれ。東大大学院社会学研究科博士課程修了。執筆活動を経て、現在、東京工業大学大学院社会理工学研究科・価値システム専攻教授。社会学者。

著書……『言語ゲームと社会理論』『仏教の言説戦略』『現代思想はいま何を考えればいいのか』『その先の日本国へ』(以上、勁草書房)、『言語派社会学の原理』(洋泉社)、『選択・責任・連帯の教育改革』(共著・勁草書房)、『橋爪大三郎の社会学講義』『同2』(夏目書房)、『民主主義は最高の政治制度である』(現代書館)、『はじめての構造主義』(講談社現代新書)、『小室直樹の学問と思想』(共著、弓立社)、『こんなに困った北朝鮮』(メタログ)、『正義・戦争・国家論』『自分を活かす思想/社会を生きたる思想』『天皇の戦争責任』(以上、共著、径書房)、『幸福のつくりかた』(ポット出版)、『ヴォーゲル、日本とアジアを語る』(共著、平凡社新書)、『世界がわかる宗教社会学入門』(筑摩書房)、『政治の教室』『人間にとって法とは何か』『アメリカの行動原理』(PHP新書)、『「心」はあるのか』(ちくま新書)、『強いサラリーマン、へたばる企業』(共著・廣済堂出版)、『日本人は宗教と戦争をどう考えるか』(共著・朝日新聞社)、『永遠の吉本隆明』(洋泉社新書y)、『書評のおしごと』(海鳥社・近刊)ほか  
<http://www.valdes.titech.ac.jp/~hashizm/>

### □1□ 郵政解散で、日本は変わるのか?

- 1) 頑固な小泉純一郎
  - ・ 郵政民営化……20年来の持論 金融不良債権の整理、道路公団民営化→改革の本丸へ
  - ・ 派閥解体 総務会(族議員の牙城)を頭越し 中曽根・宮沢・橋本引退 亀井離党
  - ・ 田中政治の裏返し 集票構造の変化～都市型政党への脱皮 小さな政府
- 2) 小泉サプライズで自民党解体?
  - ・ 解散サプライズ 小選挙区・人気頼みの小泉首相は、解散～選挙が唯一の切り札
  - ・ 刺客サプライズ 非公認～対立候補は、派閥の伝統に反す ×後援会 ×支援団体
  - ・ 連立サプライズ 自公で過半数をとり、民主党の一部と合流する? ⇒参院可決へ
- 3) 民主党はなぜ政権がとれないのか?
  - ・ 党内の多様性 旧社会党～連合～市民団体～旧民社党～自由党～保守系
  - ・ ひ弱～党内競争のメカニズムがない 政権担当能力への疑念
  - ・ 改革の決め手… 1) シンクタンク設立、2) 予備選を実施、3) 草の根民主主義
- 4) 小泉政権とは何だった?
  - ・ 「改革をやります」に国民は熱狂、でも、どんな「改革」をしてほしいか言わず
  - ・ 政策が一貫せず 外交や財政にビジョンなし ブレーン・官僚の使い方も下手
  - ・ 野党型リーダーが自民党に現れた: 小泉＝ウルトラマン説 楽観的な政治家が好き
- 5) 明確な長期ビジョンを掲げよう
  - ・ 新しい公共性: ふつうの大人たちが実体 政府・自治体は、委任を受けた派生体
  - ・ 田中康夫・長野県知事 「脱ダム宣言」「脱記者クラブ宣言」～金・言葉の公共性
  - ・ マニフェスト: 政権党であるための政策セット マニフェスト・サイクル

### □3□ 21世紀は、どんな世界になるのか

- 1) 科学技術は地球を救うか?
  - ・ IT革命～情報コストの劇的低下(ブロードバンド) →組織、国家の輪郭が曖昧に
  - ・ 地球環境制約の深刻化 気候変動～炭素税～熱縮 エネルギー価格高騰
  - ・ 人口爆発&農地の拡大困難 →食糧不足 →食料価格高騰(第三世界の不満増)
  - ・ ⇒情報価格↓×資源価格↑(資源/情報ギャップの拡大) 国際社会の緊張増大
- 2) 先進国の動向
  - ・ アメリカ～唯一超大国としての軍事的優位 but経済力の長期低落 →多角的バランス  
2020年のGNP予測 中国/アメリカ/インド/日本/…… 世界の中心はアジアへ
  - ・ EU～国家の壁を越える共同体 統一の通貨・制度 →ロシア、イスラムの排除
- 3) 中国・東アジアの動向
  - ・ 統一コリアの誕生? 南北会談で、統一を共通目標として確認→7千万国家の登場
  - ・ 中国の将来体制? 社会主義/市場経済の矛盾 台湾問題 中国vsアメリカ  
cf日米ガイドライン 日本の「周辺事態」に対応 台湾が入るか「曖昧」政策
- 4) 第三世界の動向
  - ・ 権利としての経済発展↔環境制約 先進国エゴを糾弾する世界思想or世界宗教
  - ・ イスラム圏 西欧文明に対する抵抗者として登場するか cfイランの憲法体制

### □4□ 21世紀、日本は復活できるか

- 1) 日本の21世紀戦略 ～文化の創造的価値を重視
  - ・ 「科学技術創造立国」路線 独創性&言語バリアの突破&高品質&低価格&実用性
  - ・ 国際分業のなかに活路を見出す 日本市場→世界市場 企業行動の世界標準化
- 2) 政治の改革 ～意思決定力の強化
  - ・ 国会の機能強化 次点歳費制(議員を半分に) 調査・立法機能の充実
  - ・ 中央省庁の権限縮小・簡素化・規制緩和 特殊法人の民営化 人事異動の促進
  - ・ 地方政府の自立 財源(たとえば消費税)を移管して交付税を廃止 委任事務廃止
- 3) 企業社会の改革 ～経済体質の強化
  - ・ 戦後社会は、資本主義でなかった! 配当が低い⇒株主不在/累進課税/資産課税  
⇒持株会社の復活 ベンチャー企業育成(自由競争、間接金融) ライブドア叩き
  - ・ 入り口文化、年次別管理からの脱却 インターンシップ/年俸制/転職の自由
- 4) 教育の改革 ～新しいタイプの日本人形成を
  - ・ 小中学校: 学区制の廃止、校長に経営権(含人事権)を、学校理事会の設置
  - ・ 高校: 入試廃止、高検(高等学校学力検定試験)の導入、個人カリキュラムの編成
  - ・ 大学: 入試廃止、学費アップ×奨学ローン×大学ごとの奨学金、研究ポスト公開
- 5) 東アジア国家としての再出発
  - ・ 公民権制度を導入 →在日外国人を日本社会の正規メンバーに →統一コリアに対応
  - ・ 歴史と向き合う国民 学生交流、民間対話、史跡訪問、芸術作品助成、……
- 6) 明瞭な世界戦略とメッセージを
  - ・ 非西欧先進国としての利点 言語障壁、非肉食文化、縮み文化の利点
  - ・ 国際協力の戦略を 教育援助(初等識字教育→人口↓) 在来農法・技術援助



## マルクス主義と構造主義

2005. 10. 7

橋爪大三郎

(東京工業大)

## □1□ 資本主義とは何か

## 1) 商品経済

- ・貨幣：交換の媒体 近代貨幣の機能：交換の媒体／価値の尺度／支払い手段／信用創造
- ・商品：貨幣を媒体として取引される財(goods) 価格……商品と貨幣の交換比率
- ・市場：商品が取引される場 匿名性……相手が誰であっても取引を行なう

## 2) 市場経済

- ・すべての財が商品であるような経済 ⇒ 実質的には、資本主義経済
- ・生産要素：資本・土地・労働 土地……生産できない財 資本……生産に必要な耐久財
- 3) 資本主義経済(自由主義経済と言ってもだいたい同じ)
- ・消費財の市場のほか、資本市場、土地の市場、労働力市場がある Q どのような意味？
- ・資本主義経済の特徴(ウェーバー) 科学技術／複式簿記／割引手形／官僚制

## □2□ マルクス主義とは何か

## 1) 労働価値説(アダム・スミス→リカルド→マルクス→マルクス主義)

- ・自由：身体の所有(自己決定)＋身体活動(労働)の成果の所有 Q 土地は？
- ・私的所有権 資本家(生産手段の所有者)・地主・労働者 Q 労働と労働力の違い？
- ・労働価値説：商品の価値は、投下労働量によって定まる ×地代 ×利子

## 2) マルクスによる資本主義メカニズムの分析

- ・資本……市場で価値増殖する貨幣 W: Ware 商品 G: Geld 貨幣 ΔG: 利潤

$W - G - W'$  : 商品経済  $G - W - G'$  : 投機資本、冒険商人

$G - G'$  (=  $G + \Delta G$ ) : 高利貸し 前近代的資本

- ・産業資本 Ar: 労働力 Pm: 生産手段

$G - W$   $\left\{ \begin{array}{l} Pm \cdots \cdots W' - G' (= G + \Delta G) \\ Ar \end{array} \right.$

$G - W$ 、 $W' - G'$  は等価交換。それならなぜ利潤が生じるのか？

- ・搾取：労働の価値(労働力の使用価値) > 労働力の価値(労働力の交換価値or再生産費)
- ・原始蓄積過程→産業資本主義→金融資本主義→独占資本主義・帝国主義
- ・『資本論』が証明した定理

Th) 利子と地代が存在しないなら、商品の価値＝その生産に必要な労働力の価値

Th) 搾取が存在することと、資本が利潤をうむこととは、同値

Th) 資本の有機構成が高まる( $Pm / (Pm + Ar)$ が増加する)と、利潤は下落

参考) 森嶋通夫『マルクスの経済学』東洋経済新報社(1974)

## 3) マルクス主義哲学

- ・人間……類的本質 Gattungswesen 弁証法 Dialektik 物象化 Versachlichung 疎外 Entfremdung: 自らの本質とよそよそしい関係におかれること

- ・唯物論……人間を生存させる客観的条件が人間を規定 労働：自然との有機的交流

## 4) 史的唯物論／唯物史観 historische Materialismus

- ・人類の歴史は、階級闘争の歴史である。 原始共産制→古代→中世→近代→共産主義
- ・氏族社会→分業&私的所有→階級対立(支配階級／被支配階級)

古代……奴隷制：人間が所有の対象 中世……封建制：土地が所有の対象

近代……資本制：生産手段が所有の対象 共産主義……私的所有と国家を廃絶

- ・下部構造(経済)／上部構造(政治・宗教・文化・イデオロギー) 下部構造が決定的

- ・産業予備軍説→プロレタリアの賃金は生存水準に下落

国家暴力装置説→公共的なものにみえる国家権力は、階級抑圧の装置 ⇒ 暴力革命

- ・共産党：プロレタリアを指導する前衛党 vs 虚偽意識～支配階級のイデオロギー

民主集中制 プロレタリア独裁によって、国家権力を独占し、階級を廃絶

## 5) マルクス・レーニン主義

- ・レーニン『帝国主義論』：利潤率の傾向的低下→帝国主義化→世界戦争→同時革命

トロツキー：帝国主義戦争に際して世界同時革命を スターリン：一国社会主義

- ・労農同盟……プロレタリアは農民と協力して革命を実行 農業集団化→重工業

- ・Communist International(コミンテルン) →支部(中国共産党、日本共産党、…)

## 6) 有中国特色的社会主義

- ・毛沢東思想：農民を主体とする革命(土地解放) ⇒ 中ソ論争

- ・文化大革命……毛沢東思想で武装した紅衛兵・人民大衆が共産党を攻撃 ～個人崇拜

- ・改革開放……共産党の主導で、市場経済を導入、西側の資本・技術を用いて近代化

- ・社会主義市場経済……共産党の一党独裁＋資本主義経済 ～ファシズムに類似

江沢民の三つの代表論～資本家(私企業のオーナー経営者)の共産党入党を許める

## □3□ 構造主義 Structuralism

## 1) &lt;構造&gt;の発見

- ・<構造>：人びとの思考が暗黙のうちに従うパターン ⇒ ×歴史

抽象代数の構造(クラインの4元群)の親族の構造(オーストラリアの婚姻交換)

- ・「価値があるから交換するのではない、交換されるから価値がある」 ⇒ ×労働価値説

- ・近親相姦の禁忌～限定交換／一般交換 ……秩序は意識されない ⇒ ×階級意識

## 2) 「真理」の相対化

- ・マルクス主義……唯一の「真理」が存在し、それは認識可能 ～人類は進歩する

- ・構造主義……「真理」はそれぞれの社会が生み出した「制度」～人類は進歩しない

- ・構造主義の「正しさ」は、マルクス主義によって論破できない。⇒ 脱マルクス主義へ

## 3) ポスト構造主義(→ポストモダン)

- ・構造主義へのアンチテーゼ……構造主義のいうことは「正しい」が、大事な点を見落としている。 ex 消費社会のからくり／不可視の権力／隠された欲動／…… ～批判

⇒ マルクス主義の言い分にも理がある、という「隠れ左翼」として機能

- ・ポスト構造主義は、ネガティブ・トーク……時代を切り開く提案はしない ～反政治

松下政経塾  
宗教・哲学  
講座第5回

# グロチウス『戦争と平和の法』

2005.10.20  
橋爪大三郎  
(東京工業大)

Hygonia Grotti 1625 De jure belli ac pacis Paris

Hugo Grotius n.d. On the Law of War and Peace Kessinger Publishing

グローチウス 一又正雄訳 1989 『戦争と平和の法』(全3巻) 酒井書店(復刻版)

## □1□ グロチウス(Hugo Grotius 1583-1645)の生涯

- 1583 オランダの名門フロート家に生まれる。父ヤンは市政に携わり大学の理事。
- 1594 11歳でライデン大学に入学。12歳のとき、母を新教に改宗させる。  
ギリシャ・ローマの歴史、哲学、天文学、数学、宗教、法律を学ぶ。14歳で卒業。
- 1598 15歳で首相一行に随行しパリを訪れ、オルレアン大学で法学博士号を取得。  
16歳で弁護士となる。
- 1601 オランダ政府国史編纂官となる。
- 1604 21歳で、『捕獲法註釈』を執筆。
- 1609 26歳で、『海洋自由論』を出版。
- 1612 29歳で、『ネーデルランド近代史』を執筆。
- 1618 35歳、神学論争に巻き込まれ、国家転覆の陰謀の罪で逮捕される。
- 1619 36歳、終身禁固、財産没収を宣告される。脱獄し、フランスに亡命する。
- 1623 40歳、『戦争と平和の法』を起稿。
- 1625 42歳、『戦争と平和の法』を出版。カトリック教会で禁書となる(～1901)。
- 1631 48歳、オランダに帰国したが逮捕状が出て、ハンブルグに逃れる。
- 1634 51歳、駐仏スウェーデン大使となる。パリで10年間、外交官として過ごす。
- 1645 62歳、旅先の北ドイツで病に倒れ、牧師の祈禱を求めて、死去する。

## □2□ 目次

献辞

序言

### 第一巻

- 第1章 戦争とは何か、法とは何か
- 第2章 戦争を行なうことは、いかなる場合に正しいか
- 第3章 公戦と私戦の区別、主権の説明
- 第4章 従属者の優位者に対する戦争
- 第5章 いかなる者が合法的に戦争を行ないうるか

### 第二巻

- 第1章 戦争の原因、第一、自己および財産の防衛
- 第2章 人びとに共通する属性について
- 第3章 物の原初的取得について、特に海および河川について
- 第4章 推定的抛棄およびこれに続く先占について、ならびに使用取得および時効取得との相違について
- 第5章 対人権の原初的取得について、ならびに親権、婚姻、結合、および従属者と奴

隷に対する権利について

- 第6章 人間行為による承継的取得、ならびに支配権および支配権に属するものの譲渡について
- 第7章 法規によって行なわれた承継的取得、これには無遺言相続も含まれる
- 第8章 通常万民法より生ずると言われる取得について
- 第9章 支配権または所有権はいつ消滅するか
- 第10章 所有権より生ずる義務について
- 第11章 約定について
- 第12章 契約について
- 第13章 宣誓について
- 第14章 最高支配権を有するものの約定、契約および宣誓について
- 第15章 条約および要認条約について
- 第16章 解釈について
- 第17章 危害によって生じた損害、およびそれより生ずる義務について
- 第18章 使節権について
- 第19章 埋葬権について
- 第20章 刑罰について
- 第21章 刑罰の分配について
- 第22章 不正な戦争原因について
- 第23章 疑いある戦争の原因について
- 第24章 正しい原因のためにすら、戦争を無謀に行なうべきでないことについての忠告
- 第25章 他人のために行なう戦争の原因について
- 第26章 他人の支配権の下にあるものが行なう戦争の正しい原因について

### 第三巻

- 第1章 戦争においていかに何が許されうるか、自然法による一般的規則、ならびに奇計ならびに欺罔について
- 第2章 万民法によれば、従属者の財産は、いかにしてその支配者の債務によって拘束されうるか、ならびに報復について
- 第3章 万民法に従って正しい、あるいは正式な戦争について。さらに宣戦について。
- 第4章 正式の戦争において敵を殺害する権利、およびその他の身体に加えられる暴力について
- 第5章 荒廃と略奪について
- 第6章 戦争において捕獲したものの取得権について
- 第7章 捕虜に対する権利について
- 第8章 戦敗者に対する支配権について
- 第9章 戦後復権について
- 第10章 不正な戦争において行なわれる事柄に関する警告
- 第11章 正戦における殺戮権の緩和
- 第12章 荒廃その他類似の事柄における緩和
- 第13章 捕獲物に関する緩和
- 第14章 捕虜に関する緩和
- 第15章 支配権の取得に関する緩和
- 第16章 万民法によって戦後復権を有さないものに関する緩和
- 第17章 戦争において中立なる者について

- 第18章 公戦における私人の行為について
- 第19章 敵相互間の信義について
- 第20章 戦争を終了せしめる公的信義について、ならびに平和条約について、抽籤について、合意による戦闘について、仲裁裁判、降伏、人質および担保について
- 第21章 戦争中の信義について、ならびに休戦、護照権、捕虜の償贖
- 第22章 戦争における下位権力者の信義について
- 第23章 戦争における私人の信義について
- 第24章 黙示的信義について
- 第25章 結論、信義と講和の勧奨

### □3□ 自然法が国際法を基礎づける

#### 1) ○序言 (プロレゴメナ)

○第一巻第1章 戦争とは何か、法とは何か

- ・自然法 (jus naturale) : 《正しき理性の命令》1-52
  - ・意思法 (jus voluntarium)
    - 神意法 (jus divinum voluntarium) : 《神の意思にその淵源を有する法》1-59
    - 《最も聖なる法…は、自然法…よりも…いっそう道徳的》1-28
    - 人意法 (jus humanum) → 民法 (jus civilis) / 民法より狭い法 / 万民法
  - ・万民法 (jus gentium) : すべて、あるいは、複数の国家間の法 (大いなる世界 magna universitas) の利益を考慮する) 1-12
- 《敵国間においては成文法、すなわち民法は効力を失うが、不文法、すなわち自然法が定め、または万民の合意が定立したところのものは依然効力を有する》1-16
- ・法の証明……自然法 / 万民法 / 民法     アリストテレス / 歴史 / 聖書 / 宗教会議 / 法学者
  - ・戦争 (定義) : 《力によって争う人びとの状態》1-45

#### 2) ○第2章 戦争を行なうことは、いかなる場合に正しいか

○第3章 公戦と私戦の区別、主権の説明

- ・戦争は自然法に反しない。《自然の状態において自己を保有し…反するものを斥けるのは、第一の義務である。》1-76     ← 歴史・合意・万民法・神意法・福音書の法 / 教会
- ・公戦 : 《法権 jurisdiction を有するものの権威によって行なわれるもの》1-130
- 私戦 : そうでないもの     公私混合戦 : いっぽうにおいて公戦、他方において私戦
- ・戦争が万民法によって正式である : 1) 双方の国家で、主権 summa potestas を有する者の権威によって行なわれること、2) ある形式を遵守すること。1-137
- ・主権 : 《ある者の行為が、他の者の権利に従属せず、従って他の者の人的意思の決定によって無効とせられえないとき、かかる権力》1-143
- 《たとえ主権を行使するものが、人民や神に対してある約束をしても、主権は最高であることをやめない》1-164
- 《主権は単一的で、それ自体分割しえない》1-166
- 《不平等同盟条約によって拘束されるものも、主権を保有しうる》1-174

#### 4) ○第4章 従属者の優位者に対する戦争

- ・《優位者に対する戦争は、自然法によれば許されない》《国家は公の平和と秩序のために、普通の反抗権を禁じうる》1-203     ヘブライの法、福音書の法も同様
- ・《下位の長官は、より下位の者からみれば公人 persona publica であるが、より上位の者から見れば私人 privatus である。》1-211
- ・《もし王…がその主権を譲渡し、または明らかに抛棄するしたと考えられる場合》《王

が全人民を破滅せしめんとする真の敵意を有する場合》、王は私人の地位に戻るので、王に対して戦争を起こすことができる。1-222f

### □4□ 自衛のための戦争

#### 1) ○第二巻第1章 戦争の原因 第一、自己および財産の防衛

- ・《戦争を行なう正しい原因は、危害を受けること以外には他に何も存しえない》1-244
- ・《生命を危うくする目前の危害が加えられ、他の方法によって避けられぬ場合は、たとえ加害者の殺害を含むとも、戦争が許される…》《この防衛権は、自然が各人に対して与えたという事実…淵源を発するのであって、加害者の不正または犯罪から発するのではない。》1-247
- ・《防衛または逃亡のため…妨げとなる無害の者を、殺害し蹂躪しうるか…。自然のみを考慮するならば…個人の保全に対する考慮のほうが、確かにより大である。しかし…福音書の法規は、明らかにこれを許さない。》1-247
- ・《加害者が武器をとり、しかも殺害の意図が明らかな場合は、その犯罪に対して機先を制することができる…。しかしすべての種類の恐怖に対して、機先を制して殺害を行なう権利を認める人びとは非常に間違っている》1-248
- ・《財産を守るために、盗賊を、必要ならば殺害しうることを、予は否定しない》1-255
- ・《私戦では…単なる防衛のみが考えられるが、公戦では防衛のみならず、復讐の権利をも有する》1-260
- ・《万民法に従えば…攻撃を受ける可能性が、攻撃を行なう権利を与えるということは、あらゆる衡平の原則にまったく反する》1-261

#### 2) ○第2章 人々に共通に属する物について

- ・《海は、私有権に属しえない…。海は広大であってすべての人民の、用水、漁獵、航海などいかなる用途にも充分であるから》1-273
- ・《占有せられざる土地は、全体として人民によって保有されぬ限り、これを占有する個人に帰属する。》1-274
- ・《民法は、自然的自由の制限を設け、自然によって許されるものを禁ずることができ、…自然法によって許容されるような所有権の取得さえも、予め妨げうる》1-275
- ・《最大の必要のある場合においては、原始的な物の使用権が、共有状態が続けるがごとくに復帰する…》《航海でもし食物が不足してくる場合は、各人が有するものは、すべて共有としなければならぬ…。火事が起こった場合は、予の建物の防衛のために、隣人の建物を破壊することもできる…。予の舟を捉えた網や網を切断できる…。》1-276
- ・《必要に迫られて、その生命のために必要なものを、他人から奪っても、盗賊行為を犯したとはならない》1-277
- ・《敵がその場所に侵入し、かつ回復しえざる損害が生じるかもしれないという…確実なる危険が存在する場合…、平和なる領土を…占領することが許される》1-279
- ・《他人の領土を通過する必要があった場合、…最初に通過の許可を求むべきであるが、拒否されるならば、力によって通過しうる…》《通過を求めて来るものが、自己に向かって正式の戦争を行なうかもしれぬという恐怖は、通過を拒否するに役立つものではない》《何人も、すべての民族に対して、他の遠隔の地にあるすべての民族と交易を行なうことを妨げる権利はない》1-281ff     通過する貨物に課税はできない
- ・《貨物を搬送する人々または通過する人々に対して、…一時滞在することを許すべき》《自己の定住地を追われて避難所を求める外国人に対しては、…その永住を拒否すべきではない。》1-285f



3) ○第3章 物の原初的取得について、特に海および河川について

- ・《河川は…先占しうる》《海もまた…両岸に土地を有するものが…先占しうる》1-304
- ・《自然的境界を有する土地においては、河川は、その流れを暫次的に変更することによって、領土の境界をも変更せしめる》1-311 cf新しい河床ができた場合は、以前にあった河床の中央が領土の境界である

□5□ 宣誓・契約・条約

1) ○第13章 宣誓について

- ・《たとえある者が、鷹神を指して宣誓したとしても、その宣誓は拘束力がある》2-552
- ・《宣誓する者は二つの方法で拘束される。…彼の言葉が彼の意図と一致すべきこと…。…その行為がその言葉と合致すること…。》2-554
- ・《海賊または暴君に対して宣誓を行なった者は、神に対して義務を有せず、との見解は排除される》2-555

2) ○第14章 最高支配権を有する者の約定、契約および宣誓について

- ・《王としての行為と、私人としての行為を区別しなければならない…。王がなした王としての行為はすべて、あたかも共同体がなしたと同様で…かかる行為に対しては、共同体自身によって制定された法規は何らの力も有しない。》2-571
- ・《王の私的行為は、共同体の行為ではなくして、その一部の行為であり…法規の共通の規則に従うべき意図をもってなされた行為である》2-572
- ・《王は…宣誓をなした後においては、それを無効となしえない。》5-573
- ・《いかなる人民も、またいかなる真の王も、支配権を不正に奪った者の契約によっては拘束されない》2-582

3) ○第15章 条約および要認条約について

- ・《条約は、主権の命令によってなされ》る。《要認条約は、主権よりかかる委任を受けない者が、本来の意味で、主権に関係ある何事かを約定するときになされる》2-586
  - ・《約定は、平等的か不平等的かである。》2-591 e.g. 攻守同盟  
不平等条約…e.g. 《あるものが他方に援助を与えるが他方より援助を受けぬ》～従属
  - ・《条約を締結する権利は、すべての人々にとって共通である故、宗教より生ずる区別は認められない》2-594 ⇒旧約聖書に、異教徒との条約の例がある
  - ・《もし条約国が双方ともに正しからざる原因で戦う場合は…双方を援助することを差し控えるべき》、《もし二同盟者が他の者に対して戦争を行ない、その各々が正しい原因を有する場合は、もし可能ならば両者に対して、例えば金と兵士を送って、援助を与えるべき》2-602
  - ・《条約は満期となっても、黙示的に更新されると考えるべきではない。》2-603
  - ・《一方当事者が条約を侵犯した場合は、他方はそれから離脱することが可能》2-603
- 4) ○第16章 解釈について
- ・《約定の相手方は、約定をなした者に対して、正しい解釈が意味することをなすべきように、強制する権利をもたねばならぬ》2-613
  - ・《他の推定を欠く場合は、言葉は、その通常の意味において理解されるべき》2-614
  - ・《たとえ国家の状態が王国に変わるとしても、条約は継続する…。首長が変わっても、体は同一たるを失わぬからであって、…王によって行使された支配権は、依然として人民の支配権である》2-625 《約定自体は、相続者をも拘束しうる》2-626
  - ・《書類は契約の実質的部分としてではなく、証拠として用いられる》2-638

□6□ 使節・埋葬・刑罰

1) ○第18条 使節権について

- ・使節権は、万民法から生ずる。
- ・使節権は、最高支配権を有するものが、相互に使節を派遣する権利。不平等条約を締結したあとでも、使節権はある。《公戦に敗れ、王権…を奪われた王は使節権も失った》
- ・《国家を形成しない海賊および盗賊は万民法を援用できない》2-661
- ・使節権=1) 受諾されるべきこと～《理由なくして使節を斥けることを禁ずる》、2) 不可侵～《危険なことを企てる使節に対しては、防御することを許されるが、刑罰を課しえない》2-662 《使節は接受国の領土外にあるものとされる》2-665

2) ○第19章 埋葬権について

- ・《万民法から、屍体の埋葬の義務が生ずる》2-678
- ・《すべてのものは、公敵をすら埋葬すべきであると考える》2-683
- ・《埋葬の否認によって戦争が合法的に行なわれた》2-688

3) ○第20章 刑罰について

- ・《キリスト教を受入れようとしない者に対して戦争を行なうことは正しくない》2-756
- ・《キリスト教徒を、その宗教のためにのみを以て残忍に取扱うものに対しては戦争は正しく行なわれる》2-765

□7□ 戦争の原因

1) ○第22章 不正なる戦争の原因について

- ・《正当化しうる原因 *causa justificata*と誘因 *causa suasoria* の区別》2-822
- ・《これら二原因を欠く戦争は野蛮である》2-822
- ・《ほとんどすべての場合…、戦争を行なう者は誘因を有するが、正当化しうる原因は、これを有することもあり、また有しないこともある》2-824  
×隣人の権力に対する恐怖 ×隣人が…要塞を築造する ×利益
- ・《正当化しうる原因を欠かぬ場合は、…戦争自体をも、本来的な意味における不法となすものではない。それゆえ、かかる戦争から賠償の義務は生じない。》2-834

2) ○第23章 疑いある戦争の原因について

- ・《無辜のものを有罪とするよりも、有罪のものを放免するほうがまし》2-844
- ・《戦争は、その結果、無辜のものにすら、通常多くの災害を与える…。それ故、意見が全く岐れている場合は、平和のほうに向かうべきである。》2-845
- ・戦争を避ける方法……1) 会議、2) 仲裁、3) 抽選
- ・《戦争は訴訟と同様、双方に正しいということはいえない。…しかし両交戦国ともに不正に戦争を行なわないということが生じうる》2-851

3) ○第24章 正しい原因のためにすら、戦争を無暴に行なうべきでないことについての忠告

- ・《はるかに強大であるもの以外は、処罰をさしひかえるべき》2-866
- ・《余儀なき場合でなければ、戦争を行なうべきではない》2-867
- ・《最大の好機において最大の原因を有する場合以外、戦争を行なうべきでない》2-867

4) ○第25章 他人のために行なう戦争の原因について

- ・《戦争は従属者のため正しくこれを行ないうる》2-875
- ・《戦争は、平等または不平等同盟条約国のためにも正しく行なわれうる》2-878
- ・《原因の区別なく、いかなる戦争にも援助を与えるべき意図を以て約した軍事同盟は…許されえない》2-883

5) ○第26章 他人の支配権の下にあるものが行なう戦争の正しき原因について

- ・《彼らが兵務につくことを命じられた場合、もし戦争の原因が不正であることが彼らに明らかであるならば、兵務につくことを全く避けるべきである》2-888
- ・《敵が従属者の生命を助けることが可能なるにかかわらずこれも絶対に拒否するごとき意図をもってやってくることが確かな場合は、これらの従属者は、万民法によっては取り去られないところの自然法によって自らを防衛しうる》2-895

□8□ 戦争の権利

1) ○第三巻第1章 戦争において、いかほどのことが許されうるか。自然法による一般規則、ならびに奇計および欺罔について

- ・《戦争においては、目的のために必要なことは、許されうる》3-903
- ・《予に危害を加えるものに、その同盟者として、或はその従属者として加担するものは彼らに対して予を守る権利を予に与える》3-905
- ・《海賊で一杯の船或は盗賊の充満した家は、たとえ同じ船または家のなかに僅少の幼児、女、…他の無害のもの達がそれによって危険を受けるとしても、…破壊しうる》3-905
- ・《戦争に必要なものを敵に供給するものは敵側である》3-907
- ・《戦争を行なうものは通常、彼らの原因の正しさとその権利の行使の意図を明らかにしめる目的を以て、他の人民に向かって公の宣言を行なう慣わしである》3-908
- ・《隠密は、特に国事を行なう者にとっては、全く必要であり、且つ不可避》3-911

2) ○第3章 万民法に従って正しき或は正式なる戦争について。さらに宣戦について

- ・《正式の戦争の性質には、それが主権を有するものによって行なわれることが必要》
- 《戦争が…正しくあるためには、…それが正式に宣言され、…この通告が…公的になされなければならない》3-953

3) ○第4章 正式の戦争において敵を殺害する権利、およびその他の身体に加ええられる暴力について

- ・《敵の身体と財産を害することは…許される。…外国の領土内で、たまたま捕らえられた者は、その原因のため、殺人者或は盗賊として罰せられえない…。》3-967
- ・《現に武器をとるもの、或は戦争を行なっているものの従属者のみならず、さらに、敵国の領土内にあるすべてのものに適用される…。》3-970 cf戦争が開始された後に、戦争を知りながら敵国領土に入り来たった外国人
- ・《他の領土の法が妨げない限り、敵の従属者はいづこにおいても、これを害しうる》
- ・《加害権は、幼児と女にすら及ぼされる》3-972
- ・《加害権は、捕虜に対してすら、いかなる時も及ぼされる。》3-973
- ・《この権利は、無条件降伏したるものにすら及ぼされる》3-974
- ・《万民法によれば、何人をも毒殺することは禁ぜられる》3-976 《武器に毒を塗り、或は水に毒を入れることは禁ぜられる》3-977
- ・《戦争における婦女に対する暴行は、…平時におけると同様、戦争においても不罰であってはならない》3-981

□9□ 捕虜

1) ○第7章 捕虜に対する権利について

- ・《万民法によれば、正式の戦争中に捕らえられた者は、すべて奴隷になる》3-1031
- 《かかる奴隷に対しては、いかなる苦痛を与えても咎めなく、あらゆる行為を、いかなる風にも命令し、強制しうる》3-1033

・《内乱では、捕虜を奴隷にしないために、多くの場合、彼らが殺害された》3-1034

・《戦争の継続中自己の同胞に向かって逃亡するならば、戦後復権によってその自由を回復するが、もしその同胞以外のものに向かって逃亡するならば、或は講和がなされた後は、たとえ自己の同胞に向かってすら逃亡するとしても、その主人が彼を請求するときには、返還されるべきである》3-1035

・《キリスト教徒は、その相互間に発生した戦争において捕らえられた者を奴隷にしないが、これを売買すること、苦役を強制すること、および奴隷にふさわしい事柄を課すことを全般に認めている》3-1038

2) ○第8章 戦敗者に対する支配権について

・《人々の集団の全体を、或は単に国家的、或は単純に個人的、或は混合的たる従属によって、自己に従属せしめ得る》3-1042

3) ○第9章 戦後復権について

・《領土は戦後復権によって回復される》3-1059

□10□ 戦争と人道、講和

1) ○第11章 正戦における殺戮権の緩和

- ・《無辜なるものの死は、不慮の出来事によるといえども、可能な限り、防止するように配慮すべき》3-1090 ⇒子ども、婦女、老人、聖職者、文筆家、農民、商人、捕虜…
- ・《無条件にて降伏する者もまたこれを助命すべきである》3-1097
- ・《すべて無用なる戦闘は避けるべきである》3-1101

2) ○第19章 敵相互間の信義について

- ・《敵が何たるやを問わず、敵に対して信義を守るべきである》3-1180
- ・《信義は不信なる者に対してすらこれを遵守すべきである》3-1190

3) ○第20章 戦争を終了せしめる公的信義について、ならびに平和条約について、抽籤について、合意による戦闘について、仲裁裁判、降伏、人質および担保について

- ・《王国においては、講和締結権は王に属する》《貴族国または民主国においては、講和締結権は多数者に属する》3-1200
- ・《別段のことが合意されない限り、すべての講和条約においては、戦争によって生じた被害のためには、何らの賠償責任がないと…取り決められていると考えなければならない》3-1206

4) ○第21章 戦争中の信義について、ならびに休戦、護照権、捕虜の償贖について

- ・《休戦は、戦争の継続中、一時戦争行為を差し控えるところの協定である》3-1236
- ・《もしも休戦の信義が一方当事者によって侵犯された場合は、被害者が戦争を宣言することなく、武器をとる自由を有する》3-1243
- ・《私人の行為は休戦を破棄しない》3-1244

5) ○第25章 結論。信義と講和の勧奨

- ・《戦争においては、常に講和を目標とすべきである》3-1274 《またたとえ損害を受けるとも、講和を受諾すべきである。……これは戦敗者にとって有利である。これは、戦勝者にとっても有利である。》3-1274f
- ・《講和は、締結された時は、最高の慎重さを以て守るべきである。》3-1276

## グロチウス『戦争と平和の法』

2005.11.11

橋爪大三郎

(東京工業大)

Hygonia Grotti 1625 De jure belli ac pacis Paris

Hugo Grotius n.d. On the Law of War and Peace Kessinger Publishing

グロチウス 一又正雄訳 1989 『戦争と平和の法』(全3巻) 酒井書店(復刻版)

## □0□ 講師紹介

はしづめ だいさぶろう……1948年神奈川県生まれ。東大大学院社会学研究科博士課程修了。執筆活動を経て、現在、東京工業大学大学院社会理工学研究科・価値システム専攻教授。社会学者。

著書……『言語ゲームと社会理論』『仏教の言説戦略』『現代思想はいま何を考えればよいのか』『その先の日本国へ』(以上、勁草書房)、『言語派社会学の原理』(洋泉社)、『選択・責任・連帯の教育改革』(共著・勁草書房)、『橋爪大三郎の社会学講義』『同2』(夏目書房)、『民主主義は最高の政治制度である』(現代書館)、『はじめての構造主義』(講談社現代新書)、『小室直樹の学問と思想』(共著、弓立社)、『こんなに困った北朝鮮』(メタログ)、『正義・戦争・国家論』『自分を活かす思想/社会を生きる思想』『天皇の戦争責任』(以上、共著、径書房)、『幸福のつくりかた』(ポット出版)、『ヴォーゲル、日本とアジアを語る』(共著、平凡社新書)、『世界がわかる宗教社会学入門』(筑摩書房)、『政治の教室』『人間にとって法とは何か』『アメリカの行動原理』(PHP新書)、『「心」はあるのか』(ちくま新書)、『永遠の吉本隆明』(洋泉社新書y)、『書評のおしごと』(海鳥社)、『隣のチャイナ』(夏目書房・近刊)ほか  
http://www.valdes.titech.ac.jp/~hashizm/

## □1□ グロチウスの生涯

めっちゃめっちゃな勉強家。しかし、ただの秀才ではない。度胸も根性もある。

資料編【1】を参照のこと。

## □2□ グロチウスはなぜ人気がないのか

## 1) 『戦争と平和の法』の主張

・主権国家は、戦争をする権利がある。→すべての戦争は合法。ただし、戦争のやり方に気をつけなさい。……戦争論者

・とは言え、戦争は、悲惨なので、なるべくやらないほうがいい。……平和論者

## 2) 日本国憲法と、戦後平和主義

・第九条「戦争放棄、軍隊は持たない」 Q: 放棄するのだから、交戦権があった?

・主権在民~日本国民は主権者

・「自衛権」論争……自衛権は、制定法(第九条)では廃棄できない固有の自然権だ

## 3) グロチウスは、自然法論者

・国際社会(主権国家の集まり)は、自然法にもとづいている。

・戦後世界……パリ不戦条約+ヤルタ・ポツダム体制: 戦争不法論(→東京裁判)

⇒ グロチウスに立脚すると、戦後の国際秩序を否定することになる?

★主権 sovereignty ……個人の自由や人権と並行して析出する、統治権力の性質。

中世: 濃厚な中間集団・伝統・共同体 ⇨ 近代: 主権国家/中間集団/自由な個人

## □3□ グロチウスの法思想の特徴

## 1) 自然法論

・神の法/自然法/国王の法(制定法) 自然法: 神の法のうち理性が発見できる部分

・国際法は、自然法

万民法: すべての国家の、または、数多くの国家の法

意思法: 神の意思法(旧約聖書、新約聖書)+人間の意思法

## 2) 私法と公法が連続的

・物権法(所有の概念)と、国際法(正しい戦争の理由)とが連続している。

・ただし、国家(戦争をする権利がある)と私人(戦争する権利がない)を峻別。

## 3) 実務的、实际的

・多くの論拠(ギリシャ・ローマ法、聖書、学説)を公平に引用 人道的結論

・彼自身が政治犯で亡命者 → 国家権力が人民を保護し、人民を迫害しないよう注意

## □4□ 戦争

## 1) 戦争: 《力によって争う人びとの状態》1-45

・戦争は自然法に反しない ⇨ その根拠 キケロ『目的論』/クセノフォン/ホラチウス/ルクレチウス/ガレン/ウルピアヌス/創世記14-20, 出エ17-9, 申命記20-10&15, 士師記11, ヘブル書11-33, サム前25-28, 創世記9-5, 4-14, 4-24 /テモテ前12-1, ロマ14-3, 使徒行伝4-25, 13-33, ……

・公戦: 《法権を有するものの権威によって行なわれるもの》1-130 ⇨ 私戦

・主権 定義 1-143

## 2) 自衛のための戦争

・《戦争を行なう正しい原因は、危害を受けること以外》にはありえない。1-244

・防衛のため、無害の者を殺害しうる 1-247

・財産を守るため、盗賊を殺害しうる 1-255

## 3) 危機的状態

・必要に迫られて生命のために必要な物を奪っても、盗賊行為にならない ニュ-オリズ

・敵が侵入する確実な危険があれば、平和な領土を占領できる 1-279 韓国

## □5□ 条約

## 1) 条約 主権の命令によって結ばれる

要認条約 主権の承認(たとえば議会の批准)が必要

・不平等条約……あるものが他方に援助を与えるが他方より援助を受けぬ cf 日米安保

## 2) 使節権(外交権)

・使節権は、万民法から生ずる。

・《国家を構成しない海賊および盗賊は万民法を援用できない》2-661

## 3) キリスト教

・《キリスト教を受入れようとしない者に…戦争を行なうことは正しくない》2-756



- ・《キリスト教徒を…残忍に扱うものに対しては戦争は正しく行なわれる》2-765

## □6□ 戦争の原因

### 1) 不正な戦争の原因

×隣人の権力に対する恐怖      ×隣人の軍備

### 2) 疑わしい戦争の原因      意見がわかれている場合には、戦争をしないのがよい

### 3) 正しい原因があっても、戦争はしないほうがよい

## □7□ 戦争の権利

### 1) 戦争のできる事

- ・《戦争においては、目的のために必要なことは、許されうる》3-903
- ・敵の同盟者は、敵      ・戦争に必要なものを敵に供給する者は、敵
- ・《海賊で一杯の船或は盗賊の充満した家は、たとえ…無害のもの達が…危険を受けるとしても、…破壊しうる》3-905

### 2) 戦争の作法

- ・宣戦      正式の戦争であるためには、宣言と通告が必要      cf 真珠湾

### 3) 敵を殺害する権利

- ・敵の身体と財産を害することは許される      捕まった兵士は、殺人・盗賊で処罰されぬ
- ・敵国の住民は、害しうる      ・加害権は幼児・女子・捕虜にも及ぶ
- ・万民法は、毒殺を禁ずる。武器に毒を塗るのも禁止。戦場の婦女暴行は犯罪。

## □8□ 捕虜

### 1) 万民法によると、戦争中に捕らえられた者は、奴隷      cf アメリカ黒人奴隷

⇒ 内乱では、捕虜は奴隷にならないので、多くが殺された

- ・戦後復権      戦争中に自国に向かって逃亡した捕虜は、自由になる

### 2) 戦敗者に対する支配権

- ・人びとの集団の全体を、従属させることができる

## □9□ 戦争と平和と人道

### 1) 殺戮権の緩和

- ・《無辜なるものの死は、不慮の出来事によるといえども、可能な限り、防止するように配慮すべき》3-1090      ⇒ 子供、婦女、老人、聖職者、文筆家、農民、商人、捕虜…

### 2) 戦争の終了

- ・講和条約は、特段の取り決めがない限り、戦争の被害には賠償責任がない

## □10□ 結論

### 1) グロチウスは、主権国家が国際社会において従うべきルールが存在を信憑させた

⇒ 国際法の父

### 2) 国際社会のルールは、必ずしも制定法や条約ではなく、習慣のような不文律である

### 3) 強国の行動と、戦争を行なう能力が、国際社会の秩序にとって本質的な意味をもつ

…… ホッブズのような、国家権力絶対観を前提にしつつ、相対的な世界をみつめる

## On the Law of War and Peace

- CHAPTER 21: On Faith During the Continuance of War, on Truces, Safe-Conducts, and the Redemption of Prisoners.
- CHAPTER 22: On the Faith on Those Invested With Subordinate Powers in War.
- CHAPTER 24: On Tacit Faith.
- CHAPTER 25: Conclusion

## Book I

### CHAPTER 1: On War and Right

Of War — Definition of War — Right, of Governors and of the governed, and of equals — Right as a Quality divided into Faculty and Fitness — Faculty denoting Power, Property, and Credit — Divided into Private and Superior — Right as a Rule, natural and voluntary — Law of Nature divided — Proofs of the Law of Nature — Division of Rights into human and divine — Human explained — Divine stated — Mosaic Law not binding upon Christians.

I. THE disputes arising among those who are held together by no common bond of civil laws to decide their dissensions, like the ancient Patriarchs, who formed no national community, or the numerous, unconnected communities, whether under the direction of individuals, or kings, or persons invested with Sovereign power, as the leading men in an aristocracy, and the body of the people in a republican government; the disputes, arising among any of these, all bear a relation to the circumstances of war or peace. But because war is undertaken for the sake of peace, and there is no dispute, which may not give rise to war, it will be proper to treat all such quarrels, as commonly happen, between nations, as an article in the rights of war: and then war itself will lead us to peace, as to its proper end.

II. In treating of the rights of war, the first point, that we have to consider, is, what is war, which is the subject of our inquiry, and what is the right, which we seek to establish. Cicero styled war a contention by force. But the practice has prevailed to indicate by that name, not an immediate action, but a state of affairs; so that war is the state of contending parties, considered as such. This definition, by its general extent, comprises those wars of

# 【1】グロチウス (Hugo Grotius 1583-1645) の生涯

- 1583 オランダの名門フロート家に生まれる。父ヤンは市政に携わり大学の理事。
- 1594 11歳でライデン大学に入学。12歳のとき、母を新教に改宗させる。  
ギリシャ・ローマの歴史、哲学、天文学、数学、宗教、法律を学ぶ。14歳で卒業。
- 1598 15歳で首相一行に随行しパリを訪れ、オルレアン大学で法学博士号を取得。  
16歳で弁護士となる。
- 1601 オランダ政府国史編纂官となる。
- 1604 21歳で、『捕獲法註釈』を執筆。
- 1609 26歳で、『海洋自由論』を出版。
- 1612 29歳で、『ネーデルランド近代史』を執筆。
- 1618 35歳、神学論争に巻き込まれ、国家転覆の陰謀の罪で逮捕される。
- 1619 36歳、終身禁固、財産没収を宣告される。脱獄し、フランスに亡命する。
- 1623 40歳、『戦争と平和の法』を起稿。
- 1625 42歳、『戦争と平和の法』を出版。カトリック教会で禁書となる(～1901)。
- 1631 48歳、オランダに帰国したが逮捕状が出て、ハンブルグに逃れる。
- 1634 51歳、駐仏スウェーデン大使となる。パリで10年間、外交官として過ごす。
- 1645 62歳、旅先の北ドイツで病に倒れ、牧師の祈禱を求めて、死去する。

# 【2】目次

献辞

序言

## 第一巻

- 第1章 戦争とは何か、法とは何か
- 第2章 戦争を行なうことは、いかなる場合に正しいか
- 第3章 公戦と私戦の区別、主権の説明
- 第4章 従属者の優位者に対する戦争
- 第5章 いかなる者が合法的に戦争を行ないうるか

## 第二巻

- 第1章 戦争の原因、第一、自己および財産の防衛
- 第2章 人びとに共通する属性について
- 第3章 物の原初的取得について、特に海および河川について
- 第4章 推定的抛棄およびこれに続く先占について、ならびに使用取得および時効取得との相違について
- 第5章 対人権の原初的取得について、ならびに親権、婚姻、結合、および従属者と奴隷に対する権利について
- 第6章 人間行為による承継的取得、ならびに支配権および支配権に属するものの譲渡について
- 第7章 法規によって行なわれた承継的取得、これには無遺言相続も含まれる
- 第8章 通常万民法より生ずると言われる取得について
- 第9章 支配権または所有権はいつ消滅するか

- 第10章 所有権より生ずる義務について
- 第11章 約定について
- 第12章 契約について
- 第13章 宣誓について
- 第14章 最高支配権を有するものの約定、契約および宣誓について
- 第15章 条約および要認条約について
- 第16章 解釈について
- 第17章 危害によって生じた損害、およびそれより生ずる義務について
- 第18章 使節権について
- 第19章 埋葬権について
- 第20章 刑罰について
- 第21章 刑罰の分配について
- 第22章 不正な戦争原因について
- 第23章 疑いある戦争の原因について
- 第24章 正しい原因のためにすら、戦争を無謀に行なうべきでないことについての忠告
- 第25章 他人のために行なう戦争の原因について
- 第26章 他人の支配権の下にあるものが行なう戦争の正しい原因について

## 第三巻

- 第1章 戦争においていかほどのことが許されうるか、自然法による一般的規則、ならびに奇計ならびに欺罔について
- 第2章 万民法によれば、従属者の財産は、いかにしてその支配者の債務によって拘束されうるか、ならびに報復について
- 第3章 万民法に従って正しい、あるいは正式な戦争について。さらに宣戦について。
- 第4章 正式の戦争において敵を殺害する権利、およびその他の身体に加えられる暴力について
- 第5章 荒廃と略奪について
- 第6章 戦争において捕獲したものの取得権について
- 第7章 捕虜に対する権利について
- 第8章 戦敗者に対する支配権について
- 第9章 戦後復権について
- 第10章 不正な戦争において行なわれる事柄に関する警告
- 第11章 正戦における殺戮権の緩和
- 第12章 荒廃その他類似の事柄における緩和
- 第13章 捕獲物に関する緩和
- 第14章 捕虜に関する緩和
- 第15章 支配権の取得に関する緩和
- 第16章 万民法によって戦後復権を有さないものに関する緩和
- 第17章 戦争において中立なる者について
- 第18章 公戦における私人の行為について
- 第19章 敵相互間の信義について
- 第20章 戦争を終了せしめる公的信義について、ならびに平和条約について、抽籤について、合意による戦闘について、仲裁裁判、降伏、人質および担保について
- 第21章 戦争中の信義について、ならびに休戦、護照権、捕虜の償贖
- 第22章 戦争における下位権力者の信義について

## 第23章 戦争における私人の信義について

## 第24章 黙示的信義について

## 第25章 結論、信義と講和の勧奨

### 【3】内容のあらまし

#### 3-1 自然法が国際法を基礎づける

##### 1) ○序言 (プロレゴメナ)

○第一巻第1章 戦争とは何か、法とは何か

・自然法 (jus naturale) : 《正しき理性の命令》1-52

・意思法 (jus voluntarium)

神意法 (jus divinum voluntarium) : 《神の意思にその淵源を有する法》1-59

《最も聖なる法…は、自然法…よりも…いっそう道徳的》1-28

人意法 (jus humanum) → 国民法 (jus civilis) / 国民法より狭い法 / 万民法

・万民法 (jus gentium) : すべて、あるいは、複数の国家間の法 (大いなる世界 magna universitas) の利益を考慮する) 1-12

《敵国間においては成文法、すなわち国民法は効力を失うが、不文法、すなわち自然法が定め、または万民の合意が定立したところのものは依然効力を有する》1-16

・法の証明……自然法 / 万民法 / 国民法 アリストテレス / 歴史 / 聖書 / 宗教会議 / 法学者

・戦争 (定義) : 《力によって争う人びとの状態》1-45

##### 2) ○第2章 戦争を行なうことは、いかなる場合に正しいか

○第3章 公戦と私戦の区別、主権の説明

・戦争は自然法に反しない。《自然の状態において自己を保有し…反するものを斥けるのは、第一の義務である。》1-76 ← 歴史・合意・万民法・神意法・福音書の法 / 教会

・公戦 : 《法権 jurisdiction を有するものの權威によって行なわれるもの》1-130

私戦 : そうでないもの 公私混合戦 : いっぽうにおいて公戦、他方において私戦

・戦争が万民法によって正式である : 1) 双方の国家で、主権 summa potestas を有する者の權威によって行なわれること、2) ある形式を遵守すること。1-137

・主権 : 《ある者の行為が、他の者の權利に従属せず、従って他の者の人的意思の決定によって無効とせられえないとき、かかる権力》1-143

《たとえ主権を行使するものが、人民や神に対してある約束をしても、主権は最高であることをやめない》1-164

《主権は単一的で、それ自体分割しえない》1-166

《不平等同盟条約によって拘束されるものも、主権を保有しうる》1-174

##### 4) ○第4章 従属者の優位者に対する戦争

・《優位者に対する戦争は、自然法によれば許されない》《国家は公の平和と秩序のために、普通の反抗権を禁じうる》1-203 ヘブライの法、福音書の法も同様

・《下位の長官は、より下位の者からみれば公人 persona publica であるが、より上位の者から見れば私人 privatus である。》1-211

・《もし王…がその主権を譲渡し、または明らかに抛棄するしたと考えられる場合》《王が全人民を破滅せしめんとする真の敵意を有する場合》、王は私人の地位に戻るので、王に対して戦争を起こすことができる。1-222f

#### 3-2 自衛のための戦争

##### 1) ○第二巻第1章 戦争の原因 第一、自己および財産の防衛

・《戦争を行なう正しい原因は、危害を受けること以外には他に何も存しえない》1-244

・《生命を危うくする目前の危害が加えられ、他の方法によって避けられぬ場合は、たとえ加害者の殺害を含むとも、戦争が許される…》《この防衛権は、自然が各人に対して与えたという事実…淵源を発するのであって、加害者の不正または犯罪から発するのではない。》1-247

・《防衛または逃亡のため…妨げとなる無害の者を、殺害し蹂躪しうるか…。自然のみを考慮するならば…個人の保全に対する考慮のほうが、確かにより大である。しかし…福音書の法規は、明らかにこれを許さない。》1-247

・《加害者が武器をとり、しかも殺害の意図が明らかな場合は、その犯罪に対して機先を制することができる…。しかしすべての種類の恐怖に対して、機先を制して殺害を行なう權利を認める人びとは非常に間違っている》1-248

・《財産を守るために、盗賊を、必要ならば殺害しうることを、予は否定しない》1-255

・《私戦では…単なる防衛のみが考えられるが、公戦では防衛のみならず、復讐の權利をも有する》1-260

・《万民法に従えば…攻撃を受ける可能性が、攻撃を行なう權利を与えるということは、あらゆる衡平の原則にまったく反する》1-261

##### 2) ○第2章 人々に共通に属する物について

・《海は、私有権に属しえない…。海は広大であってすべての人民の、用水、漁獵、航海などいかなる用途にも充分であるから》1-273

・《占有せられざる土地は、全体として人民によって保有されぬ限り、これを占有する個人に帰属する。》1-274

・《国民法は、自然的自由に制限を設け、自然によって許されるものを禁ずることができ、…自然法によって許容されるような所有権の取得さえも、予め妨げうる》1-275

・《最大の必要のある場合においては、原始的な物の使用権が、共有状態を続けるがごとくに復帰する…》《航海でもし食物が不足してくる場合は、各人が有するものは、すべて共有としなければならぬ…。火事が起こった場合は、予の建物の防衛のために、隣人の建物を破壊することもできる…。予の舟を捉えた綱や網を切断できる…。》1-276

・《必要に迫られて、その生命のために必要なものを、他人から奪っても、盗賊行為を犯したとはならない》1-277

・《敵がその場所に侵入し、かつ回復しえざる損害が生じるかもしれないという…確実なる危険が存在する場合…、平和なる領土を…占領することが許される》1-279

・《他人の領土を通過する必要があった場合、…最初に通過の許可を求むべきであるが、拒否されるならば、力によって通過しうる…》《通過を求めて来るものが、自己に向かって正式の戦争を行なうかもしれぬという恐怖は、通過を拒否するに役立つものではない》《何人も、すべての民族に対して、他の遠隔の地にあるすべての民族と交易を行なうことを妨げる權利はない》1-281ff 通過する貨物に課税はできない

・《貨物を搬送する人々または通過する人々に対して、…一時滞在することを許すべき》《自己の定住地を追われて避難所を求める外国人に対しては、…その永住を拒否すべきではない。》1-285f

##### 3) ○第3章 物の原初的取得について、特に海および河川について

・《河川は…先占しうる》《海もまた…両岸に土地を有するものが…先占しうる》1-304

・《自然的境界を有する土地においては、河川は、その流れを暫次的に変更することによ



って、領土の境界をも変更せしめる》1-311 cf新しい河床ができた場合は、以前にあった河床の中央が領土の境界である

### 3-3 宣誓・契約・条約

#### 1) ○第13章 宣誓について

- ・《たとえある者が、贗神を指して宣誓したとしても、その宣誓は拘束力がある》2-552
- ・《宣誓する者は二つの方法で拘束される。…彼の言葉が彼の意図と一致すべきこと…。…その行為がその言葉と合致すること…。》2-554
- ・《海賊または暴君に対して宣誓を行なった者は、神に対して義務を有せず、との見解は排除される》2-555

#### 2) ○第14章 最高支配権を有する者の約定、契約および宣誓について

- ・《王としての行為と、私人としての行為を区別しなければならない…。王がなした王としての行為はすべて、あたかも共同体がなしたと同様で…かかる行為に対しては、共同体自身によって制定された法規は何らの力も有しない。》2-571
- ・《王の私的行為は、共同体の行為ではなくして、その一部の行為であり…法規の共通の規則に従うべき意図をもってなされた行為である》2-572
- ・《王は…宣誓をなした後においては、それを無効となしえない。》2-573
- ・《いかなる人民も、またいかなる真の王も、支配権を不正に奪った者の契約によっては拘束されない》2-582

#### 3) ○第15章 条約および要認条約について

- ・《条約は、主権の命令によってなされ》る。《要認条約は、主権よりかかる委任を受けない者が、本来的意味で、主権に関係ある何事かを約定するときになされる》2-586
- ・《約定は、平等的か不平等のかである。》2-591 e.g. 攻守同盟  
不平等条約…e.g. 《あるものが他方に援助を与えるが他方より援助を受けぬ》～従属
- ・《条約を締結する権利は、すべての人々にとって共通である故、宗教より生ずる区別は認められない》2-594 ⇒旧約聖書に、異教徒との条約の例がある
- ・《もし条約国が双方ともに正しからざる原因で戦う場合は…双方を援助することを差し控えるべき》、《もし二同盟者が他の者に対して戦争を行ない、その各々が正しい原因を有する場合は、もし可能ならば両者に対して、例えば金と兵士を送って、援助を与えるべき》2-602
- ・《条約は満期となっても、黙示的に更新されると考えるべきではない。》2-603
- ・《一方当事者が条約を侵犯した場合は、他方はそれから離脱することが可能》2-603

#### 4) ○第16章 解釈について

- ・《約定の相手方は、約定をなした者に対して、正しい解釈が意味することをなすべきように、強制する権利をもたねばならぬ》2-613
- ・《他の推定を欠く場合は、言葉は、その通常の意味において理解されるべき》2-614
- ・《たとえ国家の状態が王国に変わるとしても、条約は継続する…。首長が変わっても、体は同一たるを失わぬからであって、…王によって行使された支配権は、依然として人民の支配権である》2-625 《約定自体は、相続者をも拘束しうる》2-626
- ・《書類は契約の実質的部分としてではなく、証拠として用いられる》2-638

### 3-4 使節・埋葬・刑罰

#### 1) ○第18条 使節権について

- ・使節権は、万民法から生ずる。

- ・使節権は、最高支配権を有するものが、相互に使節を派遣する権利。不平等条約を締結したあとでも、使節権はある。《公戦に敗れ、王権…を奪われた王は使節権も失った》
- ・《国家を形成しない海賊および盗賊は万民法を援用できない》2-661
- ・使節権＝1) 受諾されるべきこと～《理由なくして使節を斥けることを禁ずる》、2) 不可侵～《危険なことを企てる使節に対しては、防御することを許されるが、刑罰を課しえない》2-662 《使節は接受国の領土外にあるものとされる》2-665

#### 2) ○第19章 埋葬権について

- ・《万民法から、屍体の埋葬の義務が生ずる》2-678
- ・《すべてのものは、公敵をすら埋葬すべきであると考える》2-683
- ・《埋葬の否認によって戦争が合法的に行なわれた》2-688

#### 3) ○第20章 刑罰について

- ・《キリスト教を受入れようとしなない者に対して戦争を行なうことは正しくない》2-756
- ・《キリスト教徒を、その宗教のためにのみを以て残忍に取扱うものに対しては戦争は正しく行なわれる》2-765

### 3-5 戦争の原因

#### 1) ○第22章 不正なる戦争の原因について

- ・《正当化しうる原因 *causa justificata*と誘因 *causa suasoria* の区別》2-822
- ・《これら二原因を欠く戦争は野蛮である》2-822
- ・《ほとんどすべての場合…、戦争を行なう者は誘因を有するが、正当化しうる原因は、これを有することもあり、また有しないこともある》2-824  
×隣人の権力に対する恐怖 ×隣人が…要塞を築造する ×利益
- ・《正当化しうる原因を欠かぬ場合は、…戦争自体をも、本来的な意味における不法となすものではない。それゆえ、かかる戦争から賠償の義務は生じない。》2-834

#### 2) ○第23章 疑いある戦争の原因について

- ・《無辜のものを有罪とするよりも、有罪のものを放免するほうがまし》2-844
- ・《戦争は、その結果、無辜のものにすら、通常多くの災害を与える…。それ故、意見が全く岐れている場合は、平和のほうに向かうべきである。》2-845
- ・戦争を避ける方法……1) 会議、2) 仲裁、3) 抽選
- ・《戦争は訴訟と同様、双方に正しいということはありません。…しかし両交戦国ともに不正に戦争を行なわないということが生じうる》2-851

#### 3) ○第24章 正しい原因のためにすら、戦争を無暴に行なうべきでないことについての忠告

- ・《はるかに強大であるもの以外は、処罰をさしひかえるべき》2-866
- ・《余儀なき場合でなければ、戦争を行なうべきではない》2-867
- ・《最大の好機において最大の原因を有する場合以外、戦争を行なうべきでない》2-867

#### 4) ○第25章 他人のために行なう戦争の原因について

- ・《戦争は従属者のため正しくこれを行ないうる》2-875
- ・《戦争は、平等または不平等同盟条約国のためにも正しく行なわれうる》2-878
- ・《原因の区別なく、いかなる戦争にも援助を与えるべき意図を以て約した軍事同盟は…許されえない》2-883

#### 5) ○第26章 他人の支配権の下にあるものが行なう戦争の正しき原因について

- ・《彼らが兵務につくことを命じられた場合、もし戦争の原因が不正であることが彼らに明らかであるならば、兵務につくことを全く避けるべきである》2-888

- ・《敵が従属者の生命を助けることが可能なるにかかわらずこれも絶対に拒否するとき意図をもってやってくることが確かな場合は、これらの従属者は、万民法によっては取り去られないところの自然法によって自らを防衛しうる》2-895

### 3-6 戦争の権利

- 1) ○第三卷第1章 戦争において、いかほどのことが許されうるか。自然法による一般規則、ならびに奇計および欺罔について
  - ・《戦争においては、目的のために必要なことは、許されうる》3-903
  - ・《予に危害を加えるものに、その同盟者として、或はその従属者として加担するものは彼らに対して予を守る権利を予に与える》3-905
  - ・《海賊で一杯の船或は盗賊の充満した家は、たとえ同じ船または家のなかに僅少の幼児、女、…他の無害のもの達がそれによって危険を受けるとしても、…破壊しうる》3-905
  - ・《戦争に必要なものを敵に供給するものは敵側である》3-907
  - ・《戦争を行なうものは通常、彼らの原因の正しさとその権利の行使の意図を明らかならしめる目的を以て、他の人民に向かって公の宣言を行なう慣わしである》3-908
  - ・《隠密は、特に国事を行なう者にとっては、全く必要であり、且つ不可避》3-911
- 2) ○第3章 万民法に従って正しき或は正式なる戦争について。さらに宣戦について
  - ・《正式の戦争の性質には、それが主権を有するものによって行なわれることが必要》
  - ・《戦争が…正しくあるためには、…それが正式に宣言され、…この通告が…公的になされなければならない》3-953
- 3) ○第4章 正式の戦争において敵を殺害する権利、およびその他の身体に加えられる暴力について
  - ・《敵の身体と財産を害することは…許される。…外国の領土内で、たまたま捕らえられた者は、その原因のため、殺人者或は盗賊として罰せられえない…。》3-967
  - ・《現に武器をとるもの、或は戦争を行なっているものの従属者のみならず、さらに、敵国の領土内にあるすべてのものに適用される…。》3-970 cf戦争が開始された後に、戦争を知りながら敵国領土に入り来った外国人
  - ・《他の領土の法が妨げない限り、敵の従属者はいづこにおいても、これを害しうる》
  - ・《加害権は、幼児と女にすら及ぼされる》3-972
  - ・《加害権は、捕虜に対してすら、いかなる時も及ぼされる。》3-973
  - ・《この権利は、無条件降伏したるものにすら及ぼされる》3-974
  - ・《万民法によれば、何人をも毒殺することは禁ぜられる》3-976 《武器に毒を塗り、或は水に毒を入れることは禁ぜられる》3-977
  - ・《戦争における婦女に対する暴行は、…平時におけると同様、戦争においても不罰であってはならない》3-981

### 3-7 捕虜

- 1) ○第7章 捕虜に対する権利について
  - ・《万民法によれば、正式の戦争中に捕らえられた者は、すべて奴隷になる》3-1031
  - ・《かかる奴隷に対しては、いかなる苦痛を与えても咎めなく、あらゆる行為を、いかなる風にも命令し、強制しうる》3-1033
  - ・《内乱では、捕虜を奴隷にしないために、多くの場合、彼らが殺害された》3-1034
  - ・《戦争の継続中自己の同胞に向かって逃亡するならば、戦後復権によってその自由を回復するが、もしその同胞以外のものに向かって逃亡するならば、或は講和がなされた後

- は、たとえ自己の同胞に向かってすら逃亡するとしても、その主人が彼を請求するときは、返還されるべきである》3-1035
- ・《キリスト教徒は、その相互間に発生した戦争において捕らえられた者を奴隷にしないが、これを売買すること、苦役を強制すること、および奴隷にふさわしい事柄を課すことを全般に認めている》3-1038

### 2) ○第8章 戦敗者に対する支配権について

- ・《人々の集団の全体を、或は単に国家的、或は単純に個人的、或は混合的たる従属によって、自己に従属せしめ得る》3-1042

### 3) ○第9章 戦後復権について

- ・《領土は戦後復権によって回復される》3-1059

### 3-8 戦争と人道、講和

#### 1) ○第11章 正戦における殺戮権の緩和

- ・《無辜なるものの死は、不慮の出来事によるといえども、可能な限り、防止するように配慮すべき》3-1090 ⇒子ども、婦女、老人、聖職者、文筆家、農民、商人、捕虜…
- ・《無条件にて降伏する者もまたこれを助命すべきである》3-1097
- ・《すべて無用なる戦闘は避けるべきである》3-1101

#### 2) ○第19章 敵相互間の信義について

- ・《敵が何たるやを問わず、敵に対して信義を守るべきである》3-1180
- ・《信義は不信なる者に対してすらこれを遵守すべきである》3-1190

#### 3) ○第20章 戦争を終了せしめる公的信義について、ならびに平和条約について、抽籤について、合意による戦闘について、仲裁裁判、降伏、人質および担保について

- ・《王国においては、講和締結権は王に属する》《貴族国または民主国においては、講和締結権は多数者に属する》3-1200
- ・《別段のことが合意されない限り、すべての講和条約においては、戦争によって生じた被害のためには、何らの賠償責任がないと…取り決められていると考えなければならない》3-1206

#### 4) ○第21章 戦争中の信義について、ならびに休戦、護照権、捕虜の償贖について

- ・《休戦は、戦争の継続中、一時戦争行為を差し控えるところの協定である》3-1236
- ・《もしも休戦の信義が一方当事者によって侵犯された場合は、被害者が戦争を宣言することなく、武器をとる自由を有する》3-1243
- ・《私人の行為は休戦を破棄しない》3-1244

#### 5) ○第25章 結論。信義と講和の勧奨

- ・《戦争においては、常に講和を目標とすべきである》3-1274 《またたとえ損害を受けるとも、講和を受諾すべきである。……これは戦敗者にとって有利である。これは、戦勝者にとっても有利である。》3-1274f
- ・《講和は、締結されたる時は、最高の慎重さを以て守るべきである。》3-1276

## □0□ 講師自己紹介

はしづめ だいさぶろう……1948年神奈川県生まれ。東大大学院社会学研究科博士課程単位取得退学。執筆活動を経て、現在、東京工業大学大学院社会理工学研究科・価値システム専攻教授。社会学者。

著書……『言語ゲームと社会理論』『仏教の言説戦略』『現代思想はいま何を考えればよいのか』『その先の日本国へ』(以上、勁草書房)、『言語派社会学の原理』(洋泉社)、『冒険としての社会科学』(毎日新聞社)、『橋爪大三郎の社会学講義』『同2』(夏目書房)、『民主主義は最高の政治制度である』(現代書館)、『小室直樹の学問と思想』(共著、弓立社)、『はじめての構造主義』(講談社現代新書)、『こんなに困った北朝鮮』(メタローク)、『正義・戦争・国家論』『自分を活かす思想/社会を生きる思想』『天皇の戦争責任』(以上、共著、径書房)、『ヴォーゲル、日本とアジアを語る』(共著、平凡社新書)、『幸福のつくりかた』(ポット出版)、『世界がわかる宗教社会学入門』(筑摩書房)、『強いサラリーマン、へたばる企業』(共著・廣済堂出版)、『寛容のレシピ』(グラスビー著、解説・NTT出版)、『政治の教室』『人間にとって法とは何か』(以上、PHP新書)、『日本人は宗教と戦争をどう考えるか』(共著・朝日新聞社)、『「心」はあるのか』(ちくま新書)、『永遠の吉本隆明』(洋泉社新書y)、『アメリカの行動原理』(PHP新書)、『隣のチャイナ』(夏目書房)ほか。

<http://www.valdes.titech.ac.jp/~hashizm/> ☆東京財団ウェブページで宗教講義全10回を公開中。<http://www.tkfd.or.jp/division/public/nation/ibunka.shtml>

## ■ Part I 一神教 ■

キーワード 契約、審判、復活、神の王国

## □1□ 宗教とは何か

- 1) 宗教の定義は、むずかしい
  - ・橋爪の定義：宗教「日常生活のなかで自明でない前提のもとづいてふるまうこと」
- 2) 宗教の役割……人びとの集まりである社会に、道徳・規範・社会構造を与える
  - ・宗教は、OS (MAC, WINDOWS)のようなもの 優れているから普及すると限らない
- 3) 宗教は生活に密着している
  - ・キリスト教徒15億+ムスリム10億+ヒンドゥー教徒10億+儒教徒10億+…
  - ・日本人の宗教嫌いは、江戸時代、明治時代の「行政指導」のせい

## □2□ ユダヤ教

- 1) 一神教 monotheism は、ただの多神教 polytheism の反対なのか
  - ・宗教=神との契約=法律 なぜユダヤ民族は一神教を発明したか？
  - ・ヤハウェ：戦争神/創造神 神は主/人間は奴隷 ユダヤ民族にとって救済とは？
- 2) なぜユダヤ教には、ややこしい宗教上の規則があるのか
  - ・食物規制(血は飲まない、鱗のない魚はだめ、……) ⇒異教徒と結婚できる？
  - ・安息日(ユダヤ教は土曜、キリスト教は日曜、イスラム教は金曜)
- 3) 「予言者」「法学者」とはどういう活動をするのか
  - ・予言者～神の声を聞き王と人民に警告(知識人の原型) モーゼ、エリヤ、イザヤ…
  - ・パリサイ人～モーゼの律法に忠実な平信徒 シナゴークは教会なのか？
  - ・ラビ～世俗の職業をもつかわらユダヤ法学者として活動

## □3□ キリスト教

- 1) イエス=キリストを信じると、なぜ救われるのか
  - ・イサクの犠牲 アブラハムがあわや一人息子を犠牲に ⇒イエスの礎
  - ・パウロの学説 イエスはキリスト、神のひとり子 「原罪」
- 2) 『聖書』はなぜ、旧約+新約なのか
  - ・最後の審判(神の裁き)とは 救済とは ハルマゲドンとは？
  - ・人間は死んだらどうなるのか 誰が「神の国」に入る？
  - ・なぜキリスト教は政教分離か？ 教会(法律を守る) 皇帝(信仰を守る)
- 3) なぜ、いくつも教会があるのか
  - ・東方教会(正教)～ビザンチン総主教/西方教会(ローマカトリック)～ローマ教皇
  - ・プロテスタント教会 ルターが免罪符の販売に抗議  
カルヴァン派(→清教徒)、ルター派、クウェーカー、バプティスト…
  - ・英国国教会(アングリカン・チャーチ)
  - ・イエズス会(強固な軍隊的組織と献身)～反宗教改革

## □4□ イスラム教をどう理解すればいいか

- 1) ムハンマドは、教祖なのか？
  - ・ムハンマド=最大で最後の預言者(神の使徒) 『クルアーン』の啓示を受ける
  - ・カリフ(神の使徒の代理人)：ムスリム共同体(ウンマ)の統治者
- 2) イスラム法は、合理的なシステム
  - ・法源：クルアーン/スンナ/イジュマ/キヤース 上位の法源が優先
  - ・スンナ：ムハンマドの言動についての伝承(ハディース)
  - ・イジュマ：法学者の一致した見解 法学者に手紙を出し判断を仰ぐ
  - ・キヤース：三段論法による法学者の推論 ほかの法判断を拘束しない ×人の立法
- 3) イスラム教は「原理主義」なのか
  - ・イスラム法の遵守 イスラム法は民族を超越している 礼拝/巡礼/食物規制
  - ・救済：地上の幸福/来世の幸福(二重の幸福) 聖戦(ジハード)→天国
  - ・西欧化(資本主義、民主主義)はなぜ困難なのか

## □5□ 聖書を読む

- 1) 創世記 Genesis
  - ・人間は、2通りに造られた 1.27 男と女の創造、2.21-23 男から女を創造
  - ・バベルの塔～言葉と民族の起源 11.1 同じ言葉 11.7 言葉をばらばらにする
  - ・神の言動はときに矛盾する 17.16 神の祝福 22.2 神はイサクの犠牲を命じる
- 2) 出エジプト記 Exodus
  - ・神には名前がない 3.6 アブラハムの神、イサクの神、ヤコブの神
  - ・十戒 Ten Commandments 20.1-17 20.16 偽証してはならない(法廷での規範)
  - ・人道的律法 22.20-26 寄留者、寡婦、孤児、貧窮者の保護規定
  - ・偶像崇拜 32.1-6 金の子牛を造る 32.10 神は絶滅を決意し翻意 32.28三千人を殺害
- 3) 新約聖書
  - ・イエスの系図 マ1.1-17 ダビデの子 マ 出生の記事なし ヨ1.18 独り子の神
  - ・悪魔の誘惑 マ4.1-11 →参考「日本人はなぜ論争が下手なのか」



## ■ Part II 仏教 ■

キーワード：法、戒律（波羅提木叉）、菩薩

### □6□ 仏教

#### 1) 初期仏教

- ・法前仏後（cf 神前法後） 法～dharma → 覚り → 仏陀（覚者）Bhudda
- ・釈尊（釈迦牟尼世尊） 修行→中道 三（四）諦・八正道 無常 苦 × 輪廻 × 靈魂
- ・サンガ（僧伽） 羯磨 和合 戒律～波羅提木叉 授戒 阿含經 仏典結集
- ・經・律・論 三歸依（仏・法・僧＝三宝） 阿毘達磨
- ・部派仏教 仏像 仏塔信仰（卒塔婆） 上座部（南伝）／大衆部 × 小乗

#### 2) 大乘仏教

- ・大乘非仏説論（富永仲基） 般若經→浄土經・法華經→華嚴經 大乘教仏塔信仰起源説
- ・菩薩 歴劫成仏 過去仏 現在多仏（阿彌陀仏、阿閼仏、…） 極樂往生

#### 3) 密教

- ・大日經～胎藏界曼荼羅 金剛頂經～金剛界曼荼羅 即身成仏 真言陀羅尼

### □7□ 中国と日本の仏教

#### 1) 天台宗

- ・漢訳仏典 教相判釈 天台の五時教判 禪宗～達磨大師 大乘戒

#### 2) 禪宗

- ・達磨大師 戒律を否定→清規 只管打坐 不立文字 公案

#### 3) 浄土宗・浄土真宗

- ・法蔵菩薩の四十八願 阿彌陀三尊 専修念仏 親鸞～非僧非俗 悪人正機説

#### 4) 日蓮宗

- ・法華專持（天台の五時教判の拡大解釈） 日本～仏国土 cf 仏教原理主義
- ・日蓮正宗 日蓮＝本仏（釈迦仏と同格） 仏典＋御書 板曼荼羅＝本尊 ⇒ 創価学会

Q オウム真理教は、仏教なのか？

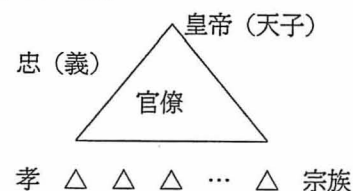
## ■ Part III 儒教 ■

キーワード：君子、聖人、天、孝／忠（義）

### □8□ 中国という社会 ……『隣りのチャイナ』チャイナ原論

#### 1) 中国社会の基本構造

- ・全国を統一する官僚機構／底辺の宗族、の二重構造 ～ 差別道德
- ・大陸平原の農耕社会 ⇒ 家族・親族を重視（農村の地域的結合はむしろ弱い）



#### 2) 中華共同体

- ・多民族の紛争社会 ⇒ 漢字の成立 漢字（表意文字）は人為的な共通言語
- ・都市型の文明 統一政權が成立することによる公共サービス（政治）に依存
- ・商人、軍人に対して官僚が優位 土地所有權が不安定

### □9□ 儒教

#### 1) 孔子

- ・「伝統を重視する教育者」が、なぜ革新的な思想家だったのか
- ・經・論・疏 十三經 礼＝政治制度 徳治主義 士・大夫 王道／霸道
- ・官僚制原理～義（忠）vs 親族原理～孝 孝は絶対的だが、忠は条件つき

#### 2) 孟子

- ・湯武放伐論 君主が暴君の場合、反逆は許される→易姓革命 文武両道

#### 3) 朱子学

- ・太極→理・氣→五行→万物化生 読書人（正気を多く受けるひと）→科挙→官僚
- ・正統論 南宋（正統王朝）が元（夷狄）に圧倒される 朱子は抗戦派

## ■ Part IV 日本教 ■

キーワード：忠孝一如、英霊

### □9□ 日本儒学と国学

#### 1) 日本儒学

- ・山崎闇斎 仏教→儒学→神道 幕府の正統性を否定 ⇒ 浅見綱斎『靖献遺言』
- ・伊藤仁斎 朱子の注釈を批判 孔子の原義に戻る ⇒ 荻生徂徠

#### 2) 国学

- ・賀茂真淵 ⇒ 本居宣長『古事記伝』：古代日本語の復元 ⇒ 平田篤胤
- ・水戸学 『大日本史』 南北朝正閏論争、武家政権論争 ～『神皇正統記』

#### 3) 日本は儒教社会なのか

- ・儒教…官僚の行動マニュアル 父系社会（年長者絶対）＋官僚制（君主絶対）
- ・日本的儒学 忠孝一如（父に仕えるごとく主君に仕えよ） ⇒ 天皇制、日本株式会社

### □10□ 神道

#### 1) 神と仏を、同時に拝むことができるか？

- ・仏教…哲学的合理主義…世界の実在を否定 × 自己 × 靈魂 × 先祖崇拜 × 葬儀
- ・本地垂迹説：仏陀の神々 法華經の本仏思想がヒント
- ・切支丹弾圧 → 宗門人別帳 → 仏壇・位牌・葬式仏教

#### 2) 「英霊」は神道の考えなのか

- ・垂加神道（山崎闇斎が唱えた） 儒教の君主＝天皇＝神の子孫
- ・平田神道（平田篤胤が唱えた） 死の穢れを否定 → 霊は現世に実在 ～キリスト教
- ・「国事殉難者」を祭祀する儀礼：招魂社（臨時） → 靖国神社（常設） 英霊共同体
- ・国家神道：天皇を現人神とする儀礼 「神道は宗教にあらず」：1945までの公式見解

#### 3) 政教分離とは何か

- ・もともと、宗教は強力なので、政治に干渉してはならない、という意味だった。 ⇒ 政治は強力なので、宗教に干渉してはならない、という意味になった。
- ・文化財としての神社仏閣に対する援助？ 宗教教育をする私立学校に対する助成？ 公共建築や土木工事の儀礼（地鎮祭など）？ 閣僚が「公式参拝」をすること

2005-4-(16)

The Japan Foundation Middle East Fellowship Program for

Intellectual Exchange 2005 (MEFP November 2005)

## The Society in Postwar Japan

by

Daisaburo Hashizume

(Professor of Sociology, Tokyo Institute of Technology)

hashizm@valdes.titech.ac.jp

Nov. 22, 2005

A few of the topics below will be chosen according to the audience's interest.

### 1) Religious life

Japanese people often say that they have no faith. But in reality ...

key words : Shintoism, Buddhism, Sokagakkai, Aum the Supreme Truth

### 2) Family

Japanese women were regarded to be gentle and obedient, but recently ...

key words : "ie" system, baby boomers, low reproductivity, feminism

### 3) Bureaucracy

Bureaucracy is the most powerful sector in Post-war Japan, however ...

key words : career/non-career, seniority system, GONGO, Japan corporation

### 4) Education

Japanese are well educated with high literacy rate, still there are some...

key words : entrance exam hell, deviation value, unattendance, shutting in

### 5) Literature

Balance between tradition and innovation is expected in novels, but ...

key words : Mishima Yukio, Oe Kenzaburo, Murakami Haruki, Yoshimoto Banana

### 6) History and modernity

How was the process of making nationality of the Japanese? The answer is...

key words : Shogunate government, Meiji restoration, Tenno, work ethics

### 7) Post-war thoughts

When the WWII was over, all waves of thoughts came into Japan, and ...

key words : Marxism, liberalism, socialism, conservatism, post-modernism

### 8) Minorities

Some are out-castes, others are ethnic minorities, therefore ...

key words : Ainu, Buraku (discriminated villages), Korean Japanese, Okinawans

### 9) Royal Family

Empress Michiko is the first commoner who married to the Crown Prince, ...

key words : Empress Michiko, Princess Masako, successor Problem, R.F.Code

### 10) Constitution Reform

Two thirds of the House of Rep. are necessary, and after LDP's victory ...

keywords : Article 9, Self Defence Force, US-Japan Security Treaty

### 11) Subculture

Instead of dominant culture in mass media, after 80's young Japanese are ...

Key words : Manga(cartoon), Anime(animation film), Otaku, Akiba

蔵前工業会千  
葉支部@京成  
ホテルマール 6F

## 中国がアメリカを追い抜く日

—— 胡錦濤-温家宝政権の発展戦略 ——

2005. 11. 26  
橋爪大三郎  
(東京工業大)

### □0□ 講師自己紹介

はしづめ だいさぶろう……1948年神奈川県生まれ。東大大学院社会学研究科博士課程単位取得退学。執筆活動を経て、現在、東京工業大学大学院社会理工学研究科・価値システム専攻教授。社会学者。

著書……『言語ゲームと社会理論』『仏教の言説戦略』『現代思想はいま何を考えればよいのか』『その先の日本国へ』(以上、勁草書房)、『言語派社会学の原理』(洋泉社)、『冒険としての社会科学』(毎日新聞社)、『橋爪大三郎の社会学講義』『同2』(夏目書房)、『民主主義は最高の政治制度である』(現代書館)、『小室直樹の学問と思想』(共著、弓立社)、『はじめの構造主義』(講談社現代新書)、『こんなに困った北朝鮮』(メタログ)、『正義・戦争・国家論』『自分を活かす思想/社会を生きた思想』『天皇の戦争責任』(以上、共著、径書房)、『ヴォーゲル、日本とアジアを語る』(共著、平凡社新書)、『幸福のつくりかた』(ポット出版)、『世界がわかる宗教社会学入門』(筑摩書房)、『強いサラリーマン、へたばる企業』(共著・廣済堂出版)、『寛容のレシビ』(A・グラスビー著、解説・NTT出版)、『政治の教室』『人間にとって法とは何か』『アメリカの行動原理』(以上、PHP新書)、『日本人は宗教と戦争をどう考えるか』(共著、朝日新聞社)、『「心」はあるのか』(ちくま新書)、『永遠の吉本隆明』(洋泉社新書y)、『隣のチャイナ』(夏目書房)ほか。

<http://www.valdes.titech.ac.jp/~hashizm/>

### □1□ チャイナ原論

#### 1) 文明としての中国/ローカル文化としての日本

- ・中国は、古代に成立した「中華共同体」(CU)である Cf EU
- ・中国の方言は、互に通じない 広東語/北京語/上海語≒英語/ドイツ語/仏語…
- ・表意文字である漢字が、中国を統一 中国語は人工言語(数・変化・時制などなし)

#### 2) 中国社会の基本構造

- ・上部に官僚組織 貴族/地主/読書人/軍人/宦官 → 読書人が勝ち残る(皇帝専制)
- ・下部に地方組織 宗族(父系血縁集団・同姓) 承包(丸投げ)の体制
- ・数百年に一度、政治的混乱⇒王朝の交代 所有権の否定 セキュリティとしての親族

#### 3) 儒教の本質

- ・差別道徳：重要な人間関係を選別、集団における権力と正統性の所在を明示
- ・君主に服従(忠/義)～官僚機構 年長者に服従(孝/長幼の序)～宗族
- ・忠と孝では孝が優先 君主が暴君なら討伐してよい(湯武放伐論)～孟子の革命説

#### 4) 中華人民共和国とは何か

- ・毛沢東の革命 農民を主体に、地主を打倒：伝統的革命的 農本主義的ユートピア
- ・共産党の官僚組織は、伝統的なものよりも、社会の下部に達している：「単位」制度
- ・社会主義市場経済……資本主義×一党独裁 歴史的な概念としては「ファシズム」

### □2□ 深化する改革開放 —— 胡錦濤-温家宝政権の課題

\* この内容は、胡鞍綱 Hu AnGang『影響決策的国情報告』『新発展観』をもとに、最近出版した『隣のチャイナ 橋爪大三郎の中国論』(2005. 11、夏目書房)に基づきます。

#### 1) 経済成長

- ・1978年から年率9%の成長が続く 実質で日本を追い抜き、アメリカに追いつく勢い
- ・ボトルネック要因…失業や貧困/腐敗/伝染病/水資源/資源価格/金融/海外投資/台湾問題など政治的緊張 ジニ係数は80年代初の0.28⇒1999年の0.44に急上昇

#### 2) 失業問題

- ・1993～1997年のレイオフ累計は1200万人、失業率は7% 国有企業整理の峠は越えた
- ・東北三省(遼寧省、吉林省、黒竜江省)と中西部では、国有企業の比重が高く失業深刻
- ・全人代：2003年に 800万の職場創出 労働集約産業/中小企業/非公有/非正規就業
- ・給与年金の遅配欠配 全労働者の六分の一 国有企業が退職者の生活を支え負担が大

#### 3) 農村問題

- ・戸口(戸籍)制度：農村から都市への移動制限(1958年から厳格に適用)
- ・農民工：累計1億人 農村非農業人口1億7千万人 改革開放で2.4億人が都市へ
- ・三農問題(農業、農村、農民) 農産物価格の40%下落(1997-2000) インフ投資の遅れ

#### 4) 地域格差問題 「一個中国、四個世界」

- ・北京・上海(2.7%)/天津、浙江省…(21.8%)/山東省…(27.8%)/四川省…(50.6%)
- ・貧困人口は20% 「小康社会」：十六大の重点目標に 富裕/小康/温飽/貧困
- ・先富論⇒共同富裕論 西部大開発 ひとつの大切、五つの優先 富民為本=雇用確保/社会保障改革/社会の安定/分配の公平/都市の低所得層の利益、を優先する

#### 5) 腐敗問題

- ・「官倒爺」(官僚の横流し)⇒許認可をめぐる不正⇒「壟断」(官僚主導の寡占独占)
- ・腐敗による経済損失はGDPの13～16% 汚職/関税逃れ/壟断(電気代など)/税の未納/税の無駄/公共投資の損失/国外逃亡資金/違法な徴収/金融の損失
- ・電力改革：政企分離/廠網分解/全国ネット 鉄道改革 電信改革 航空改革

#### 6) 環境問題

- ・土壌流出(国土の38%)/荒地拡大/森林赤字/砂漠化(草原の1/3が消滅)/大気汚染と酸性雨/水質汚染 原因…人口増加+都市化+経済成長+貧困

#### 7) 政治指導者

- ・鄧小平が終身制を廃止 江沢民が定年制・任期制を採用 → 幹部の交代が予測可能に
- ・若返り 十二大73.8歳⇒十三大63.6歳 高学歴化 十二大10.3年⇒十五大15.9年
- ・閣僚級幹部のうち、85%が、省級幹部経験者 ただし地域に偏りがある

#### 8) 国際関係

- ・2020年、中国は強盛期に 経済的実力+総合的国力+生活水準 党と大衆の結合
- ・中国はアメリカとの友好関係を必要とするが、すでにアメリカと戦略的対抗関係に

#### 9) 政治改革と民主化

- ・「人民内部の矛盾」「人民大衆を敵とみなすのは誤り」(劉少奇)
- ・中国建国以来の誤り 1)階級闘争を優先 2)性急な経済建設 3)人口政策の失敗 ～毛
- ・2002年十六大報告：意思決定の科学化・民主化を進めよう

### □3□ 世界のなかの日中関係

#### 1) 21世紀前半は米中関係が基軸

- ・アメリカ～新大陸/中国～旧大陸 対照的で相互補完的 アメリカの中国封じ込め
- ・日米関係、日中関係は、米中関係の従属変数 日本の対米、対中戦略を構想すべき

#### 2) 「歴史問題」は、東アジアの主導権問題だ

- ・中国反日デモの背景…党の黙認/党の統制/対日問題(安保理拡大、MD)
- ・中国、韓国は戦勝国でない～戦後処理に主導権を握れず～国際法の後出しジャンケン
- ・中国は靖国神社がうらやましいのでは 人民英雄記念碑 地方での追悼は禁止

#### 3) 台湾問題

- ・国民党主席の直接選挙(2005. 7)…台湾民主化の完成 ⇒共産党になぜできない?
- ・アメリカは台湾を防衛⇒日本も同調⇒中国は対米衝突を避けたいので、むしろ助かる

#### 4) 長期的な対中戦略を

- ・地域的な重心は中国に傾く+韓国・朝鮮 アメリカは牽制してインド、日本にテコ入れ
- ・中国とアメリカが握手しても、喧嘩しても、日本は割り喰う ⇒その中間に活路



第27回国際学生シ  
ポラム@国立リベラ  
記念青少年総合セン

## 対話の意義とその可能性

—— 時代を切り拓く若者たちへ ——

2005. 12. 16  
橋爪大三郎  
(東京工業大)

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

### □0□ 講師自己紹介

はしづめ だいさぶろう……1948年神奈川県生まれ。東大大学院社会学研究科博士課程単位取得退学。執筆活動を経て、現在、東京工業大学大学院社会理工学研究科・価値システム専攻教授。社会学者。

著書……『言語ゲームと社会理論』『仏教の言説戦略』『現代思想はいま何を考えればよいのか』『その先の日本国へ』(以上、勁草書房)、『言語派社会学の原理』(洋泉社)、『冒険としての社会科学』(毎日新聞社)、『橋爪大三郎の社会学講義』『同2』(夏目書房)、『民主主義は最高の政治制度である』(現代書館)、『小室直樹の学問と思想』(共著、弓立社)、『はじめての構造主義』(講談社現代新書)、『こんなに困った北朝鮮』(メタログ)、『正義・戦争・国家論』『自分を活かす思想/社会を生きる思想』『天皇の戦争責任』(以上、共著、径書房)、『ヴォーゲル、日本とアジアを語る』(共著、平凡社新書)、『幸福のつくりかた』(ポット出版)、『世界がわかる宗教社会学入門』(筑摩書房)、『寛容のレシピ』(グラスビー著、解説・NTT出版)、『政治の教室』『人間にとって法とは何か』『アメリカの行動原理』(以上、PHP新書)、『日本人は宗教と戦争をどう考えるか』(共著、朝日新聞社)、『「心」はあるのか』(ちくま新書)、『永遠の吉本隆明』(洋泉社新書y)、『隣のチャイナ』(夏目書房)ほか。

<http://www.valdes.titech.ac.jp/~hashizm/> ☆東京財団ウェブで宗教講義全10回を公開中。<http://www.tkfd.or.jp/division/public/nation/ibunka.shtml>

### □1□ 国際社会は、どういう社会か

#### 1) 古代はどういう国際社会だったか

- ・農業→人口増加&密集→民族紛争→戦争→奴隷制 ⇨ 宗教・法律・帝国(古代文明)
- ・個別(ローカル)の価値を越える普遍(グローバル)の価値を提案 ⇨ 新たな紛争?
- ・哲学: 言葉を使って、正しさに近づく技術……証明&対話 対話⇨背負い投げ

#### 2) 中世はどういう国際社会だったか

- ・西欧~農民と小領主~キリスト教 西アジア~商業~イスラム教 遠隔地交易
- ・神学論争(正しさの規準は聖典) 十字軍・宗教裁判 ⇨ 宗教改革→宗教戦争

#### 3) 近代はどういう国際社会か

- ・モノ(原材料・工業製品)の移動 → 情報・ヒトの移動 → ますます加速
- ・IT革命 冷戦(市場vs計画)に決着 移動速度: 情報・カネ>>モノ>ヒト
- ・グローバル化……英語の支配+アメリカの覇権+国際競争+科学技術の優位+中印台頭
- ・価値の一元化(伝統や文化が横並びで競争)/価値の多様化(個々人の自由が極大)

### □2□ 対話の意義、対話の可能性

#### 1) 対話はよいものなのか

- ・日本人……対話に対する過剰な期待 腹を割って話す ホンネ信仰
- ・キリスト教……悪(神に対する反逆)、罪(神に救われない) 宗教の話題はタブー 宗教戦争→宗教的寛容(世俗の社会では宗教や内面を問わない)→近代国家・政教分離

#### 2) 対話はなにをしようとするのか

- ・理性に対する信頼 理性(論理)……神の能力のうち人間に与えられた部分 世俗社会は、理性によってかたちづくる cf フランス革命 討論を重視
  - ・ハーバーマス 「理想的対話状況」: 個々人の理性が研ぎすまされ、利害は捨象する
  - ・ロールズ 「無知のベール」: 現実の自分を離れて公平と思える制度が正しい
- ⇒どちらも、現実の人間は、理想的な対話や討論ができないことを前提としている。

#### 3) 対話はなにを語る

- ・異文化体験 異なる文化の人びとは異なる価値観をもつ → 自分の価値観に気づく
- ・自分の価値観は相対的(選択の結果) → 外国文化愛好者or自文化愛好者
- ・自分の価値観について誇りをもって語らないと、対話は成り立たない cf 歴史認識

### □3□ 対話のどこが困難なのか

#### 1) ポスト冷戦、ポストモダンとはなにか

- ・イデオロギー(ドグマ)の敗退→価値観はただ横並び→思想や価値はどれでも同じ
- ・「思想」⇨ファッション(自由な選択の対象)→それが生き(られ)ていたことが想像できない→「思想」は解剖台のうえの死体(言説分析)→メタ言語(オタク語)の増殖

#### 2) グローバル化と対話の困難

- ・情報の過剰(情報処理能力の過少)→防衛反応→1) 相対主義、2) 原理主義
- ・原理主義……選択可能なはずの自分の価値観を「宿命」化→トートロジーで自己肯定
- ・相対主義は、そもそも成り立たない態度 ∴相対主義は絶対主義を容認するほかない

#### 3) アメリカの自由は、普遍的な価値なのか

- ・自由はもともと、信仰の自由を意味した(政府は教会に干渉しない) → 人権
- ・文化的多元主義(マルチカルチュラリズム)……エスニックグループは固有文化を大事にしてよい、国民として行動し法に従い、他のエスニックグループを尊重する限りは
- ・アメリカは新大陸→固有文化がない→世界中がアメリカになることはできない→アメリカは永遠に、旧大陸よりも優位だと主張し、自由を押しつけるほかない?

### □4□ いまを生きるわれわれは、どう対話すればよいのか

#### 1) 日本社会の価値前提を、まず自覚する

- ・まず対話すれば、自分の価値がわかる/自分の価値がわかれば、対話ができる
- ・どこまでも聞き続け/語り続ける 語り続ければ詰まる、それを相手が助けてくれる
- ・自分たちを規定する共通体験(歴史、文化、言語)について系統的に知る ×情報

#### 2) 相手の価値前提を、系統的に理解する

- ・まったく異なる発想、異なる価値前提があることを知る cf 宗教、文化、習慣
- ・知識ではなしに、実感できることが大事 友人をもつこと

#### 3) 異文化モードに切り換える

- ・日本の固有文化は、自己主張を抑制する美学をもっている ハイコンテキストな言語
- ・多くの社会は、自己主張を当然とする哲学をもっている ローコンテキストな言語
- ・日本人のほうが、国際社会に合わせないと、対話が始まらない